

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2015年1月号 | No. 1/2015

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

国際出願の電子出願及び手続

シンガポール：シンガポール知的所有権庁による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

シンガポール知的所有権庁（IPOS）は、受理官庁の資格において、PCT 規則 89 の 2.1(d) に従い、2015 年 1 月 1 日から電子形式での国際出願の受理及び手続を開始した旨、国際事務局（IB）に通知しました。当該官庁は ePCT ポータルサイトの ePCT 出願機能を利用した国際出願を受入れます。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は手数料表 I(a)に含まれます。

さらに、当該官庁は 2015 年 6 月 1 日から PCT-EASY 形式の願書を伴う国際出願を受けなくなる旨、国際事務局に通知しました。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の詳細は 2015 年 1 月 15 日に公示（PCT 公報）に掲載されます。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

（PCT 出願人の手引 附属書 C（SG）が更新されました。）

上記により、ePCT出願が可能な受理官庁の数は 13 となりました¹。

PCT—特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）パイロット

欧州特許庁とカナダ知的所有権庁、イスラエル特許庁、メキシコ工業所有権機関、シンガポール知的所有権庁との新しい試行プログラムの開始

2015 年 1 月 6 日に、国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）としての欧州特許庁（EPO）と以下の官庁は、新しい PCT-PPH 試行プログラムを開始しました。

カナダ知的所有権庁
イスラエル特許庁

本パイロットでは、ISA 又は IPEA としてのカナダ、イスラエル、EPO のいずれかの官庁によって作成された肯定的な見解書若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）（すなわち、特許性ありと判断された請求の範囲が少なくとも 1 つ存在する場合）を得た PCT 出願に基づき、残りの国又は地域の国内（広域）段階で早期審査を利用可能です。

¹ ePCT 出願は次の官庁に対するオンライン出願として利用可能：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/BR, RO/CL, RO/EA, RO/EP, RO/FI, RO/IN, RO/MY, RO/NZ, RO/SE, RO/SG

また、同日に、EPO と以下の官庁は、新しい PCT-PPH 試行プログラムを開始しました。

メキシコ工業所有権機関
シンガポール知的所有権庁

本試行プログラムでは、ISA 又は IPEA としての EPO によって作成された肯定的な見解書若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）（すなわち、特許性ありと判断された請求の範囲が少なくとも 1 つ存在する場合）を得た PCT 出願に基づき、メキシコ又はシンガポールの国内段階で早期審査を利用することが可能です。さらに、メキシコやシンガポールの国内出願や当該国に移行した PCT 国際出願の手続きにおいて得られた国内成果物に基づき、EPO で早期審査を請求することも可能です。

上記 PCT-PPH 合意に関する詳細情報は以下のリンク先をご覧ください。

EPO とカナダ：

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20141219.html>

http://www.cipo.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/h_wr02160.html

<http://www.cipo.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr03893.html>

（英語）

<http://www.opic.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/fra/wr03893.html>

（仏語）

EPO とイスラエル：

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20141219a.html>

<http://index.justice.gov.il/En/Units/ILPO/Departments/Patents/Pages/PPH.aspx>

EPO とメキシコ：

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20141219b.html>

EPO とシンガポール：

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20141219c.html>

<http://www.ipos.gov.sg/AboutIP/TypesofIPWhatIsIntellectualProperty/Whatisapatent/Applyingforapatent/PatentProsecutionHighwayPPH.aspx>

更新された PCT-PPH 試行プログラムのウェブサイトは以下のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

国際事務局の閉庁日

PCT 規則 80.5 に基づく期間計算を行うときに考慮される、2015 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの国際事務局の閉庁日は次のとおりです。

全ての土曜日、日曜日
 2015 年 1 月 1 日及び 2 日
 2015 年 4 月 3 日及び 6 日
 2015 年 5 月 25 日
 2015 年 9 月 10 日
 2015 年 9 月 24 日
 2015 年 12 月 24 日、25 日、31 日

これらは国際事務局の閉庁日のみを示しており、国内又は広域官庁の閉庁日を示すものではありません。他の官庁の 2015 年における閉庁日は下記 PCT ウェブサイトから確認可能です。

<http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml>

PCT-SAFE 更新**PCT-SAFE クライアント パッチのリリース**

PCT-SAFE クライアント ソフトウェア (2015 年 1 月 1 日付け Version 3.51.066.242) が次のサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

詳細は次の PCT 電子サービスのウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en>

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS)

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT 出願人は、先の出願の謄本を提供するために提出したり請求したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう国際事務局に対して請求できます。

これまでの DAS システムでは、出願人がウェブポータルで官庁がアクセスすることを許可する必要がありました。現在、全ての参加官庁が、書類を取得する官庁に“アクセスコード”を送付することによってアクセス権が付与される新しいシステムに移行しました。その結果、2014 年 12 月 19 日に、これまでの DAS ウェブポータルは廃止され、WIPO アカウントが必要な新しいバージョンに変わりました。DAS を利用するためにこの新しいポータルにアクセスする必要はありませんが、そこでは本システムに関する有益な情報を提供いたします。中でも注目すべきは、官庁が実際に優先権書類を取得したかどうかを確認するために、優先権書類のアクセス履歴を追跡することが可能となりました。新しい DAS ウェブポータルのデモ版は次のリンク先からご利用いただけます：

<https://webaccess.wipo.int/dasapplicantdemo>

PCT 最新情報

- AU : オーストラリア (国際型調査と仮保護に関する規定)
- BE : ベルギー (インターネットアドレス)
- BW : ボツワナ (官庁の名称、所在地、電話番号、Eメールとインターネットアドレス、手数料)
- CO : コロンビア (管轄国際調査及び予備審査機関)
- EP : 欧州特許庁 (手数料)
- ES : スペイン (手数料、国の安全に関する規定)
- FR : フランス (国の安全に関する規定)
- GB : 英国 (インターネットアドレス)
- GE : グルジア (管轄国際調査及び予備審査機関—イスラエル特許庁の仕様に関する説明)
- IL : イスラエル (手数料)
- JP : 日本 (手数料)

2015年3月1日から、受理官庁としての日本国特許庁に支払う国際出願手数料、30枚を超える1枚ごとの手数料、手数料表の項目4に基づく減額の円への換算額が変更になります。

(PCT出願人の手引 附属書C (JP) が更新されました。)

- KR : 大韓民国 (電子形式の国際出願の出願及び手続に関する要件、手数料)
- PE : ペルー (管轄国際調査及び予備審査機関)
- RS : セルビア (仮保護、手数料)
- SA : サウジアラビア (管轄国際調査及び予備審査機関)
- SC : セーシェル (Eメールアドレス、手数料)
- SG : シンガポール (電子出願、手数料)
- US : アメリカ合衆国 (管轄国際機関)

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料 (欧州特許庁、日本国特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、イスラエル特許庁、国立工業所有権機関 (ブラジル))

国際予備審査手数料及び国際予備審査に関する他の手数料 (イスラエル特許庁、スペイン特許商標庁)

取扱手数料 (イスラエル特許庁、日本国特許庁)

PCT 関連資料の最新／更新情報

WIPO Pearl ビデオ

PCT Newsletter 2014年10月号の2ページに掲載した、WIPO Pearl (特許文献で使われている科学技術用語にアクセス可能な複数言語の専門用語ポータルサイト) の紹介に関し、WIPO は本データベースの重要な機能を紹介するビデオを作製しました。以下のリンク先からご覧頂けます :

<http://www.wipo.int/multimedia-video/en/wipopearl/wipopearl.mp4>

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と、国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）としての以下の機関との間の ISA 及び IPEA としての機能に関する改正された取決め（それぞれ括弧書きで示された日に発効）が PDF 形式で英語及び仏語で掲載されました。

CN 中華人民共和国国家知識産権局（2015 年 3 月 1 日）

KR 韓国知的所有権庁（2015 年 1 月 1 日）

（中国：英語）http://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html

（リンク先ページの右側を参照）

（中国：仏語）http://www.wipo.int/pct/fr/access/isa_ipea_agreements.html

（リンク先ページの右側を参照）

（韓国：英語）http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_kr.pdf

（韓国：仏語）http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_kr.pdf

手数料の支払い請求に関する注意喚起、国内手数料の支払いの通知に関する説明

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。

そして、以下の新たな請求書が確認されました。

WIPO – World Intellectual Property Office

Search Index Registration Department – Registration of International Patent

この“World Intellectual Property Office”においては、請求書の下部に記載されたあて名と E メールアドレスは世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization）のものに非常に似ており、世界知的所有権機関の実際のインターネットアドレスが記載されていました。本請求書は、PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例と共に以下のリンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧頂けます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです（PCT 第 21 条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX 番号： +41 22 338 83 39

電子メール：pct.legal@wipo.int

PCTに関する記事

WIPO マガジン（2014 年第 6 号）から “Pioneers of Blue LEDs Dazzle Nobel Committee” の記事の抜粋が、PCT ウェブサイトの “PCTに関する記事” に追加されました。

2014 年のノーベル物理学賞は、青色発光ダイオード（LED）の発明者が受賞しました。赤崎勇氏、天野浩氏、中村修二氏は何れも日本人の教授であり、1980 年代中頃に青色 LED の開発に大きな影響を与えた研究が評価されました。彼らの飛躍的な発明により、品質の良い、高効率な、環境にやさしい光源の開発が可能となり、今では日々の暮らしに欠かせません。2014 年の受賞者の研究は特許出願の急増と技術の急速な進化のきっかけとなりました。PATENTSCOPE で 2004～2013 年で検索すると、2014 年の受賞者により開発された先駆的な技術を含む 8,250 件を超える青色 LED 関連の国際出願が PCT を通じて出願されたことが分かります。中村教授は大学研究における PCT の重要性を強調し、こう説明しています。“大学で生まれる技術のほとんどは非常に初期の段階でありそのような技術にとって PCT は重要です。なぜなら、PCT は、商業的なパートナーにとってどの国が重要なのかを決定するかなり前、市場と技術が成熟する間、発明を世界的に保護する機会を与えてくれるからです。”

WIPO マガジンの他の抜粋を含め次のリンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html

また、WIPO マガジン（2014 年第 6 号）の全記事は次のリンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/index.html

実務アドバイス

国際調査機関の見解書で指摘された事項に回答するための非公式コメント提出に関する情報

Q: 国際調査機関の見解書を受け、国際事務局へ非公式コメントを提出したいのですが、非公式コメントに関連する PCT 規則の情報が見あたりません。非公式コメントの提出期限及び、PCT 第 19 条に基づく説明書のように、非公式コメントに文字数の制限があるのか教えてくださいませんか？また非公式コメントは国際出願と共に公開されますか？今後も国際予備審査請求書を提出する場合、非公式コメントは国際予備審査機関へ送付されますか？

A: 2002 年 9 月に開催された第 31 回 PCT 同盟総会にて、国際調査機関（ISA）による新しい形式の見解書の作成に関する PCT 規則が採択されました。同盟総会は、出願人が ISA 見解書に回答するための特別な規定を規則に含まない旨を同意しました。ISA 見解書に対する公式な応答は、国際予備審査手続きの一部として PCT 第 34 条に基づき、国際予備審査機関（IPEA）へ提出される必要があります。しかしながら、国際予備審査請求書が提出されない場合には、出願人は国際事務局（IB）へ非公式ベースでコメントを提出することにより、ISA 見解書に対し反論の機会を得ます。そのような非公式コメントはその後、指定官庁へ送付され、さらに PATENTSCOPE にて閲覧可能となります。非公式コメントである故に、PCT 規則には関連する情報はありませんが、*PCT 出願人の手引* 国際段階の概要のパラグラフ 7.030 (<http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>) にいくつか情報があり、また関連する PCT 同盟総会文書には有用な背景情報がございます²。

² PCT/A/31/10（パラグラフ 47）及び PCT/A/31/6（パラグラフ 22, 23, 25, 28, 30, 31, 35, 43 及び 44）は次のリンク先をご覧ください：http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=4656

非公式コメントを提出する特別な期限はありませんが、当該コメントを提出できるもっとも早い時期はISA 見解書の作成後であり、優先日から 28 ヶ月の期間内に提出すれば、当該コメントは国内段階移行時に指定官庁で利用可能となります。優先日から 30 ヶ月を過ぎて受理された非公式コメントは、単に IB の一件書類に保存されるだけで、PATENTSCOPE には掲載されず(期限満了後に IB へ提出された他の文書と同様)、指定官庁へも送達されません。国内段階手続きにおいて、何れかの指定官庁が ISA 見解書に対するコメントを考慮するよう希望するのであれば、当該コメントは直接各官庁へ提出する必要があります。非公式コメントの言語に関しては、何れの言語の非公式コメントも IB は指定官庁へ通知(複数言語の場合もあり)し、何れの指定官庁も、該当する場合には、当該コメントの翻訳を要求することができます。

PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正に関する説明書の 500 語を上限とする要件(PCT 規則 46.4)とは異なり、非公式コメントには文字数の制限がありません。また、PCT 第 19 条に基づく補正とは異なり、非公式コメントは国際出願と共に公開されませんが、国際公開日後に PATENTSCOPE (“書類” タブから)にて閲覧可能となります³。非公式コメントは、ISA に送付されず、国際予備審査請求書が提出された場合は IPEA にも送付されません。

非公式コメントは ePCT システム (<https://pct.wipo.int/ePCT>) の “ドキュメントアップロード” 機能を利用して IB へアップロードすることができます。本機能の利用には、基本的な WIPO ユーザアカウントを作成し ePCT パブリックサービスを利用することででき、電子証明書でユーザアカウントの認証をする必要はありません。或は、非公式コメントを次の FAX 番号へ送付することも可能です: +41 22 338 82 70

もし国際予備審査請求書を提出し、非公式コメントとして IB へ送付したコメントを IPEA に考慮してもらいたいのであれば、国際予備審査手続(第 II 章)の一部として、PCT 第 34 条に基づき IPEA へ直接再提出する必要があります。この場合、混乱を避けるため、“非公式コメント” という表示は削除し、コメントには第 II 章の目的のための答弁書である旨を表題に含むことを確認してください。第 II 章の見解書に対する答弁書の提出のための正式な手続きに関する情報としては、IPEA に対して複数の補正や抗弁をすることができますし、また IPEA に口頭で連絡することも可能です。詳細は PCT 規則 66.2 から 66.6 及び 66.8 をご参照ください。国際予備審査請求書が提出されれば、非公式コメントは指定官庁へは転送されませんが、PATENTSCOPE では閲覧可能です。

該当する場合、PCT 第 19 条に基づく説明書と補正書を共に提出することで、及び/または、国際予備審査請求をし PCT 第 34 条に基づく補正書を提出することで、ISA 見解書で指摘された事項に対応すれば、より強力な特許を得られるかもしれません。19 条補正の提出は非公式コメントの提出への追加という形でできますが、異なる形式の提出であることを明確に区別するよう注意してください。上記に述べたように、国際予備審査の目的のための非公式コメントの内容の提出を希望であれば、第 II 章の目的のためであると明確にし IPEA へコメントを再提出する必要があります。

欧州特許庁(EPO)によりすでに調査された先の出願に基づく優先権を主張して受理官庁としての EPO へ提出された国際出願で、EPO が ISA として選択された場合においては、国際出願と共に先の出願に関して EPO へ非公式コメントを提出することが可能です。必要な要件を満たせば、国際調査を担当する審査官は非公式コメントを考慮するでしょう。“PCT

³ 2014 年 7 月 1 日に PCT 規則 44 の 3 が削除される前は、見解書と、出願人が提出したその見解に対する答弁である非公式コメントは共に、優先日から 30 ヶ月の期限満了後においてのみ PATENTSCOPE で閲覧可能でした。

Direct”として知られるこの手続きは、上記で議論される PCT の通常の非公式コメントと混同されませんようご注意ください。(PCT Direct の詳細は、*PCT Newsletter* 2014 年 11 月号の 4 ページをご覧ください。)

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2015年2月号 | No. 2/2015

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

国際機関会合

第 22 回 PCT 国際機関会合が 2015 年 2 月 4 日から 6 日まで東京で開催されました。議長による要約と作業文書は下記の WIPO ウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=35263

米国特許商標庁（USPTO）により提出された文書（“PCT 改善プランのレビュー”；PCT/MIA/22/19）に基づき、今後作業が必要な下記の 5 つの事項を議論しました。

- 国際事務局（IB）を経由した調査手数料及び調査用写しの送付
- 国内移行時の ISA/IPEA による否定的見解への応答義務付け
- 特許審査ハイウェイ（PPH）の PCT への正式統合
- 留保のレビューと確認
- 第 II 章の見解書義務付け

日本国特許庁（JPO）は、PCT 手続きの国際段階と国内段階において可能なさらなる連携促進（“国際段階及び国内段階の連携促進”；PCT/MIA/21/17）に関し、PCT 作業部会の電子フォーラムを通して行われている官庁間の議論について報告しました。本会合は JPO に対し、元の引用特許文献が英語以外の言語である場合に、英語の特許ファミリー文献（そのような英語文献が存在する場合）の関連箇所を明記することにより国際調査報告書（ISR）の有用性をさらに改善する提案をさらに進めることを求めました。

欧州特許庁（EPO）は、EPO によりすでに調査された先の出願に基づいて優先権を主張する国際出願において、出願人が先の出願で作成された調査見解で提起された異議に対する非公式コメントを国際調査機関（ISA）としての EPO へ提出することができる、“PCT Direct”という新しいサービスについて報告しました（PCT/MIA/22/21）（PCT Direct に関する詳細は、*PCT Newsletter* 2014 年 11 月号 4 頁をご覧ください）。現在、当該サービスは受理官庁（RO）としての EPO を利用する出願人のみを対象としています。各機関は、他の RO に対してもこのサービスを拡張することを支持しました。

各機関は、国際出願における従属請求の範囲を定める PCT 規則 6.4 に基づく要件に関して、韓国知的所有権庁（KIPO）により提案された国際調査及び予備審査ガイドライン（PCT ISPE ガイドライン）へのいくつかの修正点を議論し、原則支持しました（PCT/MIA/22/17）。

本会合は EPO 及び KIPO に対し、2015 年 5 月の PCT 作業部会でのプレゼンテーションのため、先の調査及び／又は分類結果を RO から ISA へ送付することに関する提案（PCT/MIA/22/4）をさらに進めることを求めました。

国際機関の任命に関する議論（PCT/MIA/22/3）では、当該機関として効率良く実務を遂行するための品質要件及びこれらが任命基準にどのように反映され得るかについて品質サブグループにおける議論の進捗が検討されました。本会合は品質管理制度に関する要件を強化するための PCT ISPE ガイドラインの第 21 章の見直し、及び国際機関として任命するための申請において適切な品質事項が全て含まれているか確認するための共通の申請書の作成を品質サブグループの勧告として採択しました（品質サブグループの会合に関する詳細は下記参照）。

各機関は、出願人、RO、国際機関及び第三者が利用するために IB が提供する様々な電子サービス（PCT/MIA/22/2）に対し満足している旨、表明しました。特に RO として ePCT 出願を提供している機関は、ePCT 機能に十分満足している旨の発言がなされました。また、IB から電子形式で調査用写しを受理する eSearchCopy への参加に関し各機関から強い関心が寄せられ、現在 RO としての USPTO 及び ISA としての EPO により試行されている、IB を経由した調査手数料の送金と当該サービスを統合する可能性についても言及されました。各機関はさらに XML 形式の調査及び審査報告書、及びイメージ又は様式データよりむしろ XML データによる交換へと移行するための努力を歓迎しました。

他の議題は以下の通りです：

- PCT 最小限資料（PCT/MIA/22/7, 8, 18）、国内特許コレクションの資料の拡張に関するさらなる議論のためのタスクフォースを再稼働する提案を含む
- 特許審査官の研修（PCT/MIA/22/5）
- 補充国際調査制度（PCT/MIA/22/6）
- PCT ISPE ガイドライン公布の提案（PCT/MIA/22/9）
- 新しい配列表の標準（PCT/MIA/22/10）
- WIPO 標準 ST.14 の改訂（引用特許文献における参照を含むことの提案）（PCT/MIA/22/11）
- 国際段階での機関によるカラー図面の処理（PCT/MIA/22/12）
- 今後 3 年間にわたり実施する協働調査及び審査の試行プロジェクト第 3 フェーズ（PCT/MIA/22/13）
- 欠落部分の引用補充に関する手続きの明確化（PCT/MIA/22/14, 14 Add.）
- 同日の優先権主張（PCT/MIA/22/15）
- 国際特許出願からの IPC 分類の欠落（PCT/MIA/22/16）

本会合では、品質サブグループ会合の議長による要約をテークノート（PCT/MIA/22/22 の附属書 II）し、以下のさらなる作業の勧告を承認しました。

- 品質ポリシー、ガイドライン、品質のサンプルチェック手法及びチェック率、品質保証プロセスにおけるチェックリストに関する情報交換の継続
- 来年の品質サブグループ会合での議題のため各機関の品質管理制度の特定の議題に関する経験の共有
- ISR の別個の附属書として、データベース、分類、キーワードを記録する試行プロジェクトの立上げ、及び当該情報を閲覧可能とすることに関心のある機関のための PATENTOSCOPE における全調査記録の掲載の継続を含む、サーチ戦略情報共有のためのスリートラックプロセス
- ISR 及び国際予備審査報告の第 V 欄及び第 VIII 欄に関する標準化項目を実施している機関による情報と経験の共有
- 二つの協働事業の継続：
指定官庁としてのある機関から国際機関としての他の機関へ ISR 及び見解書に関する

フィードバックを提供する2つの機関による試行研究；

国際機関としての一方の機関による国際出願の先行技術文献と、指定官庁としての他方の機関による同じ出願の先行技術文献とを比較する2つの機関における共同メトリクス研究

- PCT ISPE ガイドラインにおける発明の単一性の複雑な事例及びそのカテゴリーの説明と例示の改善に関するさらなる議論
- 利用可能性、表現、メトリクスの範囲及び対象者を考慮に入れた、関係機関及びユーザに対して有益な情報提供が可能なPCTメトリクスの枠組みの開発

多くの官庁における国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料の換算額の変更

2015年1月15日のスイス国立銀行の決定に従い、1ユーロ=1.20スイスフランの為替レートの上限を撤廃したことで、スイスフランは他の多くの通貨に対し15%から20%の間で高騰しました。国際事務局（IB）へ支払う手数料（国際出願手数料、30枚を超える用紙毎の手数料及び取扱手数料）は、手数料表の項目4に掲載されたPCT-EASY及び電子出願の手数料減額同様にスイスフランで設定されていますが、これは様々な現地通貨の換算額で支払可能なため、IBは例外的にそれら特定の通貨の新しい換算額を設定する必要があり、2015年4月1日に実施します。一方で、他の通貨で設定された特定の手数料（調査手数料及び補充調査手数料）のスイスフランの換算額は同日から減額されます。

当該変更により影響を受け、新たにより高い換算額の設定が必要となる通貨は以下の通りです。

AUD	オーストラリアドル
CAD	カナダドル
DKK	デンマーククローネ
EUR	ユーロ
GBP	ポンド
HUF	ハンガリーフォリント
ISK	アイスランドクローナ
KRW	韓国ウォン
NOK	ノルウェークローネ
NZD	ニュージーランドドル
SEK	スウェーデンクローナ
SGD	シンガポールドル
ZAR	南アフリカランド

スイスフランの価値の高騰により当初影響を受けたいくつかの通貨はその後、スイスフランに対し大部分価値を取り戻し、例えば日本円や米ドルのように、結果的に新しい換算額の設定には至らない通貨もあります。

影響を受ける通貨の新しい換算額はPCT手数料表に掲載されています。影響を受ける受理官庁、国際調査機関（ISA）、国際予備審査機関（IPEA）及び補充調査のため指定された機関は、以下の更新されたPCT出願人の手引（<http://www.wipo.int/pct/guide/en/>）の附属書のリストにて容易に確認できます。なお、ISAのリストにおいては、換算額の変更のいくつかは必ずしもスイスフランの価値の変動によるものではなく、他の通貨の価値の変動に伴う場合もありますが、何れも2015年4月1日から実施されるので便宜上、下記に掲載しております。

- 附属書 C (RO) : AT, AU, BA, BE, CA, CY, CZ, DE, DK, EE, EP, ES, FI, FR, GB, GR, HU, IB, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MT, NL, NO, NZ, PT, RO, SE, SG, SI, SK, SM, ZA
- 附属書 D (ISA) : AT, AU, BR, CA, CL, CN, EG, EP, ES, FI, IL, IN, JP, KR, RU, SE, US, XN
- 附属書 SISA (国際調査機関 (補充調査)) : AT, EP, FI, RU, SE, XN
- 附属書 E (IPEA) : AT, AU, CA, EP, ES, FI, KR, SE, XN

国際出願の電子出願及び手続

カナダ : カナダ知的所有権庁で ePCT 出願を利用可能な電子出願パッケージの準備

受理官庁としてのカナダ知的所有権庁 (CIPO) は、2015 年 2 月 2 日から、PCT-SAFE に加え、ePCT 出願機能を利用して提出のために準備された国際出願を含むパッケージの出願を CIPO の電子出願サービスを通して受入れることを国際事務局に通知しました。

適用される手数料表の項目 4 に掲載される電子出願の手数料減額は手数料表 I(a)に含まれません。

電子形式による国際出願の提出に関する CIPO の詳細は 2015 年 1 月 29 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

(PCT 出願人の手引 附属書 C (CA) が更新されました。)

サウジアラビア及びラトビア : サウジ特許庁及びラトビア特許庁による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

サウジ特許庁及びラトビア特許庁は、受理官庁の資格において、PCT 規則 89 の 2.1(d)に従い、サウジ特許庁は 2015 年 2 月 1 日から、ラトビア特許庁は 2015 年 3 月 1 日から電子形式での国際出願の受理及び手続を開始する旨、国際事務局 (IB) に通知しました。当該官庁は ePCT ポータルサイトの ePCT 出願機能を利用した国際出願を受入れます。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は手数料表 I(a)に含まれます。

電子形式による国際出願の提出に関するサウジ特許庁とラトビア特許庁の詳細はそれぞれ 2015 年 1 月 22 日、2015 年 2 月 12 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

(PCT 出願人の手引 附属書 C (LV と SA) が更新されました。)

上記により、ePCT 出願が可能な受理官庁の数は 16 となりました¹。

ePCT 出願は、電子証明書で認証された WIPO ユーザーアカウントで利用可能な ePCT プライベートサービスから行えます。ご利用は下記リンク先の ePCT ポータルサイトからどうぞ。

¹ ePCT 出願は次の官庁に対するオンライン出願として利用可能 : RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/BR, RO/CA, RO/CL, RO/EA, RO/EP, RO/FI, RO/IN, RO/LV (2015 年 3 月 1 日から) , RO/MY, RO/NZ, RO/SE, RO/SG

<https://pct.wipo.int/ePCT>

また、上記リンク先から WIPO ユーザアカウントの作成と WIPO 電子証明書の手続きも可能です。ePCT ポータルサイトの“Try ePCT in DEMO mode”（ePCT デモ版）のリンクからデモ出願も可能です。

国際事務局の閉庁日の変更

PCT Newsletter 2015 年 1 月号に掲載された国際事務局（IB）の 2015 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの閉庁日に関して、閉庁日とされていた 2015 年 9 月 24 日は 2015 年 9 月 23 日へ変更になりますのでご注意ください。

国際事務局の閉庁日は下記サイトから確認可能です。

<http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml>

PCT 最新情報

国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料（多くの官庁）

上記“多くの官庁における国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料の換算額の変更”を参照。

- AT：オーストリア（手数料）
- BE：ベルギー（インターネットアドレス）
- CA：カナダ（電子出願、手数料）
- DK：デンマーク
- EE：エストニア（手数料）
- GE：グルジア（手数料）
- IB：国際事務局（手数料）
- IN：インド（国の安全に関する規定）
- LK：スリランカ（代理人に関する要件、手数料）
- LV：ラトビア（電子出願、手数料）
- NO：ノルウェー（国際公開後の仮保護、国際出願の翻訳に関する要件、国際出願の写しの提出、手数料）
- SA：サウジアラビア（電子出願、手数料、国内段階移行の要件の概要）
- SG：シンガポール（所在地とあて名、Eメールとインターネットアドレス、手数料、要求する写しの部数）
- TH：タイ（所在地とあて名）

調査手数料（欧州特許庁、イスラエル特許庁、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁及び他の多くの官庁）

補充調査手数料（連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦））

取扱手数料（多くの官庁）

モロッコにおける欧州特許の認証

欧州特許庁とモロッコ政府間の新しい合意が 2015 年 3 月 1 日より発効され、欧州国以外での最初のそのような合意となります。その日以降、モロッコでの欧州特許及び欧州特許出願（欧州特許として指定のある PCT 出願を含む）の認証が可能となります。モロッコで認証される欧州特許及び出願はモロッコでの特許と同様の法的効果を有し、モロッコの特許法に従うこととなります。

以下の情報は PCT 出願に基づき付与された欧州特許の認証に関するものです。モロッコにおけるそのような欧州特許の認証は出願人の請求のもとに可能であり、2015 年 3 月 1 日以降に提出される国際出願に関しては欧州特許の認証が請求されたものと見なされます。なお、その日以前に提出された PCT 出願や当該出願に基づく欧州特許に関しては有効ではありませんのでご注意ください。

モロッコにおける欧州-PCT出願の認証のためには、欧州広域段階へ移行可能な 31 ヶ月の期限前、又は国際調査報告書の公開日から 6 ヶ月以内の何れか遅い期限内に、EPOへ認証手数料（現在 240 ユーロ）を支払う必要があります。その期限を超過した後であっても、下記の期間内に 50%の追加料金を支払うことで、認証手数料の支払は有効になります²。

- 2 ヶ月のグレースピリオド期間内、又は、
- 指定手数料に関する手続続行請求と共に：指定手数料の未払いを受け EPC 規則 112(1) に基づく権利喪失の連絡の通知から 2 ヶ月以内

認証国としてのモロッコに関する参照は欧州段階（指定又は選択官庁としての EPO）へ移行する際に必要な様式（様式 EPA/EPO/OEB 1200）に含まれます。当該様式の更新版は 2015 年 3 月 1 日に EPO のウェブサイトにて入手可能になり、*PCT 出願人の手引* EP 国内段階の附属書としても掲載されます。

詳細に関しては、以下のリンクをご覧ください。

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20150216.html>

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/president-notice/archive/20150216.html>

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20150216.html>

<http://www.epo.org/news-issues/news/2015/20150119.html>

<http://www.ompic.org.ma/fr/actualites/echange-de-lettres-dans-le-cadre-du-systeme-de-validation-des-brevets>（仏語）

米国特許商標庁：2015 年 2 月 17 日の休業

悪天候のため、米国特許商標庁は 2015 年 2 月 17 日に公的な事務処理を目的とした開庁を行いませんでした。その結果、PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する書類や手数料が同庁に到達すべき期限の満了日が上記日付にあたる場合、その期限は延長され、次の就業日である 2015 年 2 月 18 日に満了します。

² 拡張手数料の支払におけるグレースピリオド期間と同様の手続であり、詳細は OJ EPO 2009, 603 をご覧ください。（http://archive.epo.org/epo/pubs/oj009/12_09/12_6039.pdf）

PATENTSCOPE ニュース

調査及び審査の関連書類

PATENTSCOPE にて公開される国際出願の“書類”タブに新しい項目“調査及び審査の関連書類”が追加されました。当該項目は、ISR、サーチ戦略、見解書、特許性に関する国際予備報告、報告書や見解書の英訳、及び第三者情報提供など、国際事務局で受理され又は準備された範囲で調査及び審査に関連する書類を全てまとめることで、請求された発明の特許性の判断に関心のあるユーザに役立てることを目的としています。

ドイツ及びポルトガルの国内コレクション

PATENTSCOPE 検索サービスはドイツ及びポルトガルの国内特許コレクションを追加しました。

ドイツのコレクションは、1987年以降に公開された特許出願及び特許、1999年以降に公開された実用新案を含む200万件以上のフルテキストの書類を収蔵します。これらの書類はインデックスされ検索可能です。また、前記よりも古い約450万件のフルテキストの書類もアップロードされましたが、光学文字認識(OCR)の品質の信頼性欠如によりインデックスされていません。しかしながら、閲覧可能であり自動翻訳することも可能です。

ポルトガルのコレクションは10万件もの書誌データを保有しています。2015年内にはポルトガル語のフルテキストの書類の検索サービスを追加する予定です。

これら2つの新しいコレクションにより、39の国又は広域の官庁のデータがPATENTSCOPE検索サービスで利用可能になりました。下記のリンク先をご覧ください。

<http://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

PATENTSCOPE検索システムに関するパワーポイントのプレゼンテーション資料

2014年9月から2015年2月の間に、PATENTSCOPE検索システムに関する下記のトピックのウェビナーが行われました。

- PATENTSCOPE検索システムで利用可能な分析及び翻訳ツールの実演 (2014年9月)
- PATENTSCOPEでのIPCの概要と統計及び調査 (2014年10月)
- 複雑な検索式の作り方を学ぶ (2014年11月)
- PATENTSCOPE検索システム 2014年の進展 (2014年12月)
- 簡易検索及び構造化検索インターフェイスの使い方 (2015年2月)

これらのウェビナーで使用したパワーポイント資料は次のリンク先から利用可能です：

<http://www.wipo.int/patentscope/en/webinar/index.html>

PATENTSCOPE 検索サービスに関するウェビナーは今後も行われます。PCT セミナーカレンダー末尾にあるPCT ウェビナーのリストをご参照ください。

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT Newsletter 2014 の索引

2014 年の PCT Newsletter の索引（項目のアルファベット順、国や官庁のアルファベット順の 2 つの索引を用意）は下記リンク先から PDF でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2014/pct_news_2014_14.pdf

PCT 同盟総会の報告書

2014 年 9 月 22 日から 30 日までジュネーブで開催された PCT 同盟総会の最終報告書（PCT/A/46/6）は、下記リンク先でアラビア語、中国語、英語、仏語、ロシア語、スペイン語でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=33287

欧州資格試験 “the European Qualifying Examination” のための資料

欧州弁理士志望者が受ける欧州資格試験 (EQE) のための資料の準備を手助けするため、EQE の試験委員会の同意のもと、2014 年 12 月 31 日時点の PCT 出願人の手引の英語版と仏語版の国際段階と国内段階の 4 つの PDF ファイルが PCT ウェブサイトに掲載されました。

（英語）<http://www.wipo.int/pct/en/eqe/ip.pdf>

（仏語）<http://www.wipo.int/pct/fr/eqe/ip.pdf>

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局とスペイン特許商標庁における、2015 年 1 月 1 日発効の国際調査及び国際予備審査機関としての当該官庁の機能に関する改正された取決めが PDF 形式で英語及び仏語で掲載されました。

（英語）http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_es.pdf

（仏語）http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_es.pdf

実務アドバイス

明白な誤記の訂正のための請求が権限のある機関に拒否された場合、どのような対応ができますか？

Q: 国際出願と共に急いで準備した非公式の図面を提出しました。その後、公式の図面を準備しているときに、元の図面に小さな間違いがあることに気がつき、公式の図面で修正しました。しかし、後に提出した公式の図面は元々提出していた図面と差異があったため受理官庁より拒否されました。そのため、PCT 規則 91.1 に基づく明白な誤記の訂正のための請求を差替え図面と修正の説明と共に国際調査機関（ISA）に提出しました。残念ながら、当該請求はその後 ISA より拒否されました。本件を是正するために国際段階にて可能な対応はありますか？

A: 訂正のための請求を許可する権限のある機関（本件では ISA）が PCT 規則 91 に基づく訂正の許可を拒否する場合、国際段階において誤記を訂正するさらなる機会はありません。しかしながら、PCT 規則 91.3(d)に基づき、当該訂正のための請求や当該機関による拒否の理由、当該訂正のための請求を弁護するために提出することが可能な簡単な意見書を公開することを IB へ要請することができます。IB はすでに ISA から当該訂正のための請求の写し、当該請求に対する ISA の拒否の通知及び拒否の理由を直接受け取っているでしょう。

訂正のための請求、拒否の理由、及び提出することが可能な意見書を含む情報の公開の要請は、訂正のための請求の拒否の日から 2 ヶ月以内に IB へ到達すべきであり、同時に PCT 実施細則第 113 号(c)に規定される特別な手数料、これは *PCT 出願人の手引* 附属書 B2 (IB) (http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexb2/ax_b_ib.pdf) にも記載されていますが、その支払いが条件となります。手数料は現在、50 スイスフランに 1 頁を超える頁毎に 12 スイスフランが追加されます。なお、出願人は ePCT (<https://pct.wipo.int/ePCT>) の“ドキュメントアップロード”機能を利用して IB へ公開の要請を提出できます。

拒否された訂正のための請求に関する情報は、その要請が国際公開の技術的準備が完了する前に受理された場合には、国際出願と同時に公開されますが、そうでなければその後公開されます。

拒否された訂正のための請求に関する情報とともに提出することが可能な意見書の公開を要請することにより、当該情報は PATENTSCOPE にて閲覧可能となり、指定（又は選択）官庁（及び第三者）は、誤記を含む図面や国内段階において誤記の訂正のための請求をする可能性があることに留意するでしょう。明白な誤記の訂正に関する国内法令や実務に従い、指定官庁に対してさらなる要請をすることもできます。

明白な誤記の訂正のための請求に関する詳細は、*PCT 出願人の手引* 国際段階の概要のパラグラフ 11.033 から 11.044 をご覧ください。

(http://www.wipo.int/pct/en/appguide/text.jsp?page=ip11.html#_rectif_mistakes)

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2015年3月号 | No. 3/2015

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

2014年のPCT出願

2014年に出願されたPCT国際出願件数は約215,000件と、PCT出願の利用は伸び続け、2013年比で4.5%の増加となりました。

この合計と下記の数値は速報値ですのでご注意ください。国際事務局では2014年に国内及び広域官庁に出願された全てのPCT国際出願を受理していないため、確定した数値は本年の後半に公表されます。

2014年のPCT出願上位10ヶ国は、2013年と同様に、アメリカ合衆国（全出願の28.6%）、日本（19.7%）そして中国（11.9%）が引き続き上位3ヶ国を占めました。欧州特許条約の加盟国の出願人は、加盟国全体で、全国際出願の27.2%を占めました。上位10ヶ国における各国の合計出願件数及び、全出願に対する各国の割合は、以下の通りです。

1. アメリカ合衆国	61,492	28.6%
2. 日本	42,459	19.7%
3. 中国	25,539	11.9%
4. ドイツ	18,008	8.4%
5. 大韓民国	13,151	6.1%
6. フランス	8,319	3.9%
7. 英国	5,282	2.5%
8. オランダ	4,218	2.0%
9. スイス	4,115	1.9%
10. スウェーデン	3,925	1.8%

上位10ヶ国のうち、中国だけが18.7%増と、2014年のPCT出願において2桁の伸びを示しました。英国が2番目に高い伸び率（+9%）を記録し、次いでアメリカ合衆国（+7.1%）となりました。

他の国の出願件数、及び2013年との出願の比較に関する情報は、下記のリンク先にてWIPOプレスリリースPR/2014/774のAnnex 2をご覧ください。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2015/article_0004.html

Huawei Technologies Co., Ltd (CN) は2014年に公開されたPCT出願が3,442件でPCTユーザとして第1位となり、第2位は2,409件のQualcomm Incorporated (US) で、続いて2,179件のZTE Corporation (CN) となりました。

上位 10 出願人と、2014 年に当該出願人名で公開された PCT 出願件数を以下に示します。

1. Huawei Technologies Co. Ltd (CN)	3,442
2. Qualcomm Incorporated (US)	2,409
3. ZTE Corporation (CN)	2,179
4. パナソニック株式会社 (JP)	1,682
5. 三菱電機株式会社 (JP)	1,593
6. Intel Corporation (US)	1,539
7. Telefonaktiebolaget LM Ericsson (publ) (SE)	1,512
8. Microsoft Corporation (US)	1,460
9. Siemens Aktiengesellschaft (DE)	1,399
10. Koninklijke Philips Electronics NV (NL)	1,391

Huawei Technologies Co., Ltd (CN) は 2013 年比 (63.1%増) で 1,332 件も多く公開され最も高い伸びを示し、Tencent Technology (Shenzhen) Company Limited (CN) は 727 件増え (202.5%増) で第 2 位、次いで Microsoft Corporation (US) は 652 件の増加 (80.7%増) となりました。

上位 50 の PCT 出願人 (2014 年に公開されたほとんどの出願) の一覧はプレスリリースの Annex 1 に公開されています。教育機関による出願に関する情報もプレスリリース (Annex 3) でご覧いただけます。

PCT 出願の技術分野に関しては、公開された PCT 出願の 17,653 件がコンピュータ技術で、PCT 出願総数の 8.4%と最も多く、デジタルコミュニケーション (16,165 件) そして、電子機械、装置、エネルギー (15,220 件) となっています。上位 10 分野の中では、コンピュータ技術が最も高い伸びを見せ (+19.4%)、医療技術 (+17.1%) とデジタルコミュニケーション (+14.5%) が続きました。公開された国際出願の技術分野に関する詳細はプレスリリース (Annex 4) を参照ください。

なお、2014 年の最終的な数値は本年の後半に *PCT Newsletter* でお知らせいたします。

PCT 規則と国内法令との不適合通知の取下げ

JP 日本 (PCT 規則 26 の 2.3、49 の 3.1、49 の 3.2)

日本国特許庁 (JPO) は受理官庁 (RO/JP) 及び指定官庁 (DO/JP) (又は選択官庁) として、2015 年 4 月 1 日から以下の国内法令との不適合通知を取り下げることが国際事務局 (IB) に通知しました。

- PCT 規則 26 の 2.3(j) に基づく通知 (受理官庁による優先権の回復) (*PCT Newsletter* 2006 年 4 月号、2 ページ参照)
- PCT 規則 49 の 3.1(g) に基づく通知 (受理官庁による優先権の回復の効果) (*PCT Newsletter* 2006 年 4 月号、2 ページ参照)
- PCT 規則 49 の 3.2(h) に基づく通知 (指定官庁による優先権の回復) (*PCT Newsletter* 2006 年 4 月号、2 ページ参照)

その結果、2015年4月1日以降に出願された国際出願に関して、以下のPCT規則がJPOに適用されます。

- PCT規則26の2.3(a)～(i)
- PCT規則49の3.1(a)～(d)
- PCT規則49の3.2(a)～(g)

つまり、RO/JP及びDO/JPは2015年4月1日以降に出願された国際出願に関する優先権の回復の請求を考慮するようになり、必要な条件を満たせば、DO/JPは受理官庁としての他の官庁が下した決定を受け入れることとなります。ただ、実際には、PCT規則49の3.1(a)～(d)及びPCT規則49の3.2(a)～(g)は2016年10月頃まであまり適用されないでしょう。なぜなら、2015年4月1日以降に出願された国際出願が対象であり、当該出願が12ヶ月前の出願の優先権を主張しているとすれば、日本に国内移行されるのは通常2016年10月頃だからです（出願人がPCT第23条(2)又は第40条(2)に基づく早期国内段階移行を請求する場合を除く）。

さらに、当該官庁はRO及びDOの資格において、優先権の回復の請求の基準として“相当な注意”を適用する旨をIBに通知し、そのような請求には手数料がかかりません。

当該通知に伴い、*PCT出願人の手引* 附属書C(JP)、国内段階の概要(JP)、“優先権の回復”と“留保及び不適合”の表が更新されます。

(優先権の回復) <http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>

(留保及び不適合) http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

PCT規則改正 (2014年7月1日施行)

2014年9月22日から30日にジュネーブで開催されたPCT同盟総会において、2015年7月1日施行のPCT規則改正が採択されました。(詳細は*PCT Newsletter* 2014年10月号参照)

改正されたテキストは2015年2月12日付け公示(*PCT公報*)において英語及び仏語でご覧いただけます。

(英語) http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

(仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/official_notices/officialnotices.pdf

また、2015年7月1日に施行されるPCT規則の全文は、本改正が施行される前に公開される予定です。

なお、PCT総会の報告書(PCT/A/46/6)は、アラビア語、中国語、英語、仏語、ロシア語、スペイン語でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=33287

国際出願の電子出願及び手続**オーストラリア特許庁：PCT 実施細則第 703 号(f)に基づく不適合通知の取下げ**

オーストラリア特許庁は 2014 年 4 月 14 日から ePCT 出願の受理を開始した旨の去年の公表に加えて、2015 年 2 月 13 日から、実施細則第 703 号(f)（出願要件及び送達方法の基本的な共通基準に関する）に基づく不適合通知の取下げを行う旨を国際事務局へ通知しました。これにより、当該官庁は電子出願に必要な基準に関する留保がなくなりました。

2015 年 PCT 顧客満足度調査

PCT の全ての面に関する顧客満足度を評価するために、WIPO はユーザアンケート調査を実施しています。ご協力頂いた結果は、顧客満足度の評価に加え、改善すべきサービスを検討するのに役立ちます。回答に必要な時間は最大でも 30 分程度です。

本調査にご協力いただける方は、下記の電子メールアドレスに“Participation in the 2015 PCT Survey”というタイトルでご連絡ください。

pct.our@wipo.int

米国特許商標庁：2015 年 3 月 5 日の休業

悪天候のため、米国特許商標庁は 2015 年 3 月 5 日に公的な事務処理を目的とした開庁を行いませんでした。その結果、PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する書類や手数料が同庁に到達すべき期限の満了日が上記日付にあたる場合、その期限は延長され、次の就業日である 2015 年 3 月 6 日に満了します。

PCT 最新情報

BR：ブラジル（手数料）

GR：ギリシャ（国の安全に関する規定）

IS：アイスランド（PCT-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出、手数料）

IT：イタリア（微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）

JP：日本（優先権の回復）

日本による優先権の回復に関する PCT 規則と国内法令との不適合通知の取下げについては、前記“PCT 規則と国内法令との不適合通知の取下げ”を参照。

KR：大韓民国（電話と FAX 番号、E メールアドレス）

KZ：カザフスタン（手数料）

NZ：ニュージーランド（E メールアドレス、手数料）

SG：シンガポール（手数料変更の発効日（補遺））

US：アメリカ合衆国（微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件）

調査手数料（オーストラリア特許庁、エジプト特許庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関（ブラジル））

PCT 関連資料の最新／更新情報**品質レポート**

PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの paragraph 21.29 及び 21.30 に従って、国際調査及び予備審査機関が国際機関としての業務を遂行する上での品質管理に関する年次報告書を作成しました。新たに加わったシンガポール知的所有権庁の報告書を含む、2014 年の報告書は次のリンク先からご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html>

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と以下の国際調査及び国際予備審査機関における改正された取決めが PDF 形式で、英語及び仏語で掲載されました。

IL イスラエル特許庁 (2015 年 3 月 1 日)
SE スウェーデン特許登録庁 (2014 年 10 月 16 日)

(IL : 英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_il.pdf

(IL : 仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_il.pdf

(SE : 英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_se.pdf

(SE : 仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_se.pdf

手数料の支払い請求に関する注意喚起**新たな請求書**

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、この度、“WPTO - World Patent & Trademark Organization” からの新たな請求書が確認されました。本請求書は、PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例と共に以下のリンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号 : +41 22 338 83 38

FAX 番号 : +41 22 338 83 39

電子メール : pct.legal@wipo.int

PATENTSCOPE 検索システム

新しい翻訳オプション

WIPO の機械翻訳ツール “Translation Assistant for Patent Titles and Abstracts (特許の名称及び要約のための翻訳支援)” (TAPTA) が Google 翻訳の代替として、PATENTSCOPE の結果一覧の翻訳に利用することができます。TAPTA の利用は、現在 14 言語で提供され、無料です。ご利用を希望であれば、下記のリンク先の “Option (オプション)” メニューの “Translate (翻訳)” タブで TAPTA を有効にする必要があります。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/search.jsf>

また下記のリンク先では個々の翻訳が可能です。

<https://www3.wipo.int/patentscope/translate/translate.jsf>

TAPTA の利用に関する詳細は、下記のリンク先をご覧ください。

<https://www3.wipo.int/patentscope/translate/wtapta-user-manual-en.pdf>

PATENTSCOPE への新しい安全なアクセス

PATENTSCOPE のウェブサイト及び全ての関連機能へのアクセスは、この程安全な http プロトコルの “https” を介して提供されることになりました。WIPO の特許検索及び翻訳サービス (PATENTSCOPE や TAPTA など) の強力な暗号化を保證することで、ユーザは自動的に安全な接続ができます。当該暗号化においては、検索式や結果一覧は非公開となり、閲覧履歴は非表示となり、全てのユーザデータの完全性は保證されるため、アカウントデータ、個人データ、検索データや結果が修正されたり、閲覧されたりすることから保護します。

ウェブブラウザのアドレスバーに表示される https の “鍵” マークは、ユーザが虚偽のサイトではなく実際の PATENTSCOPE のウェブサイトへ接続していることを保證します。この新しい機能は自動的に全てのユーザに、最高水準の検索機密性を備えた PATENTSCOPE を提供します。

実務アドバイス

電子形式で出願されていない場合の ePCT プライベートサービスでの国際出願へのアクセスと管理

Q: 最近、国際出願を紙で提出しましたが、紙形式での出願の場合でも、電子出願と同様にアクセスと管理のために ePCT の利用が可能なのかどうか教えてください。もし可能であれば、どうしたらいいでしょうか。

A: 必要な手続きがなされれば、ePCT を介しての紙形式で提出された国際出願 (PCT-SAFE ソフトウェアの PCT-EASY モードを利用して提出された国際出願も同様) へのアクセスが可能です。

ePCT サービスを利用するために最初に行わなければならないことは WIPO ユーザアカウントの作成です。これにより、ePCT パブリックサービスの利用が可能になり、PCT 第 19 条に基づく補正、PCT 規則 4.17 に基づく申立て及び PCT 規則 90 の 2 に基づく取下げのような文書や通知を、国際事務局 (IB) または IB の受理官庁 (RO/IB) に対して、アップロードすることができます。WIPO ユーザアカウントを作成するには、下記の ePCT ポータルサイトの下のほうにある “Create an account (新規アカウントの作成)” からどうぞ。

<https://pct.wipo.int/LoginForms/epct.jsp>

WIPO ユーザアカウントの作成に関する詳細は、下記のリンク先の “ePCT ドキュメントアップロードのステップバイステップガイド” をご覧下さい。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/transition__to_epct_for_document_upload.pdf

しかしながら、電子証明書で当該アカウントをより安全なものにすることで、未公開の国際出願へのアクセスが可能になり (その eOwnership の確認後)、当該出願に対して実行可能なアクション機能 (訳者注: 中間書類を ePCT 上で作成し提出する機能) を含む、より多くの機能をご利用いただける ePCT プライベートサービスへのアクセスが可能になります。電子証明書によるユーザアカウントの認証手続きに関する詳細は、下記のリンク先の “ePCT ユーザガイド” の 29~34 ページをご参照下さい。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct_wipo_accounts_user_guide.pdf

上記情報は電子形式で出願されたものを含む全ての国際出願に有効ですが、以下の場合には、

- 紙形式での出願
- PCT-EASY 出願
- サポートされていない電子証明書を用いて電子形式で提出された出願
- WIPO ユーザアカウントの電子証明書と一致しない電子証明書を使用して電子形式で提出された出願

国際出願の eOwnership を取得し、ePCT プライベートサービスで当該出願へのアクセスと管理が可能になる前に、セキュリティ上の理由で以下の追加のステップが必要となります。

- 1) IB が記録原本を受理したことを通知する様式 PCT/IB/301 (記録原本の受理通知) の発行をお待ちください。この様式の一番下に記載されている確認コードを取得する必要があります (様式 PCT/IB/301 が電子メールで出願人へ送付される場合は、当該コードは電子メールの本文にもテキストで表示されますので、簡単にコピーアンドペーストでき、入力の手間が省けます)。
- 2) そして確認コードを取得したら、ePCT プライベートサービスにて eOwnership タブへ進み、国際出願番号、国際出願日及び確認コードを入力して、国際出願の eOwnership を請求して下さい。国際出願が有効な電子証明書を使用して電子形式で提出されていなかったため、“ePCT は当該国際出願を提出する際に使用された何れの電子証明書の検出及び認証ができません。国際事務局へ eOwnership の請求をして下さい”、というメッセージを確認し、IB に eOwnership を請求するために “はい” をクリックして下さい。

eOwnership を請求する者の情報が、以下の一つの情報と一致する必要がありますのでご注意ください：出願人、共通の代表者、代理人若しくは国際出願の通知のためのあて名に記載された者。さらに、追加のセキュリティ上の確認として、国際出願に関するいくつかの質問がなされます。IB により当該請求が許可されれば、eOwnership が付与され ePCT にて直接、国際出願へのアクセスが可能になります。

もしそのような請求が上記以外の者（例えば、様式 PCT/RO/101 に記載されていない法律事務所のパラリーガルなど）からで、出願に関する適切な文書、例えば電子申請の受領証などに示されていないのであれば、当該 eOwnership の請求はセキュリティと機密性の観点から IB により拒否されます。IB は当該請求をした者が国際出願の情報と一致しなかった旨、eOwnership を取得するための新しい確認コードが郵便用あて名（代理人、共通の代表者又は通知のためのあて名の何れか）へ送付された旨を知らせる自動送信メールが当該請求をした者へ送られます。同時に、IB により新しい確認コードを含む通知（様式 PCT/IB/345）が記録された郵便用あて名へ送付されます。これは当該請求をした者の詳細を提供し、もし適切であれば当該請求をした者へその確認コードを連絡するようお願いするものです。

国際出願が公開されると、様式 PCT/IB/301 も PATENTSCOPE にて閲覧可能となるため、当該様式に示された確認コードは無効となります。また、出願後に PCT 規則 92 の 2 に基づく変更が提出された場合も、当該変更の結果、様式 PCT/IB/301 が記録から削除された者の所有になっているかもしれないため、その確認コードはやはり無効になります。そのような場合には、オンラインのウェブフォームで IB に新しい確認コードを請求することで、当該出願の郵便用あて名へ送付されます。

今後の国際出願において、ePCT 出願を利用して出願を提出すれば、eOwnership の取得はより簡単なものになるでしょう。なぜなら eOwnership 権は新規の仮出願の作成時に自動的に付与され、その出願が実際に提出される前に他の関係者に ePCT のアクセス権を付与することも可能になるからです。さらに、ePCT 出願は出願を実際に提出する前に潜在的な間違いの修正を促す確認機能があり、電子形式での出願時の手数料の減額も適用されます。もし普段利用している受理官庁が ePCT 出願を受け入れていない場合は、全ての PCT 締約国の居住者及び／又は国民からの国際出願を受け入れる RO/IB への出願が可能です。

WIPO アカウントの作成、ePCT のアクセス権の付与及び管理に関する詳細、また ePCT の特徴や機能の概要は、下記のリンク先“ePCT ユーザガイド”をご参照下さい。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct_wipo_accounts_user_guide.pdf

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2015年4月号 | No. 4/2015

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT-SAFE の PCT-EASY 機能の廃止（再掲載）

PCT Newsletter 2014年4月号でお知らせしたとおり、2015年7月1日にPCT-SAFEソフトウェアのPCT-EASYモードを利用する国際出願の提出はできなくなります。当日以降にPCT-EASY（紙形式の国際出願に、文字コード形式で願書及び要約の記述の電子形式の写しを添付した場合）の願書様式で提出される国際出願は紙形式として扱われ、PCT手数料表の項目4(a)に基づく手数料減額は適用されません。

PCT-EASY出願は1998年以来利用され、現在利用されている電子出願制度であるePCT出願やPCT-SAFEの先駆けとなりました。2003年においては、PCT-EASY出願は全PCT出願の約45%を占めていましたが、2014年には、完全電子形式で提出された出願が91.3%であるのに対し、全出願の約2.3%を占めるにとどまりました。

PCT-EASYモードの廃止後、現在PCT手数料表の項目4(b)、4(c)、4(d)に記載されている手数料減額は引き続き適用されます（随時変更されます）。また、当該廃止はPCT-SAFEを利用して電子形式で提出する出願人には影響ありません。なお、通常受理官庁としての米国特許商標庁に提出している出願人に関しては、特別なEFS-Web機能がPCT-SAFEソフトウェアに残るため、出願人は“PCT-EASY.zip”ファイルを準備しEFS-Webシステムにアップロードすることが引き続き可能です。

しかしながら、今後はePCT出願への移行をお勧めいたします。ePCT出願は現在、下記の受理官庁に対するオンライン出願の利用ができます。

- IB 国際事務局
- AT オーストリア特許庁
- AU オーストラリア特許庁
- BR 国立工業所有権機関（ブラジル）
- CA カナダ知的所有権庁
- CL 国立工業所有権機関（チリ）
- EA ユーラシア特許機構
- EP 欧州特許庁
- FI フィンランド特許登録庁
- IN インド特許庁
- LV ラトビア特許庁
- MY マレーシア知的所有権公社
- NZ ニュージーランド知的所有権庁
- SA サウジ特許庁
- SE スウェーデン特許登録庁
- SG シンガポール知的所有権庁

まもなくさらなる官庁が ePCT 出願の受理を開始することが期待されますが、PCT 締約国の出願人は ePCT を利用して受理官庁としての IB へ PCT 出願をすることも可能です。

ePCT 出願は電子証明書で認証される WIPO ユーザアカウントを必要とする ePCT プライベートサービスの重要な一部分であるため、まだ WIPO ユーザアカウントを持っておらず、ePCT 出願の利用を希望する出願人は、下記の ePCT ポータルにてアカウントの作成をし、WIPO 電子証明書を取得することをお勧めします。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

ePCT ポータルのショートカットリストにある“Try ePCT in DEMO mode” (ePCT デモ版) のリンクからデモ出願も可能です。

ePCT 出願に関する詳細は下記リンク先の ePCT ガイドラインをご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_filing_guidelines.pdf

ePCT システムの新しいバージョンに関する情報は下記をご参照下さい。

ePCT 最新情報

ePCT の新しいバージョンのリリース – 10 言語対応ユーザインターフェイス

英語限定であった最初のパイロット版の導入後、2015 年 4 月 16 日より、ePCT ユーザインターフェイスが PCT における国際公開の他の 9 言語、アラビア語、中国語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語で利用可能になりました。当インターフェイスは英語以外の言語が主要な国々での ePCT システムの利用増加に大きく貢献するでしょう。多言語対応機能の開始に伴い、ePCT はもはや“パイロット”システムではなくなりました。

今回のリリースでは他にいくつか新機能が加わりました。ePCT サイトから他の WIPO オンラインサービスへ再度ログインすることなく直接移動可能、ePCT 出願のスクリーン上で複数の出願（すでに出願済みか否かにかかわらず）を選択可能で、選択した全ての出願のアクセス権を一度に管理可能、そして出願提出前の確認のためにアクション機能（訳者注：中間書類を ePCT 上で作成し提出する機能）によるドラフトのプレビューをダウンロード可能。

この最新のリリースの新機能についての詳細は、下記のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_whats_new.pdf

官庁のための ePCT の新機能についての情報は次のリンク先にてご覧頂けます。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_office_whats_new.pdf

ePCT に関する詳細は、下記リンク先をご覧ください。ePCT スタートガイドもございます。

<https://pct.wipo.int>

ご不明な点は、下記 PCT 電子サービスヘルプデスクに又は ePCT のページの上部にある“お問い合わせ”からご連絡ください。

e-mail : epct@wipo.int
電話 : (+41-22) 338 9523

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアントソフトウェア 新しいパッチのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェア（2015 年 4 月 1 日付け Version 3.51.067.243）の新しいバージョンが次のサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

この新しいバージョンの詳細は上記ウェブサイトでご覧いただけます。

PCT 最新情報

BN : ブルネイ・ダルサラーム（管轄国際調査及び予備審査機関）
BW : ボツワナ（優先権の回復に適用される基準）
BY : ベラルーシ（インターネットアドレス、通信手段、手数料）
IS : アイスランド（E メールアドレス）
JP : 日本（優先権を主張している先の国内出願に関する特別の規定）

日本国内法令（日本国特許法第 41 条及び第 42 条並びに日本国実用新案法第 8 条及び第 9 条）においては、日本国の指定を含み、日本国にて有効な先の国内出願の優先権の主張をする国際出願において、先の国内出願はみなし取下げになりますのでご注意ください。日本国特許庁は、2015 年 4 月 1 日以降に提出される国際出願の場合、そのような取下げは先の出願の出願日から 16 ヶ月の期限満了後に行われる旨、IB へ通知しました。なお、2015 年 4 月 1 日以前に提出された国際出願においては当該期限は先の出願の出願日から 15 ヶ月です。

先の国内出願の優先権を主張した国際出願の出願人がこのような結果を避けたい場合は、先の国内出願の自動的な取下げを回避するため、日本国の指定を取り下げる必要があります。

- 2015 年 4 月 1 日以降に提出された国際出願の場合：先の出願の出願日から 16 ヶ月の満了前、
- 2015 年 4 月 1 日以前に提出された国際出願の場合：先の出願の出願日から 15 ヶ月の満了前

(PCT 出願人の手引、附属書 B1(JP)が更新されました)

NZ : ニュージーランド（手数料）

調査手数料（オーストリア特許庁、エジプト特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）、国立工業所有権機関（ブラジル））

補充調査手数料（連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦））

PCT 関連資料の最新／更新情報

作業文書

PCT 技術協力委員会

2015年5月26日～29日にジュネーブで開催される第28回PCT技術協力委員会（CTC）の作業文書は下記リンク先でご覧頂けます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=36282

PCT 作業部会

2015年5月26日～29日にジュネーブで開催される第8回PCT作業部会の作業文書は下記リンク先でご覧頂けます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=35593

PATENTSCOPE 検索システム

翻訳ツール

WIPOの機械翻訳ツール“Translation Assistant for Patent Titles and Abstracts（特許の名称及び要約のための翻訳支援）（TAPTA）”について*PCT Newsletter*2015年3月号でお知らせしましたが、特許文献の他の部分の翻訳を含むよう拡張されましたので、名称を“WIPO Translate（WIPO 翻訳）”に変更しました。

WIPO 翻訳は14の言語の組み合わせで利用でき、この翻訳ツールに特許のテキストを貼り付けることで、全ての特許文献の翻訳に利用可能です。

<https://www3.wipo.int/patentscope/translate/translate.jsf>

また、WIPO 翻訳はPATENTSCOPEにも導入されており、PATENTSCOPE 検索結果の翻訳にも利用でき、明細書と請求の範囲を中国語から英語に翻訳することも可能です。当機能を利用するためには、下記リンク先の“オプション”メニューの“翻訳”タブでWIPO 翻訳を有効にしてください。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/search.jsf>

PATENTSCOPE 検索結果の翻訳には、他の翻訳ツールの利用も可能です。新しい“Machine translation（機械翻訳）”ボタンで、Google 翻訳、Bing/Microsoft 翻訳、Baidu 翻訳を選択できます。このボタンは“明細書”、“請求の範囲”、“全文”タブにおいても利用可能で、明細書及び請求の範囲をそれらの翻訳ツールがサポートする言語に翻訳できます。詳細は下記リンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2015/news_0003.html

手数料の支払い請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter*において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、この度、“WPTS - World Patent & Trademark Service”からの新たな請求書が確認されました。本請求書は、PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例と共に以下のリンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX 番号： +41 22 338 83 39

電子メール： pct.legal@wipo.int

イスラエル特許庁が PCT Direct パイロットを開始

2015 年 4 月 1 日からイスラエル特許庁 (ILPO) は、受理官庁 (RO) 及び国際調査機関 (ISA) の資格において、“PCT Direct”の限定的なパイロットを開始しました。これは、2014 年 11 月に欧州特許庁が導入したサービスに似ています。ILPO の PCT Direct パイロットでは、RO/IL に国際出願を提出し、ILPO がすでに調査した先の出願に基づき優先権主張をする出願人は、先の出願で作成された調査見解で提起された異議に対して反論することができます。

RO/IL は、PCT Direct の書簡を受理したら、以下の要件が満たされている場合に限り、PCT Direct に基づき国際出願を処理します。

- 非公式コメントが当該国際出願とともに RO としての ILPO に対して提出されている
- ILPO が ISA として選択されている
- 当該国際出願が ILPO により調査された先の出願に基づく優先権を主張している
- PCT Direct の書簡と先の調査見解への応答が一つの PDF 形式の文書として提出され、“PCT Direct document”と PCT 願書様式 (様式 PCT/RO/101) の第 IX 欄の“other (その他)”に記載されている

ISA/IL の審査官は先の調査見解に対する応答に基づき国際調査報告と見解書を作成します。イスラエル国内出願の調査と審査結果を ISA/IL が国際段階で利用することができる場合は、調査手数料の 50%が払い戻されます。詳細は下記 ILPO のウェブサイトをご覧ください。

<http://index.justice.gov.il/En/Units/ILPO/Departments/PCT/News/Pages/PCTDirect.aspx>

実務アドバイス

(1) PCT Newsletter 2015 年 1 月号に掲載された実務アドバイスの誤植：国際調査機関の見解書で指摘された事項に回答するための非公式コメント提出に関する情報

PCT Newsletter 2015 年 1 月号に掲載された国際調査機関 (ISA) の見解書に対する非公式コメントについての“実務アドバイス”に関する訂正があります。優先日から 30 ヶ月を過ぎて国際事務局 (IB) により受領された非公式コメントは、“単に IB の一件書類に保存されるだけで、PATENTSCOPE には掲載されず (期限満了後に IB へ提出された他の文書と同様)”と記載がありました (当該記事の回答の 2 段落目を参照)。

国際出願の国際段階は優先日から 30 ヶ月後に終了しますが、そのような非公式コメントは PATENTSCOPE に掲載されますのでご注意ください。しかしながら、当該コメントは“ISA の見解書に対する非公式コメント”ではなく“出願人との通信”と表示されます。他の文書や書類、例えば PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録の要請なども、IB は当該要請に対し何ら手続きを行うことができませんが、必要に応じ、文書／書類が期限満了後に受領されたことを表示し、その期限後でも PATENTSCOPE で閲覧可能となります。

(2) 受理官庁に対して出願人を代理する資格がない場合の通知のためのあて名の表示

Q: オランダに拠点を置く法人出願人 (住所及び国籍がオランダ) を代理して PCT 出願を提出する予定です。当方は米国にある当該企業の子会社の特許部に在籍する弁理士です。できれば受理官庁としての欧州特許庁 (EPO) に対して出願を提出したいのですが、米国に拠点のある当方が EPO に対し出願人を代理して行動できるのかどうか教えてください。

A: 国際出願が受理官庁としての欧州特許庁 (RO/EP) へ提出されるのであれば、出願人が欧州特許条約 (EPC) の締約国の何れかの国に住所又は主要な事業所を有する場合は、EPO は、出願人が受理官庁としての EPO に対し代理人を選任することを要求しません。

しかし、代理人が選任されるのであれば、代理人は以下の者に限られます。

- EPO が備える該当名簿に登録されている職業代理人
(<http://www.epo.org/applying/online-services/representatives.html> を参照)、又は、
- 欧州特許条約の締約国の 1 国において特許に関し手続を行う資格を有し、かつ、当該国に営業所を有する法律実務家

上記の EPO に対する代理人の条件の何れにも合致しない場合は、出願人は RO/EP に対して出願人を代理する資格のある別の代理人を選任するか、PCT 規則 4.4 (d) に従い、資格のある代理人を選任しないことを条件に、通知のためのあて名として願書様式に記載することが可能です (願書様式の第 IV 欄に氏名及びあて名を記載し、“通知のためのあて名”を選択する)。RO に対して出願人を代理する資格がないにもかかわらず、願書様式に“代理人”として記載された場合には、RO は何れの場合においても、“代理人”の表示を職権により削除し、代わりに“通知のためのあて名”と表示する旨ご注意ください (PCT 受理官庁ガイドラインの paragraph 117 を参照)。

通知のためのあて名の利点は、あて名はどこであっても可能であり、特定の国に縛られないことです (PCT に拘束されていない国であっても可能です)。通知のためのあて名に記載された者には、通常出願人又は代理人へ送られる国際段階での国際出願に関する全ての通知が

送付され、出願に関する支払いをすることも可能です。

しかしながら、通知のためのあて名に記載された場合、出願人の代理人として行動する資格がないことにご注意ください。RO 又は国際機関への何れの提出にも出願人（又は複数の出願人がいる際は共通の代表者とみなされた者）による署名が必要となります。特定の手続の期限が迫っているのであれば、出願人の署名を得るのに時間のかかることが問題になる可能性もあることにご注意下さい。

RO/EP に関して、2014 年 11 月 1 日に当該官庁は、代理人が選任されていない場合に提出された国際出願において出願人によって与えられる通知のためのあて名に関する特定の規制を緩和するよう実務を変更しました。これらの変更には、EPC 締約国の通知のためのあて名の規制解除を含み、その結果現在は通知のためのあて名は如何なる国の如何なる者でも可能になりました。EPO の改訂された実務の詳細については、下記のリンク先の“職業代理人又は代理人がない場合の EPO に対する手続における通知のためのあて名の使用に関する 2014 年 9 月 4 日付け欧州特許庁の通知”をご覧ください。

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2014/10/a99/2014-a99.pdf>

国際段階における代理人の選任に関する他の PCT 受理官庁の要件については *PCT 出願人の手引*の附属書 C を、国内段階における代理人の選任に関する指定（又は選択）官庁の要件については、*PCT 出願人の手引*の関連する国内段階を下記リンク先にてご参照下さい。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide>

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2015年5月号 | No. 5/2015

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

大学技術移転協議会（UNITT）主催の **PCT セミナー** が下記日程で開催されます。事前のお申し込み（まもなく UNITT のホームページ（<http://unitt.jp/>）にて開始）は必要ですが**無料**です。PCT 制度の概要、最新の動向、検索システム等、PCT に関するトピックスを幅広くご紹介いたします。是非ご参加ください。

2015年7月7日（火）13：00-16：00 福岡県（九州工業大学）

2015年7月9日（木）13：00-16：00 北海道（北海道大学）

2015年7月14日（火）13：00-16：00 東京都（東京工業大学）

PCT Newsletter、PCT 出願人の手引、PCT ハイライト及び PCT 作業部会のための新しい電子メール通知システム

WIPO ユーザコミュニティへのサービス向上のため、全ての WIPO のニュースレターや電子メール通知は、2015年6月16日から、よりユーザフレンドリーなレイアウトとデザインを提供する、新しく、進歩したプラットフォームを通して配信されます。さらに、次の新しいニュースレターが利用可能になります：*WIPO Wire* 隔週に選集されるお知らせや特集記事；*DG* ハイライトや WIPO 仲裁調停センターからの *WIPO ADR* ハイライト。

PCT ユーザに関しては、この新しいシステムは *PCT* ハイライト（これまでの *PCT Brief*）や PCT 作業部会の電子メール通知サービスと同様に、*PCT Newsletter* 最新号や *PCT 出願人の手引* の更新情報をお知らせする電子メールに現在登録されているユーザに影響がありますが、ePCT や PCT-SAFE の更新情報に関する電子メールを受信するユーザには影響がありません。

2015年6月16日から、これまで購読利用している電子メールの受信を継続するため、特に ***PCT Newsletter* 6月号の発行をお知らせする電子メールを受信するために**、下記リンク先の新しいプラットフォームにて登録してください。

<https://www3.wipo.int/newsletters/en/>

新しいプラットフォームへアクセスすると、全ての WIPO 電子メールやニュースレターの利用を管理したり、連絡先情報などを更新したりできる利用案内ページをご覧ください。登録手続は単純でお時間を取らせません。

特定の出願人の手数料減額の適格基準の変更（再掲載）

PCT Newsletter 2014年10月号でお知らせしたとおり、2014年9月に開催された第46回 PCT 同盟総会（PCT 総会）にて、2015年7月1日からの PCT-EASY 廃止を受けての PCT-EASY 出願に適用される手数料減額の削除、及び特定の国の特定の出願人に対する手数料減額の適格基準の改定が採択されました。

手数料減額の適格基準の改定により、シンガポール、アラブ首長国連邦の国民で居住者である自然人は手数料減額が適用されなくなり、一方、バハマ、キプロス、ギリシャ、マルタ、ナウル、パラオ、ポルトガル、サウジアラビア、スロベニア、スリナムの国民で居住者である自然人は手数料減額の適用が開始されます¹。

2015年7月1日時点の対象国を示すために作成された“特定のPCT手数料の90%減額の適用”表の更新版が、下記のリンク先にて閲覧可能です。なお、2015年6月30日までの対象国を示す本表は並行して数ヶ月間、引き続き掲載いたします。

http://www.wipo.int/pct/en/fees/fee_reduction.pdf

国際出願の電子出願及び手続

エストニア、ハンガリー及びトルコ：エストニア特許庁、ハンガリー知的所有権庁（HIPO）及びトルコ特許機関による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

エストニア特許庁、ハンガリー知的所有権庁（HIPO）及びトルコ特許機関は、受理官庁の資格において、PCT規則89の2.1(d)に従い、エストニア特許庁は2015年5月1日から、HIPOとトルコ特許機関は2015年6月1日から、電子形式での国際出願の受理及び手続を開始する旨、国際事務局（IB）に通知しました。当該官庁はePCTポータルでのePCT出願機能を利用した国際出願を受入れます。適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は手数料表I(a)に表示されます。HIPOに関しては、HUF（ハンガリー・フォリント）での換算額がまもなく設定されます。

さらに、エストニア特許庁は2015年5月1日からPCT-EASY形式での願書を利用した国際出願を受理しない旨、IBに通知しました。

電子形式による国際出願の提出に関するエストニア特許庁の詳細は2015年4月30日付けの公示（PCT公報）に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

またHIPOとトルコ特許機関の詳細は当リンク先にてまもなく掲載されます。

（PCT出願人の手引、附属書C（EE、HU及びTR）が更新されました。）

上記に記載された官庁のePCT出願の受理により、ePCT出願を受け入れる受理官庁の合計数は19になります²。

シンガポール：PCT-EASY形式の願書を利用した国際出願の受理を終了する日時の詳細

2015年6月1日よりシンガポール知的所有権庁はPCT-EASY形式の願書を利用した国際出願の受理を終了する旨PCT Newsletter 2015年1月号でお知らせしましたが、それに加え、当該官庁は当日の現地時間17:00までのみ、当該形式の出願を受理する旨、ご注意ください。

¹ PCT締約国でない国々の出願人はPCT締約国の国民及び／又は居住者である出願人と共にPCT出願を提出しなければならず、また、その出願人が手数料減額の資格がある場合のみ当該手数料減額を受けることができます。

² ePCT出願は現在、次の受理官庁に対してオンライン出願が可能です：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/BR, RO/CA, RO/CL, RO/EA, RO/EE, RO/EP, RO/FI, RO/HU, RO/IN, RO/LV, RO/MY, RO/NZ, RO/SA, RO/SE 及び RO/SG, RO/TR。

PCT-SAFE の PCT-EASY 機能の廃止（再掲載）

PCT Newsletter 2014 年 4 月号でお知らせしたとおり、2015 年 7 月 1 日に PCT-SAFE の PCT-EASY 機能が廃止されます。さらに、当日以降 PCT 手数料表の項目 4(a) に基づく手数料減額は適用されません。詳細は *PCT Newsletter* 2015 年 4 月号の最初のページをご覧ください。

PCT 規則の改正

2014 年 9 月 22 日から 30 日までジュネーブで開催された PCT 同盟総会で採択した、PCT 規則の改正が 2015 年 7 月 1 日に発効します（改正に関する詳細は、*PCT Newsletter* 2014 年 10 月号を参照）。

2015 年 7 月 1 日発効の PCT 規則の全文は、現在 PDF 形式で中国語、英語及び仏語（ページの右側）にて、それぞれ下記のリンク先にて閲覧可能です。

（中国語） <http://www.wipo.int/pct/zh/texts/index.html>

（英語） <http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

（仏語） <http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html>

他の言語もまもなく掲載されます。

PCT 実施細則の修正

2015 年 7 月 1 日より、PCT 実施細則第 102 号の 2 及び第 335 号が PCT-EASY 廃止の結果として削除されます。それらの修正を含む、実施細則の全文は 2015 年 7 月 1 日から施行され、PDF 形式にて英語及び仏語にてそれぞれ下記のリンク先（ページの右側）にて閲覧可能です。

（英語） <http://www.wipo.int/pct/en/texts/>

（仏語） <http://www.wipo.int/pct/fr/texts/>

上記に記述された変更は PCT 官庁へ送付された次の回章にて詳細な説明がされております：
C. PCT 1443 及び C. PCT 1454 (<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/>を参照)。

PCT 様式の修正

2015 年 7 月 1 日より、PCT-EASY 廃止の結果、また特定の国からの特定の出願人のための減額の適格基準の変更を受け、次の様式が修正されました。

PCT/RO/102 （所定の手数料の納付に関する通知）

PCT/RO/133 （手数料の納付の補正命令書）

PCT/RO/101 （願書様式）（手数料計算用紙の備考）

PCT/IB/375 （補充調査請求書）（様式の備考）

PCT/IPEA/401 （国際予備審査請求書様式）（様式の備考）

修正された様式は、PDF 及び該当する場合には、編集可能な PDF 形式（該当する場合）にて、次のリンク先で利用可能です（ページの右側（“2015 年 7 月から発効の様式”）を参照）。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html>

上記の変更は PCT 官庁へ送付された次の回章にて詳細な説明がされております : C. PCT 1443 及び C. PCT 1454 (<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/>を参照)。

PCT 受理官庁ガイドラインの修正

PCT-EASY の廃止や途上国及び後発途上国からの特定の出願人のための手数料減額の適格基準に関する変更を考慮して 2015 年 7 月 1 日より PCT 受理官庁ガイドラインが修正されます。

ガイドライン (PCT/GL/RO/13) の全文は PDF 及び HTML 形式にて、英語及び仏語にて、それぞれ下記のリンク先 (ページの右側) にて閲覧可能です。

(英語) <http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>

(仏語) <http://www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html>

上記の変更は PCT 官庁へ送付された次の回章にて詳細な説明がされております : C. PCT 1443 及び C. PCT 1454 (<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/>を参照)。

PCT 最新情報

EE : エストニア (電子出願、手数料)

HU: ハンガリー (電子出願、手数料)

IT : イタリア (電話番号、E メールアドレス、書類を発送したことの証拠)

KR : 大韓民国 (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)

SA : サウジアラビア (電話及びファックス番号、E メールアドレス、通信手段、書類を発送したことの証拠、PCT-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出、手数料、要求する写しの部数)

SD : スーダン (官庁の名称、所在地、電話番号、E メール及びインターネットアドレス、書類を発送したことの証拠、管轄国際調査及び予備審査機関)

TR: トルコ (電子出願、手数料)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、オーストラリア特許庁 (誤植)、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、国立工業所有権機関 (ブラジル)、米国特許商標庁)

補充調査手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT 規則、PCT 実施細則、PCT 様式及び PCT 受理官庁ガイドラインの修正

上記、それぞれの項目をご覧ください。

PCT FAQs

“外国における発明の保護 : PCT に関する FAQ” の更新版が、HTML 及び PDF 形式のスペイン語でそれぞれ、下記のリンク先にて現在閲覧可能です。

<http://www.wipo.int/pct/es/faqs/faqs.html>

http://www.wipo.int/pct/es/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf

なお、他の全ての言語において微修正が加えられました。全ての言語版は現在、2015年4月付けになります。

世界貿易機関 (WTO)

セーシェルの加盟

2015年4月26日に、既にPCT及び工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国であるセーシェルが、世界貿易機関(WTO)に加盟したことにより加盟国数は161となりました。下記リンク先のPCTとパリ条約の締約国及びWTOの加盟国の一覧が更新されました。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf

PCT規則4.10(a)に従って、パリ条約の締約国に／のために出願された一つ以上の先の出願、又は、パリ条約の締約国ではないが世界貿易機関(WTO)の加盟国に／のために出願された一つ以上の先の出願の優先権を国際出願において主張することができます。

手数料の支払い請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT出願人や代理人がWIPO国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter*において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料はPCT制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、この度、“**Patent Registration – R & W Stretch Ceilings Ltd.**”からの新たな請求書が確認されました。この新たな請求書では、欧州特許庁とWIPOの公式ロゴが用いられているのでご注意ください。本請求書は、PCTユーザがWIPOに通報した他の多くの例と共に以下のリンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から18ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのはIBのみです(PCT第21条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果はPCT第29条に規定されています。

PCT出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX番号： +41 22 338 83 39

電子メール： pct.legal@wipo.int

WIPO本部での上級者向けPCTセミナー

国際及び国内段階の手続、最新及び今後のPCTの進展、またePCTでのPCT出願の管理に関する上級者向けPCTセミナーが、2015年9月24、25日にジュネーブのWIPO本部にて開催されます。当該セミナーは特許管理者、弁理士事務所員及びPCT制度に精通しているユーザを

対象としており、講演者は PCT 分野の経験豊富なスタッフからなります。登録及びセミナーに関する詳細は次のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/meetings/en/registration/form.jsp?registration_id=199

セミナーへの登録は無料ですが、参加者は 50 人限定です。登録の締切りは 2015 年 9 月 11 日です。セミナーに関する詳細は、pct.our@wipo.int へお問い合わせください。

WIPO の最新発行物

WIPO ポリシーガイド：特許調査及び審査における選択肢

新しい WIPO ポリシーガイド：特許調査及び審査における選択肢は、国々に対し特許出願の調査及び審査に関する様々な選択の可能性を例証する目的で作成され、英語、仏語及びスペイン語の PDF 形式で、それぞれ以下のリンク先にて閲覧可能です。

(英語) http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_guide_patentsearch.pdf

(仏語) http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/fr/wipo_pub_guide_patentsearch.pdf

(スペイン語) http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/es/wipo_pub_guide_patentsearch.pdf

実務アドバイス

PCT 手数料が受理官庁による国際出願の受理日から 1 ヶ月以上経過して支払われる場合の後払手数料

Q: ある国際出願の代理人ですが、事務処理の誤りで、送付手数料、国際出願手数料及び調査手数料が、それらの支払期限である 1 ヶ月以内には支払われず、期限満了の 2 日後に支払われました。当方の支払いは期限内に支払われたものとみなされますか？そうでなければ、受理官庁に対して後払手数料を支払う必要がありますか？

A: 送付手数料、国際出願手数料及び調査手数料の支払い期限はそれぞれ、PCT 規則 14.1(c)、15.3 及び 16.1(f)に基づき、国際出願の受理日から 1 ヶ月となっています。出願時に手数料が未払、又は不足する場合、受理官庁は後払手数料を請求することなく、国際出願の受理日から 1 ヶ月以内に不足額を支払うよう出願人に（最初に）求めるでしょう（様式 PCT/RO/102 を使用）（受理官庁ガイドライン（ROGL）の paragraph 258、及び PCT 実施細則第 304 号を参照）。これは受理官庁の義務ではありませんので、本件もそうであるように、おそらくこの求めは受け取らなかったのでしょうか。

支払期限までに、手数料が受理官庁に支払われていないと当該受理官庁が認めた場合、又は当該受理官庁に支払われた額が手数料又は関連手数料に不足すると認めた場合には、当該受理官庁は、PCT 規則 16 の 2.1 に従い、これらの手数料を賄うために必要な額及び、該当するときは、PCT 規則 16 の 2.2（ROGL の paragraph 259 を参照）に基づく後払手数料を求めの日から 1 ヶ月以内に支払うよう出願人に求めます（様式 PCT/RO/133 を使用）。後払手数料は未払いの手数料の額の 50%、又はこの額が送付手数料より少ない場合には、送付手数料に等しい額となります。額は国際出願手数料（国際出願の用紙が 30 枚を超える場合の追加手数料は考慮に入れません）の 50%を超えません（ROGL の paragraph 264 を参照）。出願人が手数料表の項目 4 及び/又は 5 に基づく国際出願手数料の減額を認められている場合は、後払手数料は減額された国際出願手数料に基づいて計算されます。

1ヶ月の手数料支払期限を逃した場合、後払手数料を支払うか否かは以下の2点によります。

- PCT 規則 16 の 2.1 に基づく求めを送付する前に受理官庁が本件の支払を受領した場合は、PCT 規則 16 の 2.1(d) に従い、PCT 規則 14.1(c)、15.3 又は 16.1(f) に規定する期限の満了前に受領したものとみなされるでしょう。言い換えれば、本件の支払が国際出願の受理から1ヶ月より後に受理官庁に届いたが、(追加の)手数料支払の求め(様式 PCT/RO/133)の発行前であり、本件の支払が不足なく全額支払われているときには、不足額の支払の求めは送付されませんし、後払手数料も請求されません(ROGL のパラグラフ 263 を参照)。全ての受理官庁は PCT 規則 16 の 2.1(d) に基づくこの規定に従う義務があります。
- また、PCT 規則 16 の 2.1 に基づく求めを受理官庁が送付する前に支払が受領されていない場合でも、受理官庁が後払手数料を課することは義務ではありません。それは関係官庁の実務によります(ROGL のパラグラフ 264 を参照)。

手数料の後払いを避けるためにも、国際出願の提出時に必要な手数料はできる限り早く支払うのが最善です。受理官庁は不足額を支払うよう1通又は2通の通知を出願人に送付しますが、後払いは追加手数料の支払をもたらし、さらに PCT 規則 16 の 2.1 で認められた延長期満了までに支払われない場合は、最終的に PCT 第 14 条(3) に従い国際出願は取り下げられたものとみなされる(様式 PCT/RO/117) こともあります。PCT に基づき設定された通知の手続き、及び国際出願の公開のかなり前に手数料を支払わなければならないという要件は、国際出願の公開を回避するには遅すぎる時点で当該出願が手数料の未払のため取り下げられたとみなされないようにするのに役立ちます。

手数料の支払いに関しては、小切手による支払は時間がかかり、また特定の小切手は銀行により拒否されることもありますので、小切手による支払はなるべくお控え頂きますようご注意ください。ePCT 出願を利用して受理官庁としての国際事務局(RO/IB)へ提出された出願に関しては、手数料はクレジットカード又は WIPO 当座預金口座からの引き落としにより、オンラインで直ちに支払いが可能です。

以下の情報の一覽

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覽

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2015年6月号 | No. 6/2015

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

大学技術移転協議会（UNITT）主催の **PCT セミナー** が下記日程で開催されます。事前のお申し込み（UNITT のホームページ（<http://unitt.jp/>））は必要ですが**無料**です。PCT 制度の概要、最新の動向、検索システム等、PCT に関するトピックスを幅広くご紹介いたします。是非ご参加ください。

2015年7月 7日（火）13：00-16：00 福岡県（九州工業大学）

2015年7月 9日（木）13：00-16：00 北海道（北海道大学）

2015年7月 14日（火）13：00-16：00 東京都（東京工業大学）

PCT 作業部会

第8回 PCT 作業部会が 2015年5月 26日から 29日までジュネーブにて開催されました。

規則の改正提案

本作業部会では、2015年10月に開催される PCT 同盟総会での採択のために、いくつかの PCT 規則の改正提案を PCT 同盟総会に送付することに合意しました：

- 国内法で許可されている場合には、受理官庁は先の出願の調査又は分類結果の詳細を国際調査機関（ISA）へ送付する。通常は出願人の許諾なしで可能だが、出願人の許諾があつてのみそれらの結果を送付可能な場合には、受理官庁はその旨を国際事務局へ通知する（PCT/WG/8/18 及び PCT/WG/8/25（パラグラフ 60 から 70 及び附属書 I）参照）；
- 指定官庁は国内段階移行、国内公報、特許付与に関する情報を IB へ適時送付することが義務付けられる（PCT/WG/8/8 及び PCT/WG/8/25（パラグラフ 77 から 83 及び附属書 II）参照）。当該情報は PATENTSCOPE で閲覧可能となり、またバルク形式で他の特許情報サービス提供者に対し利用可能となり、国内権利が付与されたか否かに関する情報に大きな改善をもたらします；
- ある国際出願に関して、明らかに当該国際出願を公開する目的にかなわず、かかる情報の公表が如何なる者の個人的又は経済的利益を損なうものであり、且つ、かかる情報を入手できることに公益性がない場合には、出願人は公開された国際出願又は関連書類から当該情報を削除する請求が可能（PCT/WG/8/12 及び PCT/WG/8/25（パラグラフ 132 から 137 及び附属書 III）参照）。これにより誤って国際出願又は関連書類に含まれた特定の不適切な情報の除外が可能になります；
- 受理官庁は、優先権の回復請求に関して提出された書類の写しを IB へ転送することが義務付けられる（PCT/WG/8/14 及び PCT/WG/8/25（パラグラフ 138 から 141 及び附属書 IV）

参照)。しかしながら、上述の改正提案（国際出願又は公開された書類からの情報の除外に関して）の適用と同条件で、出願人は特定の書類が転送されないよう請求が可能です。主な違いは、この場合では“相当な注意”の要件が満たされることを証明するために、関連情報が故意に提供される可能性があることです。なお、主要な情報が公開されていない場合には、国内段階で優先権の回復請求は見直され、再度指定官庁へ同様の情報を提供することを要請される可能性があることに留意が必要です；

- 関係者が居住する地域の電子通信サービスの一般的な不通により期限が遵守されなかった場合に、不可抗力の規定により期限延長を認める（PCT/WG/8/22 及び PCT/WG/8/25（パラグラフ 142 から 149 及び附属書 V）参照）。そのような停電は自動的に期限が遵守されなかったことを許容するのではなく、停電により期限が遵守されなかったこと、及びできる限り速やかに適切な措置をとったことを示す証拠を提出する必要があります；
- 出願人が IB に対して英語又は仏語以外の言語で文書を作成することを IB が認められるようにする授權規定の追加（PCT/WG/8/23 及び PCT/WG/8/25（パラグラフ 150 から 153 及び附属書 V）参照）。目的は、ePCT を利用して行われる通信の場合、公開言語（又は英語又は仏語、現時点のように）での通信を可能にすることです。IB が業務を効率的に管理する体制が整い、指定官庁又は第三者に対し不利な結果が生じない旨を確認した時点で、当該取決めは全ての通信に拡張する予定です。

国際出願手数料の設定

本作業部会は国際出願手数料の換算額の設定のための新しい取決めを勧告することに合意しました。PCT 総会により承認された場合、全通貨の国際出願手数料の換算額は一年に一度のみ設定され、IB はヘッジング契約を利用することで、受け取る国際出願手数料においてスイスフランと最も重要な 3 通貨（ユーロ、日本円及び米国ドル）間の為替変動による収入の損失を防ぐよう努めます（PCT/WG/8/15 及び PCT/WG/8/25（パラグラフ 21 から 36）参照）。今後 1 年間、IB は、同様の取決めを調査手数料に拡張する可能性や、コストとリスクを最小限に抑えるための“ネッティング”の利用、一元化されたクレジットカード払いの利用促進について検証します。

電子サービス

本作業部会は ePCT のインターフェイスが現在 10 言語で利用可能になった旨を留意しました。システム効率性の改善のための、特に国際出願において異なる官庁が受理官庁や ISA として行動するための基本的なインフラが整いました。システムが機能を最大限活かせるように、IB は業務の優先順位を設定します（PCT/WG/8/20 参照）。

本作業部会は関心のある指定官庁やユーザグループと共に要件の具体的な議論を促進するため、ePCT を利用して国内段階への移行を支援するインターフェース案を IB が準備している旨も留意しました（PCT/WG/8/19 参照）。

その他の議題

本作業部会は、誤って提出された明細書の全体の差し替えを現在の“欠落部分”の規定に基づき許可するか否かの議題に関して、合意が得られる見通しがほとんどない旨を確認しました。しかしながら、本件は、特に電子システムにおいて気づかずに誤ったファイルを簡単に添付で

きてしまうので、出願人が直面している現実的な問題といえます。結果として、本作業部会は本件に特化した新たな規定の提案を準備するよう IB に求めました。本件の未決定な議論を踏まえ、IB は既存の異なった実務やそれらの影響を明確化するため受理官庁ガイドラインの修正を提案します (PCT/WG/8/4 及び PCT/WG/8/25 (パラグラフ 112 から 123) 参照)。

本作業部会は同様に、国際出願と同日に提出された“先の”出願から優先権の主張を認めるか否かに関連する議題について、合意が得られていない旨を留意しました。本件が許可されるべきかどうか本作業部会では合意の見通しがたない状況でした。多くの締約国は、基本的には、パリ同盟総会が最終的な答えを出す機関であるとの認識を示しましたが、関係する国際出願数に対してそれを言及することは割に合わないこと、また特に解決策が見つかるか明確ではないことが懸念されました。受理官庁に対し国際段階における同日の優先権の主張を取り消すのではなく、国内段階において適切な国内法に従い決定がなされるよう要請する提案をするため、次回作業部会に向け検討資料を提出するよう IB に求めました (PCT/WG/8/5 参照)。

本作業部会は、IB が調整機関として手続きを支援できるような効果的な方法を特定する目的で、現在、他官庁の審査官支援のため各官庁が行っている研修に関する情報を収集するよう IB に求めました (PCT/WG/8/7 及び PCT/WG/8/25 (パラグラフ 42 から 46) 参照)。

本作業部会は以下の文書も留意しました：

- 第 22 回 PCT 国際機関会合 (PCT/WG/8/2 及び *PCT Newsletter* 2015 年 2 月号参照)
- “PCT 手数料の弾力性の予測”に関する補足研究、手数料の額が一般の大学や途上国の大学の出願率に与える影響 (PCT/WG/8/11 参照)
- PCT に基づく技術援助の調整 (PCT/WG/8/16 参照)
- 国際機関の選定基準における品質事項の特定作業 (PCT/WG/8/3 参照)
- 欧州特許庁 (EPO) での PCT Direct サービス (優先権が主張された先の出願に関して作成された調査見解に対し出願人が反論や国際出願になされた補正の説明をするためのコメントの提出が可能) の利用 (PCT/WG/8/17 参照) – 当該サービスは 2015 年 7 月 1 日から他の受理官庁の出願人も EPO が ISA として選択された場合に利用できるよう拡張され、同様のサービスがイスラエル特許庁でも導入されました。
- 広域段階移行の際、ISA としての EPO により作成された否定的コメントに対する応答義務付けの要件に関する EPO による実施 (PCT/WG/8/24 参照)
- 補充国際調査制度のレビュー (PCT/WG/8/6 参照)
- PCT 最小限資料の特許文献の定義の改善に向けた作業 (PCT/WG/8/9 参照)
- PCT 配列表の標準の更新 (PCT/WG/8/13 参照)
- WIPO 標準 ST.14 の改訂 (引用された特許文献の参照を含むための提案) (PCT/WG/8/10 参照)
- カラー図面の効果的な出願と国際段階での手続に関する作業の遅延 (PCT/WG/8/21 参照)

要約及び作業文書

議長による要約と作業文書は下記の WIPO ウェブサイトでご覧いただけます。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/8

本作業部会の報告書案も追って上記サイトにて掲載されます。

PCT 技術協力委員会

第 28 回 PCT 技術協力委員会が PCT 作業部会と同じ期間の 2015 年 5 月 26 日から 29 日までジュネーブで開催されました。委員会はヴィシエグラード特許機構（VPI）を PCT における国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）として選定するための申請について議論しました。VPI に関する合意は 2015 年 2 月 26 日にヴィシエグラードの 4 カ国、チェコ共和国、ハンガリー、ポーランド及びスロバキアにより署名され、特許分野における政府間協力機関を設立します。委員会は VPI を ISA 及び IPEA として選定することを PCT 同盟総会に勧告することに合意しました。詳細に関しては、以下のリンク先にて議長による要約をご覧ください。

http://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/en/pct_ctc_28/pct_ctc_28_4.pdf

国際出願の電子出願及び手続

アルジェリア、チェコ共和国及び南アフリカ：アルジェリア国立工業所有権機関、工業所有権庁（チェコ共和国）及び企業知的所有権委員会（CIPC）（南アフリカ）による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

アルジェリア国立工業所有権機関、工業所有権庁（チェコ共和国）及び企業知的所有権委員会（CIPC）（南アフリカ）は、受理官庁の資格において、PCT 規則 89 の 2.1(d)に従い、2015 年 7 月 1 日から、電子形式での国際出願の受理及び手続を開始する旨、国際事務局（IB）に通知しました。当該官庁は ePCT ポータルの ePCT 出願機能を利用した国際出願を受入れます。手数料表の項目 4 に掲載された適用される電子出願手数料のスイスフラン（アルジェリアの場合）、及びユーロ（チェコ共和国の場合）と南アフリカ・ランド（南アフリカの場合）の換算額は手数料表 I(a)に表示されます。

電子形式による国際出願の提出に関する CIPC の詳細は 2015 年 6 月 4 日付けの公示（PCT 公報）に掲載されました。またアルジェリア国立工業所有権機関及び工業所有権庁（チェコ共和国）の詳細も当リンク先にてまもなく掲載されます。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

PCT 出願人の手引、附属書 C（CZ, DZ 及び ZA）が更新されました。

これにより ePCT 出願が可能な受理官庁の数は 22 になりました¹。

PCT-SAFE の PCT-EASY 機能の廃止（再掲載）

PCT Newsletter 2014年4月号の2ページ目でお知らせしたとおり、2015年7月1日にPCT-SAFE のPCT-EASY 機能が廃止されます。さらに、当日以降PCT 手数料表の項目4(a)に基づく手数料減額は適用されません。詳細はPCT Newsletter 2015年4月号の最初のページをご覧ください。

PCT-SAFE クライアント ソフトウェアの7月版 (Version 3.51.068.244) は6月末までに PCT 電子サービスのウェブサイトからダウンロード可能になります。

¹ ePCT 出願は現在、次の受理官庁に対して可能です：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/BR, RO/CA, RO/CL, RO/CZ, RO/DZ, RO/EA, RO/EE, RO/EP, RO/FI, RO/HU, RO/IN, RO/LV, RO/MY, RO/NZ, RO/SA, RO/SE, RO/SG, RO/TR, RO/ZA。

重要

この機会に作業中の PCT-EASY 出願を完了させ提出してください。そして、PCT-SAFE ソフトウェアを 7 月版へ更新する前に全ての様式とアドレス帳データのエクスポートをお願いいたします。

さらに、ePCT 出願への移行をお勧めいたします。ePCT 出願は現在、いくつかの受理官庁¹ に対してオンライン出願が可能です。

受理官庁としての米国特許商標庁 (RO/US) のための特別な EFS-Web 機能は PCT-SAFE ソフトウェアに残るため、出願人は“PCT-EASY.zip”ファイルを準備し EFS-Web システムへアップロードすることが引き続き可能です。当該機能の詳細は、下記リンク先のユーザガイド “Instructions for the use of PCT-SAFE in combination with EFS-Web (e-filing with RO/US) (EFS-Web (RO/US への電子出願) 機能のある PCT-SAFE の利用説明書)” をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/support/user_documentation.htm

PCT-SAFE の新バージョンの詳細は以下の PCT 電子サービスのウェブサイトにもまもなく掲載されます。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/>

ePCT 出願やスタートガイドに関しては次のリンク先をご覧ください。

<https://pct.wipo.int>

又は PCT 電子サービスのヘルプデスク、epct@wipo.int までご連絡ください。

PCT 統計 2014**PCT 年次報告 (2015 年版)**

PCT 年次報告 (2015 年版) では、2014 年の PCT の活動及び進展が要約され、PCT 出願に関する包括的な統計 (上位国、上位出願人、上位技術分野ごとの出願数を含む)、2014 年の国際特許制度の実績に関する統計、2013 年の国内段階移行に関する統計が紹介されています。2015 年版には、長期的な傾向及び最新動向の分析による PCT 制度におけるもっとも活発な出願人を評価する特別テーマが設けられています。PCT 国際段階、国内段階でのもっとも出願件数の多い出願人や地域別の情報を提供しています。

PCT 年次報告の英語 PDF 版は以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/>

また、上記ウェブサイトには、本報告に関するデータやグラフへのリンクもあり、次の情報をご利用いただけます。なお、本報告の仏語とスペイン語版は準備中です。

- グラフや表のイメージ (タイトル、出典及び注記)
- グラフや表の詳細なデータ

重要：PCT Newsletter の新しい電子メール通知サービス

PCT Newsletter 2015年5月号でお知らせしたとおり、WIPOは2015年6月16日よりNewsletterとプレスリリースのための新しい配信プラットフォームへ移行します。そのため、現在、PCT Newsletter各号の発行を通知する電子メールを含む、そのような通知をすでに購読しており、今後もそのような通知をご希望でしたら、下記リンク先の新しい電子メールプラットフォームにて登録し、再度購読設定をお願いいたします。

<https://www3.wipo.int/newsletters/en/>

新しいプラットフォームへアクセスすると、全てのWIPO 電子メールやNewsletterの利用を管理したり、連絡先情報などを更新したりできる利用案内ページをご覧ください。登録手続は単純でお時間を取らせません。

新しいプラットフォームの PCT Newsletter を登録されない場合には、PCT Newsletter の発行に関する電子メールを受信できなくなります。登録が遅れると、重要な情報を見逃すかもしれませんので、お早めに！

7月と8月の合併号

今回の PCT Newsletter は7月と8月の合併号となり7月後半に発行予定です。その次の9月号が出るまでの間に、PCT ユーザにお伝えすべき重要なお知らせがある場合は、PCT 電子メール更新サービスにてご案内します。まだこのサービスをご利用されていないようでしたら、上述の新しい電子メールプラットフォームにて無料でご利用頂けます。PCT Newsletter を発行する際や、臨時のお知らせを行う際に PCT ユーザにその旨をご案内します。

さらに、PCT セミナーカレンダーや PCT 手数料表に変更がある場合は、それぞれ下記のリンク先で8月に更新されます。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf>

PCT-特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) パイロット**工業所有権庁（チェコ共和国）と日本国特許庁との新しい試行プログラムの開始**

2015年4月1日に、工業所有権庁（チェコ共和国）と日本国特許庁（JPO）は、新しい一方の PCT-PPH 試行プログラムを開始しました。本試行プログラムでは国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）としての JPO によって作成された肯定的な見解書若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第II章）を得た PCT 出願に基づき、チェコ共和国の国内段階で早期審査を利用することが可能です。PCT-PPH の詳細は以下をご覧ください。

<http://www.upv.cz/en/ip-rights/patents/pphjp.html>

http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/japan_czech_highway_e.htm

更新された PCT-PPH 試行プログラムのウェブサイトは以下のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

PCT 最新情報

BR：ブラジル（手数料）
 CZ：チェコ共和国（電子出願、手数料）
 DK：デンマーク（国内段階移行期限、国際出願の翻訳に関する要件）
 DZ：アルジェリア（Eメールアドレス、電子出願、手数料）
 EE：エストニア（手数料）
 HU：ハンガリー（手数料）
 MW：マラウイ（通信手段）
 NZ：ニュージーランド（手数料）
 PH：フィリピン（手数料）
 RU：ロシア連邦（所在地とあて名）
 SD：スーダン（手数料、出願言語）
 US：アメリカ合衆国（電話及びファックス番号、インターネットアドレス、管轄国際機関、手数料）

管轄国際機関としての日本国特許庁の指定

米国特許商標庁（USPTO）は 2015 年 7 月 1 日から、オーストラリア特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）、イスラエル特許庁、韓国知的所有権庁及び USPTO に加え、日本国特許庁（JPO）を、アメリカ合衆国の国民及び居住者により受理官庁としての USPTO 又は IB に対し提出された国際出願の管轄国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）として指定しました。

JPO は以下の条件を満たす国際出願に対してのみ管轄 ISA 及び IPEA となる旨ご留意ください：

- 英語で提出された国際出願であり、
- 国際出願の請求の範囲が特定の国際特許分類により定義される環境保全技術分野（まもなく公示（PCT 公報）に掲載）であり、
- 受理件数は、2015 年 7 月 1 日から 2018 年 6 月 30 日までの 3 年間で USPTO からの国際出願は 5,000 件以下であり、且つ、1 年目は四半期毎に 300 件以下、また 2 年目、3 年目は四半期毎に 475 件以下。

JPO は当該官庁が ISA として調査を行った場合に限り IPEA として行動する旨ご留意ください。

ZA: 南アフリカ（電子出願、手数料）

調査手数料（欧州特許庁、連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁）

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT 規則の修正（アラビア語、独語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語）

2014 年 9 月 22 日から 30 日までジュネーブで開催された PCT 同盟総会で採択した、PCT 規則改正が 2015 年 7 月 1 日に発効します（改正に関する詳細は、PCT Newsletter 2014 年 10 月号を参照）。

2015年7月1日発効のPCT規則の全文は、現在PDF形式で（英語、仏語、中国語に加え）アラビア語、独語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語にて、それぞれ下記のリンク先でご利用いただけます。

（アラビア語） <http://www.wipo.int/pct/ar/texts/index.html>
 （独語） <http://www.wipo.int/pct/de/texts/index.html>
 （イタリア語） http://www.wipo.int/pct/it/texts/pdf/pct_regs2015.pdf
 （ポルトガル語） <http://www.wipo.int/pct/pt/texts/index.html>
 （ロシア語） <http://www.wipo.int/pct/ru/texts/index.html>
 （スペイン語） <http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html>

PCT FAQs（中国語とロシア語）

“外国における発明の保護：PCTに関するFAQ”の更新版が、PDF形式で中国語、ロシア語でそれぞれ下記のリンク先にて閲覧可能です。

（中国語） <http://www.wipo.int/pct/zh/faqs/faqs.html>
 （ロシア語） <http://www.wipo.int/pct/ru/faqs/faqs.html>

特許協力条約及び規則（紙版）

2015年7月1日発効の英語、仏語版の特許協力条約（PCT）及び規則の条文集（紙版）が出版されました。

お値段は通常郵便で24スイスフラン、速達郵便で28スイスフランです。お求めの際は、WIPO出版番号 No.274 と出版言語を明示の上、下記WIPOのLibrary and Publications Distribution Sectionまでご連絡ください。

Fax: (41-22) 740 18 12
 Eメール: publications.mail@wipo.int
 あて先: 34, chemin des Colombettes
 P.O. Box 18, CH-1211 Geneva 20
 Switzerland

なお、他の言語版はまもなくご利用頂けます。上記に加え、2015年7月1日発効の特許協力条約及び規則のテキストはPCTウェブサイトでもアラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語でご覧いただけます。

PATENTSCOPE ニュース

国内コレクション：ポルトガル

PCT Newsletter 2015年2月号のお知らせに加え、PATENTSCOPE 検索サービスは3万4千件以上の完全に検索可能な明細書と請求の範囲（2007年以降に公開）を含む、10万件もの書誌データを有するポルトガルの国内特許コレクションを追加しました。下記のリンク先をご覧ください。

<http://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

実務アドバイス

特定国からの出願人のための PCT 手数料減額の資格

Q: スロベニアの国民で居住者であり、受理官庁としてのスロベニア知的所有権庁へ国際出願（単独の出願人として）を提出する予定です。スロベニアが 2015 年 7 月 1 日より国際出願手数料の 90%減額の資格が与えられる国民と居住者の対象国の一覧に追加されると聞きました。2014 年 6 月 20 日に提出された先の出願の優先権の主張を希望するので、遅くとも 2015 年 6 月 20 日までに国際出願を提出する必要があります。2015 年 7 月 1 日前に出願を提出する場合、実際に手数料を支払うのが 7 月 1 日以降であれば、減額された手数料を支払うことができますか？

A: ご存知のように、特定の手数料減額の適格基準の改定は 2014 年 9 月に開催された第 46 回 PCT 同盟総会（PCT 総会）にて行われました。スロベニアは PCT 締約国のキプロス、ギリシャ、マルタ、ポルトガルとサウジアラビア、及び非 PCT 締約国であるバハマ、ナウル、パラオとスリナム²と共に対象国の一覧に追加され、その国民と居住者は PCT 手数料表の項目 5(a)に表示されるように、国際出願手数料、補充調査取扱手数料、及び取扱手数料の 90%減額が受けられます（PCT Newsletter 2014 年 10 月号の最初のページをご覧ください）。手数料表の改正の発効日は 2015 年 7 月 1 日です。

上記手数料減額の資格のある修正された対象国一覧を含む、改正された手数料表の発効日は 2015 年 7 月 1 日ですが、国際出願手数料の減額に関しては、修正された手数料表は **2015 年 7 月 1 日以降に受理官庁により受理された国際出願にのみ適用**されます。（PCT 規則 15.3 により、支払われる国際出願手数料の額は**受理官庁による国際出願の受理日**に適用される額となります。）よって、手数料をいつ支払うかによらず、当該出願に関しては 2015 年 6 月 30 日まで効力のある手数料表が適用されるため、国際出願手数料の 90%減額の資格は与えられません。たとえ国際出願が 2015 年 7 月 1 日以前に受理官庁により受理され 2015 年 7 月 1 日以降の国際出願日が認められた場合であっても（例えば、欠落していた図面が後になって提出される場合）、現在の（2015 年 7 月以前の）手数料表が当該手数料の支払いに適用されます。

しかしながら、補充国際調査の請求又は国際予備審査請求を提出する場合、補充調査取扱手数料及び取扱手数料に関しては、当該請求がいつ提出されるかによらず、本手数料が 2015 年 7 月 1 日以降に支払われるのであれば、国際事務局へ減額された手数料を支払うことが可能です。（PCT 規則 45 の 2.2(c)及び 57.3(d)により、本手数料の支払額は手数料の支払の日に適用される額となります。）

手数料表の改正に関する背景情報を含む詳細に関しては、次のリンク先から PCT 総会文書、特に PCT 規則の改正提案（PCT/A/46/3）及び報告書（PCT/A/46/6 のパラグラフ 15 から 17 及び附属書 I 及び II）をご参照ください。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=33287

手数料表の項目 5(a)及び(b)に表示される手数料減額の資格を有する国民と居住者の対象国の一覧は次のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/fees>

² 非 PCT 締約国からの出願人は PCT 締約国の国民及び/又は居住している出願人と PCT 出願を提出する必要があり、当該出願人も手数料減額の資格を有する場合にのみ手数料減額を受けることが可能です。

上記ウェブページには現在適用されている一覧に加え、2015年7月1日以降に適用される一覧へのリンクがあります。2015年7月1日に適用される一覧は今後5年間有効ですが、上記期間内でも、ある国が適用条件を満たし、一覧に追加されるようWIPO事務局長へ請求した場合、その国は一覧に追加される可能性があります。

電子出願による国際出願手数料の減額（手数料表の項目4）を受けるには、貴国の国内法において出願が制限される可能性はありますが、受理官庁としての国際事務局又は欧州特許庁への電子形式（例えば、ePCT出願システムを利用）による国際出願を検討されてもいいでしょう。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2015年7-8月号 | No. 7-8/2015

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

シンガポール知的所有権庁の ISA、SISA 及び IPEA としての機能の開始

2014年9月の第46回PCT同盟総会により、シンガポール知的所有権庁（IPOS）はPCTにおける国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）に選定されましたが（*PCT Newsletter* 2014年10月号を参照）、この度、当該官庁は2015年9月1日からISA及びIPEAとしての機能を開始することをWIPOに通知しました。さらに、当該官庁は今後、補充国際調査機関（SISA）としても行動する予定です。

ISA、SISA及びIPEAとしての当該官庁の詳細は、*PCT 出願人の手引*の附属書D、SISA及びEに間もなく掲載されます。

国際出願の電子出願及び手続**メキシコ工業所有権機関及び知的所有権部（カタール）**

メキシコ工業所有権機関及び知的所有権部（カタール）は、受理官庁の資格において、PCT規則89の2.1(d)に従い、メキシコ工業所有権機関は2015年7月1日から、知的所有権部（カタール）は2015年9月1日から、電子形式での国際出願の受理及び手続を開始する旨、国際事務局（IB）に通知しました。当該官庁はePCTポータルでのePCT-Filing（ePCT出願）機能を利用した国際出願を受入れます。手数料表の項目4に掲載された適用される電子出願手数料の米ドルの換算額は手数料表I(a)に表示されています。

電子形式による国際出願の提出に関するメキシコ工業所有権機関の詳細は2015年7月9日付けの公示（*PCT 公報*）に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

また、知的所有権部（カタール）の詳細もまもなく上記アドレスに掲載されます。

PCT 出願人の手引、附属書C（MX及びQA）が更新されました。

これによりePCT-Filingが可能な受理官庁の数は24になりました¹。

¹ ePCT-Filingは現在、次の受理官庁に対して可能です：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/BR, RO/CA, RO/CL, RO/CZ, RO/DZ, RO/EA, RO/EE, RO/EP, RO/FI, RO/HU, RO/IN, RO/LV, RO/MX, RO/MY, RO/NZ, RO/QA, RO/SA, RO/SE, RO/SG, RO/TR, RO/ZA。

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアント パッチのリリース

PCT Newsletter 2015 年 6 月号でお知らせしたとおり、PCT-SAFE クライアント ソフトウェアの 7 月版が次のサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

詳細は次の PCT 電子サービスのウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en>

PCT-SAFE のPCT-EASY 機能の廃止（再掲載）

すでにお知らせしたとおり、2015年7月1日からPCT-SAFE のPCT-EASY 機能を利用した国際出願の提出はできません。また、規則改正前のPCT 手数料表の項目4(a)に基づく手数料減額（つまり、紙形式の国際出願に、文字コード形式で願書及び要約の記述の電子形式の写しを添付した場合）は適用されません。

しかし、受理官庁としての米国特許商標庁に出願するための特別な EFS-Web 機能の利用者は、“PCT-EASY.zip” を準備し、EFS-Web システムにアップロードすることが可能です。

詳細は PCT Newsletter 2015 年 4 月号をご覧ください。

PCT Newsletter の新しい電子メール通知サービス（再掲載）

WIPOは2015年6月16日よりニュースレターとプレスリリースのための新しい配信プラットフォームへ移行しました。まだ新しいプラットフォームに登録しておらず、PCT Newsletter各号の発行を通知する電子メールを含むそのような通知をご希望でしたら、下記リンク先の“IP services – Detailed updates”にて登録してください。

<http://www.wipo.int/newsletters/>

登録手続は単純でお時間を取らせません。PCT Newsletter電子メールの購読は英語版のプラットフォームでのみ利用可能ですので、英語以外の言語にてWIPO ニュースレター プラットフォームで登録される場合は、その言語で利用可能なニュースレターしか選択できませんのでご注意ください。

なお、誤って購読してしまった場合は、送付される WIPO ニュースレター 電子メールの下の方にある“Manage subscriptions”をクリックし、関係するニュースレターの選択を外し、“Update profile”をクリックすることで購読を中止できます。

PCT-特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）パイロット

国家発明商標庁（ルーマニア）と日本国特許庁との新しい試行プログラムの開始

2015 年 7 月 1 日に、国家発明商標庁（ルーマニア）と日本国特許庁（JPO）は、新しい一方

向の PCT-PPH 試行プログラムを開始しました。本試行プログラムでは国際調査機関 (ISA) 又は国際予備審査機関 (IPEA) としての JPO によって作成された肯定的な見解書若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) を得た PCT 出願に基づき、ルーマニアの国内段階で早期審査を利用することが可能です。PCT-PPH の詳細は以下をご覧ください。

<http://www.osim.ro/brevete/Program-pilot-PPH-OSIM-JPO-en.html>

http://www.meti.go.jp/english/press/2015/0624_02.html

グローバル PPH パイロットへの更なる官庁の参加

2015 年 7 月 6 日に、エストニア特許庁とドイツ特許商標庁がグローバル特許審査ハイウェイ (GPPH) に参加し、これにより参加庁は 21 になりました。

本パイロットでは、何れかの参加庁による成果物 (PCT 国際段階の成果物、つまり国際調査機関又は国際予備審査機関の見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) を含みます) において特許性ありと判断された請求項があり、その他の適用可能な基準を満足すれば、他の参加庁に対して早期審査を請求することができます。本パイロットは、ユーザがより利用しやすくなるように、単一の適用要件として、既存の PPH ネットワークを簡易にし改善することを目的としています。

GPPH パイロットを利用する為に必要な要件などの詳細情報は以下の PPH ポータルサイトをご覧ください。

<http://www.jpo.go.jp/ppph-portal/globalpph.htm>

また、上記 2 つの官庁に関するウェブサイトは以下のリンク先からご覧ください。

<http://www.epa.ee/en/news/estonian-patent-office-joins-gpph>

<http://presse.dpma.de/presseservice/englisch/unserservice/pressreleases/6july2015/index.html>

更新された PCT-PPH 試行プログラムのウェブサイトは以下のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

PCT 規則改正 (再掲載)

2014 年 9 月 22 日から 30 日までジュネーブで開催された PCT 同盟総会で採択した、PCT 規則改正が 2015 年 7 月 1 日に発効しました。

- PCT 規則 49 の 3.2 及び 76.5 : 早期国内段階移行の明示の請求をした出願人が、指定・選択官庁に対して優先権の回復の請求を (国内段階移行の通常の期限の満了後 1 ヶ月ではなく) 早期国内段階移行の請求の受理日から 1 ヶ月以内に提出するための要件の導入
- PCT 規則 90.3 : 2012 年 10 月の同盟総会において採択された修正を適切に反映するために、PCT 規則 90 の 2.5 のパラグラフ(a)への引用を削除
- PCT 規則 90.5 : 取下げ通知が包括委任状と共に提出された場合に、国際事務局 (IB) が代

理人に別個の委任状の原本の提出を求めずに取下げ通知の手続きを可能にする

—手数料表：PCT-EASY 出願に適用される手数料減額を削除し、特定の国（下記“所定の PCT 手数料の減額の適格性”を参照）の特定の出願人に対する手数料減額の適格基準を改定

2015 年 7 月 1 日発効の PCT 規則の全文は、PCT ウェブサイトにて、アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、日本語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語にて、それぞれ下記のリンク先でご利用いただけます。

(アラビア語) <http://www.wipo.int/pct/ar/texts/index.html>
 (中国語) <http://www.wipo.int/pct/zh/texts/index.html>
 (英語) <http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>
 (仏語) <http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html>
 (独語) <http://www.wipo.int/pct/de/texts/index.html>
 (イタリア語) http://www.wipo.int/pct/it/texts/pdf/pct_regs2015.pdf
 (日本語) <http://www.wipo.int/pct/ja/texts/index.html>
 (ポルトガル語) <http://www.wipo.int/pct/pt/texts/index.html>
 (ロシア語) <http://www.wipo.int/pct/ru/texts/index.html>
 (スペイン語) <http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html>

また、2015 年 7 月 1 日発効の PCT 規則改正のパワーポイントプレゼンテーション資料が中国語、英語、仏語、独語、スペイン語にて、それぞれ下記のリンク先でご利用いただけます。

(中国語) http://www.wipo.int/pct/zh/texts/ppt/rule_changes_archive.html
 (英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/rule_changes_archive.html
 (仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ppt/rule_changes_archive.html
 (独語) http://www.wipo.int/pct/de/texts/ppt/rule_changes_archive.html
 (スペイン語) http://www.wipo.int/pct/es/texts/ppt/rule_changes_archive.html

所定の PCT 手数料減額の適格性

所定の PCT 手数料の減額の適用資格を有する国民及び/又は居住者の国々の一覧は、2015 年 7 月 1 日に更新され、下記のリンク先にて利用できます：

<http://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>

なお、EPO に対する所定の PCT 手数料の 75%減額の適用資格を有する国民及び/又は居住者の国の一覧に変更はありません。

国際出願を提出するには、少なくとも出願人の 1 人が PCT 締約国の国民又は居住者である必要がある（PCT 第 9 条(1)）旨、ご留意ください。PCT 締約国でない国々の出願人は PCT 締約国の国民及び/又は居住者である出願人と共に PCT 出願を提出する必要があり、全ての出願人が当該手数料減額の適用資格を有する場合にのみ、手数料減額を受けることが可能です。

手数料の 90%減額の適用

PCT Newsletter 2014 年 10 月号と 2015 年 5 月号でお知らせしたとおり、国際出願手数料（30

枚を超える用紙毎の手数料を含む)、補充調査取扱手数料及び取扱手数料の 90%減額の適用資格を有する国民及び/又は居住者の国の一覧は下記のように修正されました :

表 1(a)²に追加 (PCT 締約国) :

キプロス
ギリシャ
マルタ
ポルトガル
サウジアラビア
スロベニア

表 1(b)²に追加 (非PCT締約国) :

バハマ
ナウル
パラオ
スリナム

表 1(a) から削除 :

シンガポール
アラブ首長国連邦

スペイン特許商標庁における国際調査手数料の 75%減額の適用

以下の国がスペイン特許商標庁における国際調査手数料の 75%減額の適用資格のある国民及び/又は居住者の国一覧から削除されました (つまり、世界銀行により低所得、低中所得及び高所得経済に格付けされ、欧州特許条約締約国ではない国) :

アルゼンチン
セイシェル
ベネズエラ

ブルガリアは前回の表に誤って表示されていましたが削除されました。

PCT 最新情報

DO : ドミニカ共和国 (管轄国際調査及び予備審査機関)

IR : イラン・イスラム共和国 (官庁の名称、一般情報)

JP : 日本国 (手数料)

2015 年 9 月 1 日から、手数料表 I(a) に掲載されているように、受理官庁としての日本国特許庁に対して日本円で支払われる、国際出願手数料、30 枚を超える用紙毎の手数料、手数料表項目 4(c) に示された手数料減額の日本円の換算額が変更されます。

(PCT 出願人の手引の附属書 C (JP) が更新されました)

MX : メキシコ (電子出願、手数料)

² 表 1(a)及び(b)に記載された国の場合、手数料減額は自然人である出願人のみ適用されます。

PT：ポルトガル（手数料）

QA：カタル（官庁の名称、所在地とあて名、電話及びファックス番号、Eメールアドレス、発明者の氏名及びあて名の提出期限、受理官庁及び指定（選択）官庁としての官庁の要件に関する情報）

SV：エルサルバドル（Eメールアドレス）

US：アメリカ合衆国（管轄国際機関）

日本国特許庁（JPO）が（他の官庁に加えて）2015年7月1日から米国特許商標庁により管轄国際調査及び予備審査機関として指定されたことに関する *PCT Newsletter* 2015年6月号に掲載されたお知らせに関し、JPOが管轄機関となり得るための条件の一つに、国際出願の請求の範囲が所定の国際特許分類（IPC）により定義される環境技術分野である必要があることにご留意ください。関連するIPCの一覧は、下記のリンク先にて、2015年6月25日付けの公示（*PCT 公報*）に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

調査手数料（欧州特許庁、連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）、インド特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、米国特許商標庁）

取扱手数料（日本国特許庁）

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT 判例データベース

PCT 締約国の又は PCT 締約国のために手続を行う各国の裁判所及び広域行政機関でなされた PCT 法務及び行政的決定のテキスト検索が可能な判例データベースがカナダ、インド、イスラエル及び英国からの最近の判例と共に更新され、以下のリンク先にて当該データベースが利用可能です。

<http://www.wipo.int/pctcaselawdb/en>

当該データベースに含まれる PCT に関する決定は、国内裁判所又は行政機関により提起又は考慮された問題です。要約及び PCT 法的参照は情報を容易に取得できるよう国際事務局が追加しました。

追加（何れの言語でも）又はデータベース改善の提案がございましたら、pct.legal@wipo.int まで Eメールをお送りください。

PCT 規則改正に関するパワーポイントプレゼンテーション資料

2015年7月1日に発効された PCT 規則改正に関するパワーポイントプレゼンテーション資料は、上記の“PCT 規則改正（再掲載）”をご覧ください。

WIPO 本部での上級者向け PCT セミナー（若干席に余裕あり）

国際及び国内段階の手続、最新及び今後の PCT の進展、また ePCT での PCT 出願の管理に関する上級者向け PCT セミナーが、2015年9月24、25日にジュネーブの WIPO 本部にて開催

されます。当該セミナーは特許管理者、弁理士事務所員及び PCT 制度に精通しているユーザを対象としており、講演者は PCT 分野の経験豊富な WIPO スタッフに加え、ウェブ会議システムを通じて Michael Neas 米国特許商標庁国際特許法務部長代理も参加します。登録及びセミナーに関する詳細は次のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=36763

セミナーへの登録は無料ですが、参加者は 50 人限定です。登録の締切りは 2015 年 9 月 11 日です。セミナーに関する詳細は、pct.our@wipo.int へお問い合わせください。

PATENTSCOPE 検索システム

新しいビデオシリーズ

PATENTSCOPE 検索システムを説明する 6 本の短編ビデオが下記のリンク先にて利用可能です。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/tutorial.jsf>

ビデオでは、データベースに何が含まれているのか、異なる検索インターフェイスの使用方法及び結果一覧の読み方を説明します。

パワーポイントプレゼンテーション資料

2015 年 2 月から 6 月までに、PATENTSCOPE 検索システムに関する下記のウェビナーが提供されました。

- PATENTSCOPE 検索システムの概要（日本語）（2015 年 2 月）
- 複雑な検索式の作成による PATENTSCOPE 詳細検索の使用法（2015 年 2 月）
- 結果一覧の読み方及び PATENTSCOPE で利用できる翻訳ツールの使い方（2015 年 3 月）
- PATENTSCOPE 検索システムの CLIR 機能の実演（2015 年 4 月）
- IPC 及び PATENTSCOPE 検索システム（2015 年 5 月）
- PATENTSCOPE 検索システムで利用できる異なる特徴の概要（2015 年 6 月）

ウェビナーで使用されたパワーポイントのスライドは下記のリンク先にて利用可能です。

<http://www.wipo.int/patentscope/en/webinar/>

PATENTSCOPE 検索システムに関するウェビナーは今後も提供されますので、PCT セミナーカレンダー末尾の PCT ウェビナーの一覧をご参照ください。

実務アドバイス

欠落部分の補充に関する受理官庁の異なる手続

Q：当社は ePCT-Filing（ePCT 出願）機能を利用して定期的に電子形式で PCT 出願を提出しています。当形式での出願は確かに出願手続を簡素化し、形式的なエラーを防ぐことに役立ちますが、明細書又は請求の範囲をアップロードする際に間違ったファイルを選択しやすいとい

った面もあります。例えば、誤った請求の範囲一式が提出される場合に、PCT 規則で救済可能でしょうか。つまり、欠落要素又は部分の引用による補充に関する PCT 規則では、後日、すでに認められた国際出願日に影響することなく、誤った請求の範囲一式を正しいものに差し替える（国際出願が提出されるべきであった請求の範囲一式を含む先の出願の優先権の主張をしている場合）ことは可能ですか？

A : PCT 規則 4.18（引用により含める旨の陳述）、20.5（欠落部分）及び、20.6（要素及び部分を引用により含めることの確認）の規定は、国際出願に以下の何れも含まれておらず、関連する要素や部分が優先権が主張されている先の出願に完全に記載されている場合に、出願人を救済する目的で制定されたものです：

- 明細書の全体又は請求の範囲の全体、若しくは
- 明細書、請求の範囲の一部又は図面全体又は一部分

上記必要な要件が満たされていれば、出願人は、基本的に、国際出願日を維持しながら、欠落要素又は部分を引用により補充することが可能です。この場合、受理官庁は国際出願に正しい要素を含めます（実際に間違っただけの要素又は部分を“差し替える”ことはしません）。

PCT 受理官庁（RO）の大半は、上述される状況において、つまり、請求の範囲一式（又は明細書）が提出された後に、それらの請求の範囲が間違っただけのものであることが判明し、出願人が正しいものを含めることを望む場合、これらの規則を適用します。

しかしながら、以下の場合にご留意ください：

- いくつかの RO 及び指定官庁（DO）（又は選択官庁）が、以下に説明する、引用による補充に関する当該官庁の国内法令と当該規則との間の不適合通知を提出している点
- 欠落要素又は部分の引用による補充に関する当該規則を適用している官庁においても、全ての官庁が同じように当該規則を解釈しているわけではない点（以下で説明）

不適合通知

以下の官庁が RO の資格において PCT 規則 20.8(a)に基づき、不適合通知を提出しており、上述のいかなる状況においても引用による補充は受け付けません：

- BE 知的所有権庁（ベルギー）
- CU キューバ工業所有権庁
- CZ 工業所有権庁（チェコ共和国）
- DE ドイツ特許商標庁
- ID 知的所有権総局（インドネシア）
- IT イタリア特許商標庁
- KR 韓国知的所有権庁
- MX メキシコ工業所有権機関

以下の官庁は DO（又は選択官庁）の資格において PCT 規則 20.8(b)に基づき、不適合通知を提出しているため、出願人は上記のいかなる状況においても国内段階での引用による補充の恩恵は受けられません：

- CN 中華人民共和国国家知識産権局

CU	キューバ工業所有権庁
CZ	工業所有権庁（チェコ共和国）
DE	ドイツ特許商標庁
ID	知的所有権総局（インドネシア）
KR	韓国知的所有権庁
MX	メキシコ工業所有権機関
TR	トルコ特許機関

しかし、関係する DO が PCT 規則 20.8(b)に基づく不適合通知を提出していない場合でも、DO の中には、限られた範囲内で、RO の引用による補充を許可する決定を再度確認することもあり（PCT 規則 82 の 3.1(b)から(d)参照）、RO の肯定的な決定が必ずしも受け入れられるとは限らない旨、ご注意ください。

上記一覧は以下のリンク先にてご覧頂けます（不適合通知の取下げの際に更新）。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

なお、PCT ロードマップ（PCT/WG/2/3 及び PCT/WG/3/2 参照）において、PCT 規則の様々な規定に基づく不適合通知を取下げしていない全ての国は、当該通知の取下げが可能になるよう国内法の必要な改正を成立させることを強く奨励されています。

様々な解釈

基本的に引用による補充に関する規定を適用している官庁間でも、実務において当該規則を正確に解釈する点に関しては様々な見解があります。例えば欧州特許庁を含むいくつかの RO では、PCT 規則 4.18、20.5、20.6 に従い、関連する要素が間違っ提出された場合に、新しい完全な請求の範囲一式又は新しい完全な明細書を補充することを許容していません。これらの官庁は、定義上、請求の範囲又は明細書の要素の“欠落部分”とは、そのような要素のある部分は欠落していたが、その他の部分は提出されていたとみなす、と主張しています。つまり、“欠落部分”の引用による補充は、新しい要素の追加というよりむしろ、引用により補充されるべき請求の範囲又は明細書の要素の“欠落部分”が国際出願日の国際出願に含まれていたその（不完全な）要素を“完全なものにする”ということを求めています。

一方、例えば国際事務局（IB）や米国特許商標庁などの他の RO では、そのような手続は何れも許容されており、規則の文言と精神に忠実である立場の見解です。もしそうでなければ、提出した国際出願に何れの請求の範囲及び/又は明細書を含めていなかった出願人は、欠落要素の引用による補充により、それらの要素を国際出願に含めることが許可される一方、提出された国際出願にそれらの要素を含めようとしたが、誤って間違っ請求の範囲及び/又は間違っ明細書を提出してしまった出願人が、正しい要素を追加して誤りを訂正することが許可がされない、という結果になります。これらの官庁はまた PCT 作業部会が第 1 回会合にて（PCT/WG/1/16 のパラグラフ 126 及び 127 参照）そのような手続は許容できるとの旨を提言した事実（“作業部会は、国際出願日に必要な請求の範囲の要素及び明細書の要素（条約 11(1)(iii)(d)及び(e)参照）を含んでいる国際出願の場合には、優先権出願に含まれている請求の範囲又は明細書に関し、規則 4.18 及び 20.6(a)に基づき、欠落している“要素”として補充することはできない旨を留意した。しかし、そのような場合においても、優先権出願に含まれる明細書の部分又は全体、若しくは請求の範囲の部分又は全体に関し、欠落している“部分”としてそれらの規則に基づき補充することは可能であると考えられる。”）、及び、受理官庁ガイドラインは、引用による補充により結果的に重複した明細書、請求の範囲又は図面の一式がある場合に、当該引用により

補充された一式は、当初提出された一式の前に連続して配置するよう明確化するために修正された事実について言及しました。(これにより、例えば、国際調査及び国内段階での調査の目的で、どちらの請求の範囲一式を考慮すべきなのか明確にします。)

いくつかの PCT 会合(2015 年 5 月 26 日から 29 日まで開催された PCT 作業部会(PCT/WG/8/4 参照)を含む)において上記の異なる RO の手続について議論されたにもかかわらず、本件に関する締約国間での一致した見解は得られていません。

本件に関して異なる解釈があることは最適ではありませんし、欠落部分の引用による補充に関しての法的な規定を明確化する努力を続けることは、おおむね認識されています。PCT 締約国と IB はこの長期にわたる問題の解決策を見つけようと努めています。差当たり、IB は、次回 2016 年の PCT 作業部会での議論のため、誤って提出された要素及び部分に関する新しい規定案を準備すること (PCT/WG/8/25 議長の要約のパラグラフ 122 参照)、また RO の異なる手続が存在することを明示するための受理官庁ガイドラインの修正作業を締約国と進めること (同パラグラフ 123 参照) を求められました。

当然のことながら、電子形式で提出する国際出願を準備する際に、アップロードするファイルの選択には細心の注意を払うことが大変重要です。また誤った請求の範囲一式 (又は明細書) を提出してしまった場合、引用による補充が可能なのかどうか RO の手続を (そのような間違いが起こる前に) 確認しておくことをお勧めします。もし受理官庁が引用により正しい請求の範囲又は明細書を補充することを認めない場合には、考慮すべきひとつの方法として、問題のある国際出願を取下げ、正しい請求の範囲又は明細書で再度出願することです (そうする場合には、その間に優先期間が無効になってしまっていないかどうか確認する必要があります)。

欠落部分又は要素の引用による補充の請求に関する詳細は、PCT 規則 4.18、20.5、20.6、*PCT Newsletter* 2007 年 5 月号掲載の“実務アドバイス”、及び *PCT 出願人の手引* のパラグラフ 6.027 から 6.031 をご参照ください。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2015年9月号 | No. 9/2015

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT 規則と国内法令との不適合通知の取下げ

KR 大韓民国（PCT 規則 51 の 2.3(c)）

指定官庁としての韓国知的所有権庁（KIPO）は、2015年1月1日から、PCT 規則 51 の 2.3(c) に基づく不適合通知を取下げの旨、国際事務局へ通知しました。当該取下げは PCT 第 22 条に基づき翻訳の受理日が上述の日以降の国際出願に適用されます。

これにより、PCT 規則 51 の 2.3(a)（“国内的要件を満たすための機会”）が KIPO に対し適用され、当該指定官庁は出願人に対し、当該官庁の求めの日から少なくとも 2 ヶ月の期間内に、国内段階へ移行する際に満たされていない要件（すなわち、PCT 規則 51 の 2.1(a)(i) から(iv) 及び(c) から(e)に規定する要件、又は指定官庁が PCT 第 27 条(1)又は(2)の規定に基づき適用する国内法令で定める他の要件）を満たすよう求めます。

国際出願の電子出願及び手続

RO/DK による ePCT-Filing（ePCT 出願）の利用開始

PCT Newsletter 更新情報の電子メール通知サービスで配信された、2015年8月20日付けの PCT Newsletter 更新情報（http://www.wipo.int/newsletters-archive/en/pct_newsletter.html参照）でお知らせしたとおり、デンマーク特許商標庁は受理官庁の資格において（RO/DK）、2015年9月1日から、PCT-SAFE及びEPOオンライン出願に加え、ePCT-Filing（ePCT出願）を利用した国際出願を受け入れる旨、国際事務局に通知しました。なお、その日以降、記録媒体による電子形式での国際出願を受理しません。これにより、ePCT-Filingが可能な受理官庁の数は25になりました¹。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の詳細は、2015年8月27日付けの公示（PCT公報）に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

（PCT 出願人の手引、附属書 C（DK）が更新されました。）

¹ ePCT 出願は現在、次の受理官庁に対して可能です：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/BR, RO/CA, RO/CL, RO/CZ, RO/DK, RO/DZ, RO/EA, RO/EE, RO/EP, RO/FI, RO/HU, RO/IN, RO/LV, RO/MX, RO/MY, RO/NZ, RO/QA, RO/SA, RO/SE, RO/SG, RO/TR, RO/ZA

ePCT 最新情報

ePCT システム (version 3.1) が 2015 年 8 月 31 日にリリースされました。出願人のための ePCT、受理官庁、指定官庁及び国際機関のための ePCT の新機能に関して、以下に列挙します。

出願人のための ePCT

ePCT-Filing (ePCT 出願)

ePCT ポータルの ePCT-Filing 機能は次の新機能を含みます。

- 単一の“明細書”の PDF ファイルを添付する際、当該ファイルに図面を含むことも、図面を別個の PDF ファイルとして添付することも可能
- 受理官庁としての国際事務局 (IB) にすでに提出された国際出願 (IA) に関して、ePCT-Filing 画面上にオンライン支払機能への新しいダイレクトリンクを追加
- ePCT-Filing 画面上にて、幾つかの新しい IA を選択可能であり、単一操作で“アクセス権を管理”又は“削除”が可能 (eOwner 又は eEditor である場合)
- 死亡した発明者の氏名を入力する際、該当する場合は、死亡した発明者の権利承継人として出願人を選択することが可能
- 発明の名称、要約及び要約とともに公開される図面中の語句の公開言語への翻訳文は、新しい出願の提出言語が公開言語ではない場合、“添付書類”画面にて入力可能 (選択により)。国際公開のための明細書及び請求の範囲の翻訳文が、“出願情報”画面でテキスト PDF 形式 (イメージフォーマットの PDF ではなく) で添付されている場合、発明の名称と要約は自動的に抽出され、“添付書類”画面上の関連する欄に表示
- 受理官庁としての欧州特許庁 (EPO) へ提出された IA の場合は、EPO の自動引落とし手続に対応する新しい手数料支払方法が選択可能

新しい ePCT アクション機能

現在、以下の機能が利用可能です。

- PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正書を、テキスト形式で (DOCX 又はテキスト PDF ファイル) 国際事務局 (IB) に対し提出する機能。このアクション機能は ePCT パブリックサービス及び ePCT プライベートサービスで利用可能ですが、ePCT プライベートサービスにはより多くの機能があり、例えば、提出前の下書きの保存や、補正書に添付しなければならない書簡の作成を補助する新しい機能を利用可能です。
- 委任状の作成及び出願後に IB に提出する機能 (この機能は ePCT-Filing でも可能)
- 要求される国際出願の国際公開のための翻訳文を、XML 形式へ変換するための DOCX 形式で IB に提出する機能 (テンプレートへのリンクは ePCT インターフェイスで利用可能)

関連するスクリーンショットやこの最新版に加えられた他の変更に関する詳細は、次のリンク先にてご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_whats_new.pdf

受理官庁、指定官庁及び国際機関のための ePCT

官庁及び国際機関のための ePCT にて多くの新機能が利用可能です。IB への優先権書類の送付機能に加え、以下の 2 つの新しいアクション機能を含みます。

- 国際予備審査請求書の受理記録及び当記録の IB への送付、及び
- 出願の取下げ

さらに、受理官庁が使用する多くの様式が ePCT を通して自動的に作成可能となりました。また、さらなるチェック機能が利用可能となり、他の改善もなされました。詳細は、次のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_office_whats_new.pdf

ご利用方法を含む、ePCT 全般の詳細は、

<https://pct.wipo.int>

又は、以下の PCT 電子サービス Help Desk か下記 URL の “contact us” リンクまでご連絡ください。

電子メール : epct@wipo.int
電話番号 : (+41-22) 338 9523

<http://www.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=patentscope&area2=epct>

偽の手数料の支払い請求

苦情申立てのための新しいガイダンス

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではなく、PCT に基づく国際出願の手続に関係のない、手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。

WIPO はこの詐欺行為に歯止めをかけるため締約国と連携を密にしておりますし、PCT 出願人、代理人又は発明者（PCT ユーザ）の皆様には、政府又は国内商取引保護協会にて対処するようお勧めしております。当目的のため、このような偽の請求書に対し、PCT ユーザが苦情申立てをする際の参考情報を PCT ウェブサイトに追加しました。当該情報は以下の内容を含み、下記リンク先からご覧いただけます。

- 苦情申立ての例文を含む “苦情申立ての方法” というお知らせ、及び
- これらの請求書の発信者に対し、現地法の執行において PCT ユーザを支援する “苦情受け付け政府機関及び商取引保護協会” の一覧（苦情申立ては一覧にある様々な国のウェブサイトを通して提出可能）

<http://www.wipo.int/pct/en/warning/complaint.html>

PCT ユーザが苦情を申立てることで、望ましくは調査が開始され、これらの実在者に対する法的措置を取る結果につながる可能性があります。WIPO はすでに法廷での証言に専門家を送り、不正行為による損害及び提供されたサービス価値の欠如を証言しており、今後も PCT ユーザを支援し続ける意向です。

詳細は以下のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

このような疑わしい手数料請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： (+41-22) 338 83 38
FAX 番号： (+41-22) 338 83 39
電子メール： pct.legal@wipo.int

PCT 最新情報

GB：英国（手数料）
KR：大韓民国（電話と FAX 番号）
MX：メキシコ（微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）
NZ：ニュージーランド（手数料）
PT：ポルトガル（手数料）
SG：シンガポール（E メールアドレス、国際機関としての要件、管轄国際調査及び予備審査機関）

調査手数料（オーストリア特許庁、オーストリア特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）、国立工業所有権機関（ブラジル）、米国特許商標庁）

補充調査手数料（連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦））

PCT 関連資料の最新／更新情報

会合文書

PCT 同盟総会

2015 年 10 月 5 日～14 日にジュネーブで開催される第 47 回 PCT 同盟総会のために準備された文書は下記リンク先でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=36343

ISA 及び IPEA の取決め

シンガポール知的所有権庁

WIPO 国際事務局とシンガポール知的所有権庁との間の PCT に基づく国際調査及び国際予備審査機関としての機能に関する取決めが 2015 年 9 月 1 日に発効され、英語及び仏語の PDF 形式で公表されました。

（英語） http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_sg.pdf

（仏語） http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_sg.pdf

偽の手数料の支払い請求に関する苦情申立ての新しいガイダンス

上記“偽の手数料の支払い請求”をご参照ください。

PCT Newsletter 電子メール通知アーカイブ

PCT ユーザに PCT Newsletter の各号の発行や臨時の更新をお知らせする PCT Newsletter 電子メール通知サービスは、次のリンク先にて登録可能です。

<http://www.wipo.int/newsletters>

過去の PCT Newsletter 電子メールは、下記のリンク先の新しいアーカイブにてご覧いただけます。

http://www.wipo.int/newsletter-archive/en/pct_newsletter.html

しかしながら、アーカイブの電子メールにある PCT Newsletter の HTML 版へのリンクは、いずれも最新号が表示されます。バックナンバーは PDF 形式でのみ利用可能です。

ブダペスト条約

ブダペスト条約に関する一般情報

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するWIPOにより管理されるブダペスト条約は、バイオテクノロジー発明の分野で重要な役割を担っています。発明が一般に公開されていない微生物や他の生物材料（以下、微生物）を含み、又はその利用を含む場合、その単なる記載は十分な開示ではない場合があります。そのため、多くの国々では、微生物の試料を専門機関に寄託する必要があります。

特許保護を求める各国において微生物を寄託しなければならないことを避けるため、ブダペスト条約はこの手続きの促進を目的としています。何れの国際寄託当局（IDA）での寄託（且つPCT出願における寄託に関する情報の記載）は全締約国の国内特許庁や当該条約の効果が及ぶ広域特許庁に対する特許手続の目的において十分であると規定しています。PCT出願の場合、寄託についての情報もまた、その出願に記載されることが必要です。当該条約はそのため、微生物を含む特許発明に関する開示要件を満たす、効率的で、円滑で、且つコスト効率の良い方法を出願人に提供します。

ブダペスト条約の詳細は、次のリンク先でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/>

ブダペスト条約に関する記事がWIPOマガジンの2015年8月号に掲載されました。当該記事は条約がどう機能するのか説明し、また微生物が研究に利用され、バイオテクノロジー企業が発明の価値を得るためのいくつかの重要な利点に関して議論しています。当該記事は以下のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2015/04/article_0001.html

ブダペスト条約に関する統計

2015年8月31日現在、ブダペスト条約の締約国は79あり、45のIDAが設置されています。最近IDAとなった機関は、メキシコのColección de Microorganismos del Centro Nacional de Recursos Genéticos (CM-CNRG) で、2015年8月にIDAの地位を取得しました（詳細に関しては前述の“PCT最新情報”（英語版）をご覧ください）。

2014年におけるブダペスト条約に基づく寄託と試料の分譲に関する統計は、40のIDAからの回答に基づき、以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/micros/>

2014年の統計についていくつかご紹介します。

2014年の全寄託数（4,954）は2013年（4,829）と比較して2.6%増加し、試料の分譲は2013年に比べ17%の増加を示し、合計2,448となりました。

2014年に寄託数の多かったIDA の上位7機関は以下の通りです（括弧内の変化率は2013年比）。

1. China General Microbiological Culture Collection Center (CGMCC) (CN)	1,595	(-2%)
2. American Type Culture Collection (ATCC) (US)	985	(+25.5%)
3. China Center for Type Culture Collection (CCTCC) (CN)	932	(-3.6%)
4. Korean Collection for Type Cultures (KCTC) (KR)	202	(+4.6%)
5. Leibniz-Institut DSMZ – Deutsche Sammlung von Mikroorganismen und Zellkulturen GmbH (DSMZ) (DE)	165	(-6.8%)
6. Korean Culture Center of Microorganisms (KCCM)	148	(-7.4%)
7. National Collections of Industrial, Food and Marine Bacteria (NCIMB) (GB)	146	(-22.6%)

ブダペスト条約が運用可能となって（1981年）から2014年末までの全寄託数は92,035であり、上位4機関を以下に示します。

1. American Type Culture Collection (ATCC) (US)	30,461
2. China General Microbiological Culture Collection Center (CGMCC) (CN)	10,332
3. International Patent Organism Depository (IPOD), National Institute of Technology and Evaluation (NITE) (JP) (NITE特許生物寄託センター)	10,182

4. Leibniz-Institut DSMZ – Deutsche Sammlung von
Mikroorganismen und Zellkulturen GmbH (DSMZ) (DE) 7,768

寄託の主要国である中国と米国における寄託は、2014年の寄託の72.9%（それぞれ51%、21.9%）であり、これまでの合計の55.8%（それぞれ18.6%、37.2%）となりました。

PCTに関する記事

WIPO マガジン（2015 年第 4 号）から以下の記事の抜粋が、PCT ウェブサイトの“PCT に関する記事”のページに追加されました。

先端細胞技術へのアクセスを確保するための特許利用

2012 年のノーベル生理学・医学賞を授与された山中伸弥氏は、細胞がどのように成長し分化するのかという見解に革命をもたらしました。iPS 細胞に関する彼の先駆的な成果は、成人の体内でどんな種類の細胞にも分化することを可能にする、成熟した細胞の再プログラム化を実現しています。山中教授は自身が所長を務める日本の京都大学 iPS 細胞研究所にて行われる研究を概説し、研究成果を同分野の他の研究員たちに広く利用してもらうため、当研究所がどのように特許及び PCT を活用しているのかを説明しています。非独占的な特許ライセンスのアプローチを語る際、“この取り組みは、iPS 細胞の使用が妥当で適正なライセンス料で広く利用可能になること、また iPS 細胞の研究が広く促進するよう確約するものだと言っている”と述べています。彼はまた PCT の利用は、“発明された技術が本当に特許取得が必要なものであるかどうか見極めるためのより多くの時間を与えてくれる”とも言及しました。

記事全文及び WIPO マガジンからの他の抜粋は、以下のリンク先にてご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html

WIPO マガジン 2015 年第 4 号は、下記のリンク先にて閲覧可能です。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/pdf/2015/wipo_pub_121_2015_04.pdf

実務アドバイス

優先権の回復の請求方法とそのような請求に関する申立て及び証拠の提出

Q: まもなく国際出願を提出予定の代理人で、先の出願の優先権の主張を希望しています。残念ながら、やむを得ぬ理由により、1 週間前に満了した 12 ヶ月の優先期間内に国際出願を提出できませんでした。そのため PCT 規則 26 の 2.3 に基づき、（そのような請求を考慮する準備がある）受理官庁に対して優先権の回復の請求を提出する意向です。そのような請求の仕方、またどのような情報が請求に必要なのか説明していただけますか？

A: 優先権の回復の請求は、出願時又はその後でもできますが、優先期間の満了日から 2 ヶ月以内にするのが条件となります（PCT 規則 26 の 2.3(e)）。また、国際出願が先の出願の優先権の主張を含んでいるか確認する必要があります（そうでない場合は、上述の期間内に、PCT 規則 26 の 2.1(a)に基づき優先権の主張を追加するための通知を提出することが可能です（PCT 規則 26 の 2.3(c)））。

ePCT-Filing (ePCT 出願) システム又は PCT-SAFE ソフトウェアでは、出願時に直接、願書様式 (PCT/RO/101) (第 VI 欄の選択肢を参照) で優先権の回復の請求をすることが可能です。紙形式の願書様式の場合、複数の優先権主張を含むのであれば、どの優先権主張の回復請求を希望するのか追記欄で明確にしてください。もしくは、PCT 規則 26 の 2.3(e)に規定する期間内に、受理官庁へ書面形式で別個の優先権の回復の請求を提出することも可能です。

優先権の回復の請求を提出する際、受理官庁 (RO) は、そのような請求に対し、優先期間の満了日から 2 ヶ月以内に支払可能である手数料を求めることもあるため (2 ヶ月の延長の可能性あり)、そのような手数料の支払が必要かどうか官庁への確認をお勧めします。以下のリンク先の“規則 26 の 2.3 及び 49 の 3.2 に基づく受理官庁及び指定官庁による優先権の回復” (回復に関する一覧) をご覧いただくか、直接、官庁へお問い合わせください。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>

回復の請求に加えて、以下の情報を回復の請求と同じ書簡に記載するか、又は PCT 規則 26 の 2.3(e)に規定する期間内に提出することを条件に、別の書簡として提出する必要があります。

- 国際出願番号及び国際出願日 (わかれば)、出願人と代理人の氏名、そして発明の名称の表示 (例えば表紙に)
- 願書様式では明確ではない場合、優先権が主張されている先の出願の詳細
- 優先期間内に国際出願が提出されなかった旨の理由 (PCT 規則 26 の 2.3(b)(ii)) (“理由の陳述”)、及び
- 望ましくは、該当する場合には、当該陳述を裏付ける、国際出願の準備及び提出のためにとられた行動を記載した申立て又はその他の証拠 (PCT 規則 26 の 2.3(b)(iii)) (“申立て/証拠”)

理由の陳述

理由の陳述は、当該受理官庁が優先権の回復の請求に採用する基準によります。すなわち、受理官庁は、優先期間内に国際出願が提出されなかったことが、次の何れかの場合によるのか特定しています。

- 状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず生じた場合、又は
- 故意ではない場合

いくつかの官庁は両方の基準を採用していますが、最も厳しい基準である“相当な注意”に該当するかどうか最初に判断します。官庁によって採用される基準に関する情報については、国際事務局にその旨を通知した関係官庁の場合は、上述の回復に関する一覧でご確認いただけます。

“相当な注意”基準を満たすためには、国際出願の適時な提出のために取られた善後策又は代替策とともに、提出の遅れが生じた事実及び状況の詳細を、当該陳述に記載する必要があります。“故意ではない”基準を満たす要件は通常、上述の場合より厳しくはなく、多くの官庁で、優先期間に従わなかったのは故意ではなかった (実際にそうであった場合) 旨の陳述を単に提出するだけで十分です。ただ、当該基準を採用するいくつかの官庁では、申立て形式での陳述書の提出や、期間内に手続きできなかつた理由を記載した陳述書 (必要に応じて記載した事項を裏付ける証拠とともに) を要求する場合があります。

申立て／証拠

上述のように RO は、優先期間内に国際出願が提出されなかったことが、相当な注意を払っていたにもかかわらず生じたのかどうか判断するために、申立て又はその他の証拠によって裏付けられた理由の陳述を求めます。しかし、RO が“故意ではない”基準を採用する場合には、そのような申立て又は証拠は要求されないでしょう。

PCT 規則 26 の 2.3(b)(iii)に基づく申立てのための所定の様式はなく、申立てに関連する証拠を立証又は記載するための所定の文言もありません。しかしながら、優先期間を見逃さないよう状況により必要とされる全ての相当な注意を払ったにもかかわらず、優先期間内に出願を提出できなかったことを示すあらゆる書類を提出することをお勧めします。通常、“相当な注意”基準を満たすには、申立てと証拠が要求され、“故意ではない”基準では、大抵は陳述書で十分です（次のリンク先の PCT 受理官庁ガイドライン、パラグラフ 166F から 166G を参照：<http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>）。

さらなる意見、証拠又は申立てを提出する機会

回復の基準が満たされているかどうかは、案件の特異性を考慮しながら、RO が個別に決定します。RO が優先権の回復を拒否しようとする場合、拒否しようとすることについて意見を述べる機会が与えられ、必要に応じて PCT 規則 26 の 2.3(f)に基づき、申立て若しくはその他の証拠、又はさらなる意見、申立て若しくは証拠の提出が求められます（様式 PCT/RO/158 参照）。

該当する国内法令に PCT 規則 49 の 3.2 が適用される場合には、国内段階で指定官庁（DO）に対し回復の請求をすることが可能ですが、通常は可能な限り、国際段階で RO に対し優先権の回復の請求をするのが良いでしょう。これが最も単純でコスト効率の良い方法であり、多くの場合、国内段階において指定官庁に対し効力を有します。しかしながら、いくつかの DO は当該 RO の決定を受け入れないことがある旨、ご注意ください。特に RO が“故意ではない”基準を採用するのに対し、DO が“相当な注意”基準を採用する場合（関係各官庁がどの基準を採用しているかの詳細は上述の回復に関する一覧を参照）や、DO が PCT 規則 49 の 3.1(g)に基づく不適合通知を提出している場合です。なお、そのような不適合通知を提出した官庁の詳細は、次のリンク先の“留保及び不適合”をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

RO 又は DO が優先権の回復に関する PCT 規則の不適合通知を提出している場合や、国際出願に関する優先権の回復をするか否かについての RO の決定の国内段階での関連事項は、PCT Newsletter 2007 年 4 月、9 月、10 月号、そして 2009 年 11 月号に掲載された実務アドバイスで説明されており、それぞれ以下のリンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2007/pct_news_2007_4.pdf

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2009/pct_news_2009_09.pdf

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2009/pct_news_2009_10.pdf

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2009/pct_news_2009_11.pdf

優先権の回復の請求の詳細は、次のリンク先の PCT 出願人の手引 パラグラフ 5.062 から 5.069 をご参照ください。

<http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>

ROの利用を目的としたガイドライン形式での情報も以下のリンク先のPCT 受理官庁ガイドライン パラグラフ 166A からOでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>

出願人は 12 ヶ月の優先期間満了前の適時に、国際出願を提出することを強くお勧めいたします。そうすることで、不測の事態によって優先期間を見逃してしまう状況を回避することが可能です。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2015年10月号 | No. 10/2015

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

日本国特許庁主催の **PCT セミナー** が下記日程で開催されます。事前のお申し込みは必要ですが **無料** です。PCT に関する最新のトピックスをご紹介します。是非ご参加ください。

https://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/ibento2/h27_chiteki_setumeikai.htm

2015年12月 2日（水）名古屋

2015年12月10日（木）広島

2015年12月 3日（木）大阪

2015年12月14日（月）福岡

2015年12月 7日（月）東京

PCT 同盟総会

WIPO 加盟国総会の一部として、第 47 回 PCT 同盟総会（PCT 総会）が 2015 年 10 月 5 日から 14 日までの期間、ジュネーブにて開催されました。会合の要約に参照される文書は WIPO ウェブサイトの下記リンク先から閲覧可能です。

http://www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group_id=135

（PCT 総会に関する文書（PCT/A/47/..））

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=35593

（PCT 作業部会に関する文書（PCT/WG/8/..））

本総会はヴィシェグラード特許機構（VPI）をPCTにおける国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）として選定しました（PCT/A/47/6及び6 Add.参照）。PCT Newsletter 2015年6月号でお知らせしたように、VPIは特許分野における政府間協力機関であり、ヴィシェグラードの4ヶ国（チェコ共和国、ハンガリー、ポーランド、スロバキア）の特許庁により構成されています。VPIは2016年7月1日より国際機関としての実務を開始する予定で、中欧及びバルト海沿岸諸国において初の機関となります。

本総会は、ウクライナ国家知的所有権庁の組織再編を反映するため、国際事務局（IB）及び当該官庁との間の取決めの修正を承認しました（PCT/A/47/7）。本取決めは当該官庁と引き続き交わされますが、ISA及びIPEAとしての主な機能を果たす機関は、国営企業「ウクライナ知的所有権機関」という名称の別個の組織になりました。

本総会はPCT/A/47/4 Rev.の附属書に記載されたPCT規則の改正を採択しました。本改正は以下を含みます。

- PCT 規則 9、48 及び 94：ある国際出願に関して、明らかに当該国際出願を公開する目的にかなわず、かかる情報の公表が如何なる者の個人的又は経済的利益を損なうものであり、

且つ、かかる情報を入手できることに公益性がない場合には、出願人は公開された国際出願又は関連書類から当該情報を削除する請求が可能となります。これにより国際出願又は関連書類に誤って含まれた特定の不適切な情報の除外が可能になります。詳細は PCT/WG/8/12 及び PCT/WG/8/25（パラグラフ 132 から 137）を参照。

- PCT 規則 26 の 2 及び 48：受理官庁は、優先権の回復請求に関して提出された書類の写しを IB へ転送することが義務付けられます。しかし、上述の改正提案の適用と同条件で、出願人は特定の書類が転送されないよう請求することが可能です。主な違いは、この場合では“相当な注意”の要件が満たされることを証明するために、関連情報が故意に提供される可能性があることです。なお、主要な情報が公開されていない場合には、国内段階で優先権の回復請求は見直され、再度指定官庁に同様の情報を提供することを要請される可能性があることに留意が必要です。詳細は PCT/WG/8/14 及び PCT/WG/8/25（パラグラフ 138 から 141）を参照。
- PCT 規則 82 の 4：関係者が居住する地域の電子通信サービスの一般的な不通により期限が遵守されなかった場合に、不可抗力の規定により期限延長が認められます。そのような停止状態は自動的に期限が遵守されなかったことを許容するわけではありません。停止状態により期限が遵守されなかったこと、及びできる限り速やかに適切な措置をとったことを示す証拠を提出する必要があります。詳細は PCT/WG/8/22 及び PCT/WG/8/25（パラグラフ 142 から 149）を参照。
- PCT 規則 92：出願人が IB に対して英語又は仏語以外の言語で文書を作成することを IB が認められるようにする授權規定が追加されます。ePCT を利用して行われる通信の場合に、公開言語（又は英語又は仏語、現時点のように）での通信を可能にすることを目的とします。今後、IB が業務を効率的に管理する体制が整い、指定官庁又は第三者に対し不利な結果が生じない旨を確認した時点で、当該取決めは全ての通信に拡張される予定です。詳細は PCT/WG/8/23 及び PCT/WG/8/25（パラグラフ 150 から 153）を参照。

上記改正は 2016 年 7 月 1 日に発効します。

- PCT 規則 12 の 2、23 の 2 及び 41：国内法で許可されている場合には、受理官庁は出願人の許諾なしに先の出願の調査又は分類結果の詳細を国際調査機関（ISA）へ送付します。それらの結果の送付に出願人の許諾が必要な場合には、受理官庁はその旨を国際事務局へ通知します。詳細は PCT/WG/8/18 及び PCT/WG/8/25（パラグラフ 60 から 70）を参照。
- PCT 規則 86 及び 95：指定官庁は、国内段階移行、国内公報、特許付与に関する情報を IB へ適時送付することが義務付けられます。当該情報は PATENTSCOPE で閲覧可能となり、またバルク形式で他の特許情報サービス提供者に対し利用可能となり、国内権利が付与されたか否かに関する情報に大きな改善をもたらします。詳細は PCT/WG/8/8 及び PCT/WG/8/25（パラグラフ 77 から 83）を参照。

上記改正は 2017 年 7 月 1 日に発効しますが、本総会はまだそうしていない国内官庁に対し、可能であればその日以前に、国内段階移行に関する関連情報を提供するよう強く推奨しました。

本総会は補充国際調査制度に関する報告書（PCT/A/47/3）を留意し、IB、国内官庁及びユーザーグループは引き続き当該制度の認知度を高め普及促進を図ること、国際機関は提供するサービスの範囲及び料金の見直しを考慮すること、また IB は 2020 年のさらなるレビュー前の 5 年間にわたりシステムのモニタリングを継続することに合意しました。

本総会は、収入の損失を防ぐため一年に一度のみ換算額を設定しヘッジング契約を利用するために、出願手数料の換算額の設定に関する指令を修正するための提案（PCT Newsletter 2015年6月号に記載）の議論を先延ばしすることに合意しました（PCT/A/47/5 Rev.）。

本総会はまた PCT サービスの利害関係者への提供を改善することについて PCT 作業部会（PCT/A/47/1）及び PCT 国際機関会合（PCT/A/47/2）によりなされた作業に関する報告を留意し、さらなる作業に関する勧告を承認しました。これらの事項は PCT Newsletter 2015 年 2 月号及び 6 月号にてそれぞれ報告されました。

本会合の報告書はまもなく下記リンク先に掲載されます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/a/47

PCT 最新情報

BN：ブルネイ・ダルサラーム（管轄国際調査及び予備審査機関）
CY：キプロス（手数料）
EP：欧州特許庁（書類を発送したことの証拠）
FR：フランス（電話番号、手数料）
IS：アイスランド（手数料）
MT：マルタ（インターネットアドレス）
MX：メキシコ（管轄国際調査及び予備審査機関）
RU：ロシア連邦（手数料、国内段階移行期限）
VN：ベトナム（管轄国際調査及び予備審査機関）
ZA：南アフリカ（手数料）

調査手数料（オーストリア特許庁、欧州特許庁、インド特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁）

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT 受理官庁ガイドライン

PCT 受理官庁ガイドラインは修正がなされ、2015 年 10 月 1 日に発効しました。今回の修正は、特定の国際調査機関により提供される新しいサービス（PCT Direct）に関係します。このサービスは、出願人が特定の状況下で、受理官庁に先の出願の調査結果に関するコメントを提出可能とするものです。

本ガイドライン（PCT/GL/RO/14）の全文は英語又は仏語の PDF 又は HTML 形式でご利用頂けます。

（英語） <http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>

（仏語） <http://www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html>

上記修正は、PCT 官庁に送付された回章 C.PCT 1456 及び C.PCT 1458 において詳細に説明されています（<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/>を参照）。

PCT 国際調査・予備審査ガイドライン

PCT 国際調査・予備審査ガイドラインは修正がなされ、2015 年 10 月 1 日に発効しました。今回の修正は、国際調査及び予備審査機関に送付された回章 C.PCT 1455 及び C.PCT 1459 で説明されています (<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/>を参照)。

本ガイドライン (PCT/GL/ISPE/14) の全文は英語の PDF 形式でご利用頂けます。仏語版もまもなく下記リンク先からご利用になれます。

(英語) <http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>

(仏語) <http://www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html>

セミナー資料

2015 年 9 月 24 及び 25 日にジュネーブの WIPO 本部で開催された上級者向け PCT セミナーに関するセミナー資料が下記リンク先からご利用いただけます。本資料には、国際段階及び国内段階の手続き、PCT の最近の動向及び将来展望、ePCT を用いた PCT 出願の提出及び管理に関する情報を含みます。

http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/advanced_seminar.pdf

第三者情報提供に関する PCT FAQs (日本語)

第三者情報提供に関する FAQ が日本語でご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ja/faqs/index.html>

PCT ケーススタディ

PCT が発明を促進していることを実証する 70 以上のケーススタディを含む PCT ケーススタディウェブサイトが改訂され新しいケースが追加されました。当該サイトには現在、ユーザのニーズに関連するケーススタディをユーザが容易に迅速に検索できるよう、各スタディのテーマを選定し表示した“フォーカス”キーワードを設けました。下記リンク先にて利用可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/inventions/case_studies.html

PATENTSCOPE 検索システム

国内コレクション：英国

PATENTSCOPE 検索サービスは英国の国内コレクションを追加しました。それにより、英国の 1782 年以降の 280 万件以上の書誌データを検索可能となりました。全文検索機能は近い将来追加される予定です。英国のコレクションの追加により、PATENTSCOPE データベースでは、40 の国内又は広域官庁のコレクションを含む 4800 万件以上を利用可能となりました。

コレクションは下記リンク先からご利用いただけます。

<http://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

アラビア語での利用開始

PATENTSCOPE 検索システムがこれまでの 9 言語（中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語）に加え、アラビア語で利用可能になりました。なお、現在アラビア語では以下の機能をご利用いただけます。より高度な検索機能は徐々にアラビア語で利用可能となる予定です。

- 検索の実行
- 検索結果の表示
- ユーザアカウントへのログイン
- ヘルプとサポートページの表示

中国語文献の翻訳

WIPO が開発した機械翻訳ツールであり PATENTSCOPE のユーザインターフェイスにて利用可能な“WIPO 翻訳”は現在、中国語文献全文を英語へ又はその逆も同様に、業界をリードする翻訳機能を提供します。

ユーザは長い文書の即時、自動翻訳を利用可能となりました。さらに、WIPO 翻訳は中国語／英語の特許文書に特化して蓄積されており、独立した評価ツールでは他の一般的に利用されているものより正確であると示されています。そのためユーザは他の翻訳ツールに比べ、発明の性質に関するより優れた明確な見解を得ることが可能です。また WIPO 翻訳は安全な“https”プロトコルで提供されていますので、翻訳作業は非公開であり、第三者によるアクセスはできません。

WIPO 翻訳は他の 6 言語（英語⇄仏語、英語⇄独語、英語⇄日本語、英語⇄韓国語、英語⇄ロシア語、英語⇄スペイン語）でも利用可能ですが、現在は短文のみ（最大 2,000 文字）です。翻訳は下記リンク先の欄に文章をペーストして必要な言語を選択してください。

<https://www3.wipo.int/patentscope/translate/translate.jsf?interfaceLanguage=en>

WIPO Pearl 更新

WIPO は 2014 年 9 月に PCT 出願や特許文献で使われている豊富な複数言語の科学技術専門用語を無料で利用可能な新しいデータベースの提供を開始しました（PCT Newsletter 2014 年 10 月号参照）。下記リンク先から利用可能です。

<http://www.wipo.int/wipopearl>

WIPO Pearl は、PCT の 10 の公開言語間の用語の正確かつ一貫性のある利用を促進し、科学技術の知識を簡単に検索し共有することができます。ユーザは従来の“言語検索”（用語による検索）又は言語ごとの関連する概念のグラフィック表示を提供する革新的な“コンセプトマップ検索”によりデータベースを検索可能です。WIPO Pearl は、PATENTSCOPE と統合されているため、PATENTSCOPE のコーパス全体や他言語における該当する用語を検索可能です。

2015 年 9 月のデータベースの更新に続き、WIPO Pearl は現在、WIPO-PCT の言語専門家（翻訳者や用語管理者）によって全て入力され検証された 16,000 の概念や 105,000 以上の用語が収録されております。

WIPO Pearl のコンテンツに関するご意見をお聞かせください。
ウェブサイト (<http://www.wipo.int/contact/en/>) の “Contact us” のリンク先もご利用頂けます。

偽の手数料の支払い請求

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではなく、PCT に基づく国際出願の手続きに関係のない、手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。そしてこの度、“IP save” と “WPAT” からの新たな請求書が確認されました。本請求書は、PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例と共に下記リンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX 番号： +41 22 338 83 39

電子メール： pct.legal@wipo.int

WIPO は、PCT 出願人、代理人又は発明者 (PCT ユーザ) の皆様に、政府又は国内商取引保護協会にて対処するようお勧めしております。苦情申立ての例文や “苦情受付け政府機関及び商取引保護協会” の一覧が上記ウェブサイトでご覧いただけます。

なお、様式 PCT/IB/311 は 2015 年 10 月 1 日から偽の手数料の支払い請求に関する注意喚起を追加するよう修正されました。修正された様式は下記リンク先から、それぞれ英語、仏語でご覧いただけます。

(英語) <http://www.wipo.int/pct/en/forms/ib/ib311.pdf>

(仏語) <http://www.wipo.int/pct/fr/forms/ib/ib311.pdf>

欧州特許庁からのお知らせ

モルドバ共和国における欧州特許の有効化

欧州特許機構とモルドバ共和国政府間の新しい取決めが 2015 年 11 月 1 日に発効されます。その日以降、欧州特許及び欧州特許出願 (欧州特許として指定のある PCT 出願を含む) のモルドバ共和国での有効化が可能となります。有効化の後、これらの特許はモルドバ共和国での国内特許と同様の権利及び法的保護を有します。

当該有効化取決めの発効に伴い、単一の欧州特許出願で最大 42 ヶ国で特許保護を得ることが可能になります。これらは欧州特許機構の 38 加盟国、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びモンテネグロの二つの拡張国、及び EPO が今年 3 月に発効した有効化取決めに交わしたモロッコを含みます（PCT Newsletter 2015 年 2 月号参照）。

以下の情報は PCT 出願に基づき付与された欧州特許の有効化に関します。モルドバ共和国におけるそのような欧州特許の有効化は出願人の請求のもとに可能であり、2015 年 11 月 1 日以降に出願される国際出願に関しては、欧州特許の有効化が請求されたものと見なされます。なお、その日以前に出願された PCT 出願や当該出願に基づく欧州特許に関しては利用できませんのでご注意ください。

欧州－PCT 出願をモルドバ共和国において有効化するためには、国際出願を欧州段階へ移行するための期限内、又は国際調査報告書の公開日から 6 ヶ月以内の何れか遅い期限内に、EPO に有効化手数料 200 ユーロを支払う必要があります。その期限を経過した後であっても、下記の期限内に 50%の追加料金を支払うことで、有効化手数料の支払いは有効になります。

- 2 ヶ月のグレースピリオド期間内、又は
- 指定手数料に関する手続続行請求と共に：指定手数料の未払いを受け EPC 規則 112(1)に基づく権利喪失の連絡の通知から 2 ヶ月以内

有効化国としてのモルドバ共和国に関する参照は、欧州段階（指定又は選択官庁としての EPO）へ移行する際に必要な様式（様式 EPA/EPO/OEB 1200）に含まれます。当該様式の更新版は 2015 年 11 月 1 日に EPO のウェブサイトにて利用可能となり、PCT 出願人の手引の EP 国内段階の附属書としても掲載される予定です。詳細は下記リンク先をご覧ください。

<http://www.epo.org/news-issues/news/2015/20151008.html>

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/president-notice/archive/20150109.html>

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20151009.html>

“PCT Direct” の拡張

2014 年 11 月 1 日、欧州特許庁（EPO）は受理官庁（RO）及び国際調査機関（ISA）の資格において、新たなサービス“PCT Direct”を開始しました（PCT Newsletter 2014 年 11 月号参照）。当該サービスは、EPO に国際出願を提出し、EPO により既に調査された先の出願に基づいて優先権を主張する出願人は、非公式なコメントを提出することにより、先の出願で作成された調査見解で提起された異議に対して反論することができます。そのようなコメントは、国際出願の請求の範囲の特許性に関する意見書の形式で提出される必要があり、先の出願と比較して、出願書類、特に請求の範囲の修正に関する説明を含むこととなります。必要な要件が満たされていれば、EPO は国際調査報告書（ISR）及び見解書を作成する際にそれらの非公式コメントを考慮します。

2015 年 7 月 1 日に、この EPO のサービスは、EPO が ISA として選択された場合に、**何れの他の受理官庁へ提出された国際出願**にも適用されるよう拡張されました。そのため、“PCT Direct”の書簡が関連する受理官庁に対して所定の様式で国際出願と共に提出される場合、及び当該国際出願が EPO により調査された先の出願の優先権を主張する場合において、EPO は ISR 及び見解書を作成する際にそれらの非公式コメントを考慮します。ePCT システムはこの

新しいサービスに対応しています。詳細は以下のリンク先をご参照ください。

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2015/06/a51.html>

イスラエル特許庁も 2015 年 4 月 1 日より“PCT Direct”の試行を開始しました(PCT Newsletter 2015 年 4 月号参照)。

新しい PCT-EPO ガイドライン

新しい刊行物“PCT 機関としての EPO における調査及び審査のためのガイドライン”が EPO のウェブサイトにて利用可能となりました。2015 年 11 月 1 日に発効する当ガイドラインは、ISA 及び IPEA としての EPO に対する国際出願の処理における様々な局面で従うべき実務及び手続きに関する指針となります。この新しい刊行物は現行の欧州-PCT ガイド及び PCT 国際調査・予備審査ガイドライン、PCT 受理官庁ガイドライン及び PCT 出願人の手引を補足する目的で作成されています。当ガイドラインは下記リンク先から利用可能です。

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/guidelines-pct.html>

日本国特許庁：国際調査及び予備審査に関する新しいハンドブック

日本国特許庁(JPO)は、新たに PCT 国際調査及び予備審査ハンドブックを発行しました。2015 年 10 月 1 日から適用される本ハンドブックは、国際調査及び予備審査機関としての JPO の手続き及び指針を明確にし、下記リンク先にて日本語及び英語(仮翻訳)で利用可能です。

(日本語) http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/files_pct_handbook/all.pdf

(英語) http://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/files_pct_handbook_e/all_e.pdf

本ハンドブックに関する詳細は下記リンク先をご覧ください。

(日本語) http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pct_handbook.htm

(英語) http://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/pct_handbook_e.htm

実務アドバイス

PCT 出願時に参照可能な役立つ PCT 関連資料

Q: 特許管理者見習いで、PCT 出願を行う特許弁理士を補助する予定です。PCT 出願の提出に関して出来る限り調べたいのですが、参照可能な資料の一覧を教えてくださいませんか？

A: まず初めに、PCT 出願を行う前に PCT を熟知していることが非常に重要です。以下の情報は PCT 出願の提出方法を説明するものではありません。手短にお答えできませんし、PCT ウェブサイトに掲載された様々な資料ですでに説明されているため、ここでは参照するのに役立つ資料をご紹介します。定期的な PCT ユーザにとって、これらの資料の多くはおそらくすでにご存知でしょうが、当情報が役立つリマインダーとなれば幸いです。資料の多くは最新情報となるよう頻りに更新されており、以下の PCT ウェブサイトのリンク先で利用可能です。

<http://www.wipo.int/pct/en/>

最初に出願人の観点から PCT の手続きの概要を説明する PCT FAQs（外国における発明の保護：特許協力条約（PCT）に関する FAQ）をご一読ください。下記リンク先にて閲覧可能です。

<http://www.wipo.int/pct/en/faqs/faqs.html>

以下の情報では PCT 出願の提出にあたり、特定の状況に対応する際に参照可能な資料を掲載しています。その他の基礎や上級者向けを含むより一般的な資料は最後にご紹介します。

PCT 出願の提出先

出願人は通常自国の特許庁又は広域特許庁（出願人が広域特許機関又は協定の加盟国又は締約国の国民又は居住者である場合）へ PCT 出願の提出が可能です。出願が可能な提出先を調べるには、下記リンク先の **PCT 出願人の手引**の附属書 B（一般情報）をご参照ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

出願人（又は出願人のうち一人）が国民及び／又は居住者である国、又は関連する広域官庁（AP、EA、EP、OA）の国に対応する“一般情報（附属書 B）”に記された X 印を選択し、“[...]の国民及び居住者のための管轄受理官庁”の欄をご参照ください。なお、何れの PCT 締約国の国民及び／又は居住者である出願人は、受理官庁としての WIPO 国際事務局（RO/IB）に PCT 出願を提出することができる旨、ご注意ください。詳細は下記リンク先の“**PCT 受理官庁としての国際事務局への直接出願**”をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/filing/filing.html>

出願する官庁の選択は、出願人の国籍若しくは住所又は発明がなされた場所により、国の安全に関する規定により制限されることがある旨、ご注意ください。詳細は下記リンク先の“国際出願及び国の安全に関する考慮事項”をご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/nat_sec.html

電子形式での PCT 出願の提出

多くの PCT 受理官庁は電子形式での国際出願を受理しており、出願人はそうすることで国際出願手数料の減額を受けることが可能です。どの官庁がどのような形式の電子出願を受理するかを確認するには、**PCT 出願人の手引**（<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>）**附属書 C**をご参照ください。また“電子出願を受理する官庁”の一覧は下記リンク先にて確認でき、表示された多くの官庁が受理可能な形式や電子証明書に関する詳細を提供しています。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/e-filing/index.html>

RO/IB では二つの電子出願形式を受理します。

- ePCT-Filing（ePCT 出願）（ePCT プライベートサービス（下記参照）経由）及び
- PCT-SAFE（http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html 参照）

多くの便利な機能や予防安全手段を提供する ePCT-Filing の利用をお勧めします。ePCT-Filing は認証機能を備えており、出願を通してユーザをガイドする学習ツールでもあります。

電子的な中間書類の提出及び国際出願の一件書類へのアクセス

WIPO が提供する ePCT プライベートサービス（WIPO ユーザアカウント及び電子証明書が必要）及び ePCT パブリックサービス（WIPO ユーザアカウントのみ必要）を利用することで、出願人は多くの中間書類を電子形式で提出することが可能です。また、ePCT プライベートサービスでは、出願人は出願に関する様々な手続きを簡単に実行でき、IB が管理する国際出願の電子的な一件書類を閲覧することも可能です。電子証明書の取得方法及びアップロードの仕方を含む詳細は、ePCT に関する様々な情報を得ることができ、デモモードで ePCT システムを利用することも可能な下記リンク先の **ePCT ポータル** をご利用ください。

<https://pct.wipo.int/LoginForms/epct.jsp>

PCT 出願に指定される国の確認方法

PCT 願書様式（PCT/RO/101）の提出は、国際出願日に PCT に拘束される全ての PCT 締約国の指定を構成します（PCT 規則 4.9(a)）。**PCT Newsletter** に掲載される締約国の一覧（“PCT 締約国及び二文字コード”）は下記リンク先から閲覧可能で、二文字国コードのアルファベット順に PCT 締約国が表示され、広域特許協定の加盟国及び国内ルートを閉鎖した国（広域特許のみ PCT 経由で取得可能な場合）に関する情報が掲載されています。

http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/list_states.pdf

二つ目は **PCT 出願人の手引** に含まれ、下記リンク先にて、締約国名がアルファベット順で表示され、PCT の発効日、関連する領土の適用及び特定の申立てに関する情報を提供します。

http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexa/ax_a.pdf

国内／広域官庁で利用可能な保護の種類

様式 PCT/RO/101 の提出は全ての PCT 締約国の指定を構成するのみならず、関連する国において利用可能な全ての種類の保護を求めることに関するそれらの国の指定、また該当する場合には、広域及び国内特許の両方を求めることに関するそれらの国の指定も構成します。しかしながら、幾つかの官庁は国内ルートを閉鎖しており、広域特許経由の保護のみ提供し、また幾つかの官庁は国内又は広域特許の代わりに、又はそれに加えて他の種類の保護を提供します。各 PCT 締約国で利用可能な保護に関する詳細は、下記リンク先の **“PCT 締約国の PCT 経由で利用可能な保護の種類”** の表をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/typesprotection.pdf>

当該情報は下記リンク先にて、関連する **PCT 出願人の手引の附属書 B**（“PCT に基づき取得可能な保護の種類”の欄）においてもご覧頂けます。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

また、特に広域特許が取得可能な国の情報は、下記リンク先の **“広域特許が取得可能な PCT 締約国”** の表に含まれています。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reg_des.html

国際調査機関（ISA）／国際予備審査機関（IPEA）として行動する官庁の確認方法

現在 17 の国内特許庁及び 2 つの広域特許庁が ISA 及び IPEA として実務を行っています。ISA 及び IPEA として行動するための管轄官庁（場合により複数の官庁）は、**PCT 出願人の手引**（<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>）**附属書 C** の関連箇所に掲載されています。PCT 出願を提出する受理官庁の二文字国コードの“受理官庁（附属書 C）”の欄に記された X 印を選択し、“管轄国際調査機関”の欄、又は国際予備審査請求書を提出する場合には“管轄国際予備審査機関”の欄をご参照ください。複数の ISA 又は IPEA を選択できるかもしれませんが、幾つかの IPEA は国際調査が特定の ISA により実施された場合にのみ IPEA として行動する場合がありますことにご留意ください（該当する場合は脚注に記載）。ePCT-Filing を利用した出願の場合には、ISA 及び IPEA の選択肢は自動的に表示されます。

国際出願を行うための言語

出願をする官庁に関しては**PCT 出願人の手引**（<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>）**附属書 C** をご参照ください。なお、国際出願をする言語が ISA により認められない場合（附属書 D 参照）には、出願人は翻訳文を提出する必要があります（PCT 規則 12.3）。また、国際出願をする言語が公開言語¹ではなく、国際調査のための翻訳文（PCT 規則 12.3(a)）が要求されていない場合は、出願人は公開言語による出願の翻訳文を提出する必要があります（PCT 規則 12.4(a)）。

国際段階で必要な手数料の確認方法

国際出願を提出する際に支払う手数料に関する情報は、出願をする官庁に関する **PCT 出願人の手引**（<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>）**附属書 C** をご参照ください。選択した ISA に支払う調査手数料の額は附属書 D を、また該当する場合、選択した IPEA へ支払う予備審査手数料及び取扱手数料の額は附属書 E をご参照ください。主な手数料は、下記リンク先の“**PCT 手数料表**”に掲載されています。

<http://www.wipo.int/pct/en/fees/>

PCT 出願人及び代理人が WIPO 国際事務局以外の者から、PCT 国際出願の手続きに関係のない手数料の支払いを求める通知を受領している事態にご留意ください。詳細は、下記リンク先の“**ご注意ください：WIPO 国際事務局以外のものからの手数料請求書**”をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

官庁がした留保、宣言又は IB に通知した特定の PCT 条約又は規則の国内法令との不適合の確認方法

特定の受理官庁又は指定（選択）官庁に対し適用されない PCT 条約又は規則があるか確認するには、下記リンク先の“**留保及び不適合**”の表をご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

¹ 公開言語（PCT 規則 48.3）は、アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語

国内段階移行期限の確認方法

通常、国内段階移行期限は優先日から 30 ヶ月（PCT 第 22 条(1)及び第 39 条(1)(a)参照）ですが、国内又は広域官庁は PCT 第 22 条(3)及び第 39 条(1)(b)に基づき、より長い期限を IB へ通知している場合もあります。なお、三つの官庁は PCT 第 22 条の国内法令との不適合を通知しており、指定官庁としての当該官庁に国内移行する PCT 出願には、20 ヶ月の期限が適用されます。下記リンク先の“国内段階移行期限”の表には、全ての指定（又は選択）官庁の期限が掲載されています。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/time_limits.html

当該情報は **PCT 出願人の手引** (<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/index.jsp>) の関連国の国内段階の概要ページでもご確認頂けます。

公開された国際出願の閲覧方法

全ての公開された PCT 出願及び関連書類は、下記リンク先の WIPO の **PATENTSCOPE 検索システム**にて無料で閲覧可能です。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/structuredSearch.jsf>

さらに、“国内段階”タブにて、特定の PCT 出願の国内段階移行に関する情報と、場合によっては、当該出願の特定のステータス情報へのリンクが表示されます（当該情報が IB にとって利用可能である場合のみ）。

国内段階移行のための要件及び手数料の確認方法

関連する国内官庁により IB へ提供されている場合、各指定（又は選択）官庁への国内段階移行の要件の概要、及びそれに続く当該官庁に対する手続きの詳細は、関連する **PCT 出願人の手引** (<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/index.jsp>) **国内段階**に掲載されています。国内段階移行の際に支払う手数料は“概要”に含まれており、その他の国内手数料に関しても国内段階にてご確認いただけます。

PCT の一般概要を提供する関連資料

以下に参照される PCT 関連情報をご一読される前に、PCT で使用される用語の理解に便利な PCT Glossary（PCT 用語解説）がお役に立つでしょう。下記リンク先をご参照ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/glossary.html>

PCT についてあまり熟知されていない方には、次に示すより理解しやすい PCT 関連資料を参照することから始めるのが良いでしょう。

PCT ディスタンスラーニング（基礎）

PCT の一般概要を説明する WIPO の無料オンラインコース“特許協力条約入門”をご希望の際は、下記リンク先から受講できます。

http://www.wipo.int/pct/en/distance_learning/index.html

PCT セミナー資料

PCT 出願をする際の様々な点に関する情報を提供する役立つ PCT セミナー資料が、下記リンク先で利用可能です。

(英語) http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/seminar/basic_1/document.pdf
(日本語) http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/seminar/basic_1/document.pdf

PCT 出願人の手引

PCT の手続きに関する **詳細**は *PCT 出願人の手引*をご利用ください— “**国際段階の概要**” 及び “**国内段階の概要**” を以下のリンク先にて参照。これは出願人にとって主要な役割を果たす資料であり、PCT 官庁や機関の国際段階及び国内段階における要件に関する包括的な情報を含みます。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

PCT ビデオシリーズ

“Learn the PCT (PCT を学ぶ)” と題した 29 本の短編ビデオシリーズは、PCT 手続きの国際段階及び国内段階における重要な点や問題に関する情報を提供し、PCT セミナー資料よりも、より詳細な説明がされています。このビデオシリーズは下記リンク先にて無料でご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/training/index.html>

PCT ウェビナー

PCT 関連のウェビナーは研修目的で、また PCT ユーザに制度の最新情報をお知らせするために定期的に提供されています。特に WIPO の電子出願及び書類管理システム (ePCT プライベートサービス、ePCT パブリックサービス、ePCT-Filing (下記参照)) に関するウェビナーもごさいます。今後予定されているウェビナーに関する情報は、下記リンク先の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf>

過去のウェビナーのアーカイブは下記リンク先から閲覧可能です。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

重要な法律文書

最も重要な法律文書は“**特許協力条約**”及び“**PCT に基づく規則**”、規則の詳細を提供する“**PCT 実施細則**”です。これらは下記リンク先にてご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

その他の役立つ関連資料

定期的なお知らせ及び更新は、下記リンク先の **PCT Newsletter**（毎月発行）

<http://www.wipo.int/pct/en/newslett/>

及び下記リンク先の **公示（PCT 公報）**（毎週発行）をご参照ください。

http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

PCT 期間計算システムは、下記リンク先でご利用可能で、PCT の重要な期限の計算を行います。

<http://www.wipo.int/pct/en/calculator/pct-calculator.html>

様々な PCT 機関に対する手続きの理解を深めるためには、下記リンク先の“**PCT 受理官庁ガイドライン**”及び“**PCT 国際調査・予備審査ガイドライン**”をご参照ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>

最初の PCT 出願を準備する前に何かご不明な点があれば、下記 PCT インフォメーションサービスまでお問い合わせください。

電子メール: pct.infoline@wipo.int
電話番号: (+41-22) 338 8338
ファックス: (+41-22) 338 8339

電子形式での PCT 出願や RO/IB への PCT 出願に関するお問い合わせ先は、下記リンク先の PCT ウェブサイトの“お問い合わせ先”の欄に掲載されています。

<http://www.wipo.int/pct/en/>

出願後の PCT 出願について“権限のある職員”へのお問い合わせをご希望でしたら、下記リンク先で検索できます。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/teamlookup.jsf>

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2015年11月号 | No. 11/2015

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

日本国特許庁主催の **PCT セミナー** が下記日程で開催されます。事前のお申し込みは必要ですが **無料** です。PCT に関する最新のトピックスをご紹介します。是非ご参加ください。

https://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/ibento2/h27_chiteki_setumeikai.htm

2015年12月 2日（水）名古屋

2015年12月 10日（木）広島

2015年12月 3日（木）大阪

2015年12月 14日（月）福岡

2015年12月 7日（月）東京

国際出願の電子出願及び手続

ポーランド：ポーランド共和国特許庁の ePCT-Filing（ePCT 出願）の受入れ

受理官庁としてのポーランド共和国特許庁（RO/PL）は、2015年11月1日から、PCT-SAFE や EPO オンライン出願に加え、ePCT ポータルの ePCT-Filing（ePCT 出願）機能を利用した国際出願を受入れることを国際事務局に通知しました。電子形式による国際出願の提出に関する RO/PL の詳細は、2015年11月5日付けの公示（PCT 公報）に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

PCT 出願人の手引 附属書 C（PL）が更新されました。

コロンビア：産業経済監督所（コロンビア）による電子形式での国際出願の受理及び手続きの開始

受理官庁としての産業経済監督所（コロンビア）（RO/CO）は、2015年11月10日から、ePCT ポータルの ePCT-Filing 機能を利用した国際出願を受入れることを国際事務局に通知しました。電子形式による国際出願の提出に関する RO/CO の詳細は、まもなく公示（PCT 公報）に掲載されます。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

PCT 出願人の手引 附属書 C（CO）が更新されました。

適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は手数料表 I(a) に表示されました。RO/PL 及び RO/CO の受入れにより、ePCT-Filing を受入れる受理官庁は 27¹ になりました。

¹ ePCT 出願は現在、次の受理官庁に対して可能です：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/BR, RO/CA, RO/CL, RO/CO, RO/CZ, RO/DK, RO/DZ, RO/EA, RO/EE, RO/EP, RO/FI, RO/HU, RO/IN, RO/LV, RO/MX, RO/MY, RO/NZ, RO/PL, RO/QA, RO/SA, RO/SE, RO/SG, RO/TR, RO/ZA

年末の国際事務局の閉庁日、公開スケジュールの変更

国際事務局の閉庁日

2015年12月及び2016年1月における、国際事務局（IB）の閉庁日は、週末に加えて、2015年12月24日（木）、25日（金）、31日（木）、2016年1月1日（金）となります。

したがって、IBは2015年12月21日（月）から23日（水）、2015年12月28日（月）から30日（水）は業務を行い、2016年1月4日（月）からは平常通り業務を行います。

PCT Information Service（情報サービス）

PCT情報サービスは2015年12月24日（木）から2016年1月3日（日）まで業務を停止します。業務再開は2016年1月4日（月）午前9時（中央ヨーロッパ時間（CET））です。

なお、その停止期間においてもPCT情報サービスに電話（Tel: (+41-22) 338 83 38）をすると、緊急時に用いられる電話番号を提供する録音メッセージが流れます。なお、PCT情報サービスは、国際出願の提出やそれに続くPCT国際段階での手続についてのご質問にお答えいたします（個別の国際出願に関してはPCTプロセッシングサービスにお問い合わせ下さい）。詳細は以下のURLをご参照下さい。

<http://www.wipo.int/pct/en/infoline.html>

PCT e-Services（電子サービス）ヘルプデスク

PCT電子サービスヘルプデスクの業務は以下の日程で行います。

2015年12月24日（木）から27日（日）：業務停止

2015年12月28日（月）から30日（水）：業務短縮（午前9時から午後4時（CET））

2015年12月31日（木）から2016年1月3日（日）：業務停止

2016年1月4日（月）から業務再開し、平常通り午前9時から午後6時（CET）

なお、PCT電子サービスヘルプデスクは電子形式での出願の準備、提出及び管理目的のサービス（ePCT（<https://pct.wipo.int>）、PCT-SAFE（<http://www.wipo.int/pct-safe/en/index.html>）、WIPO電子証明書及びデジタルアクセスサービス（DAS）（<http://www.wipo.int/das/en/>））に関する質問を承ります。

公開スケジュール

年末の休暇時期において、通常の公開予定日である2015年12月24日（木）と2015年12月31日（木）はWIPO閉庁日にあたるため、公開が1日早まり、それぞれ2015年12月23日（水）と2015年12月30日（水）となります。

上記公開日に関して、国際公開に反映させたい変更はそれぞれ2015年12月8日（火）及び12月15日（火）の24時（CET）までに国際事務局に受理される必要があります。つまり、何れの場合も、公開の技術的準備の完了が、通常、国際公開前15日のところ、14日となりますのでご注意ください。

PCT 最新情報**国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料（多くの官庁）**

2016年1月1日から、PCT手数料表に表示されているとおり、国際出願手数料、30枚を超える用紙毎の手数料、手数料表の項目4に示されている電子出願による減額（該当する場合）、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料の特定通貨における換算額が変更になります。

これらの変更は *PCT 出願人の手引* (<http://www.wipo.int/pct/guide/en/>) の以下の附属書にて、まもなく更新されます。

- **附属書 C (受理官庁)** : AM, AP, AT, AU, AZ, BA, BE, BH, BW, BY, BZ, CA, CL, CR, CU, CY, CZ, DE, DK, DO, EA, EC, EE, EG, EP, ES, FI, FR, GB, GE, GH, GR, GT, HN, HU, IB, IE, IL, IN, IS, IT, JP, KE, KG, KZ, LR, LT, LU, LV, MC, MD, MT, MW, MX, NI, NL, NO, NZ, PA, PE, PG, PH, PT, RO, RU, SA, SC, SE, SG, SI, SK, SM, SV, SY, TJ, TM, TT, UA, US, UZ, ZA, ZM, ZW
- **附属書 D (国際調査機関)** : AT, AU, CA, CL, CN, EG, EP, ES, FI, IL, IN, JP, KR, RU, SE, US, XN
- **附属書 SISA (国際調査機関 (補充調査))** : AT, EP, FI, SE, XN
- **附属書 E (国際予備審査機関)** : AT, AU, BR, CA, CL, EG, EP, ES, FI, IN, JP, RU, SE, US, XN

AT : オーストリア（ヌクレオチド及び／またはアミノ酸の配列リストの提出）

AZ : アゼルバイジャン（Eメールアドレス、手数料）

BB : バルバドス（国内段階移行の特別な要件）

CO : コロンビア（電子出願、手数料）

IB : 国際事務局（手数料）

NA : ナミビア（電話及びファックス番号、Eメール及びインターネットアドレス）

PE : ペルー（電話及びファックス番号）

PL : ポーランド（電子出願）

RS : セルビア（手数料）

SG : シンガポール（国際予備審査機関としての管轄に関する制限）

SK : スロバキア（電話番号、Eメールアドレス）

VC : セントビンセントおよびグレナディーン諸島（手数料、国内段階移行の特別な要件、代理人に関する要件）

VN : ベトナム（官庁の名称、所在地とあて名、電話及びファックス番号、Eメール及びインターネットアドレス）

PCT-SAFE 更新**PCT-SAFE クライアントソフトウェア 新しいパッチのリリース**

PCT-SAFE クライアントソフトウェア（2015年10月1日付け Version 3.51.071.247）の新しいバージョンが次のサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

この新しいバージョンの詳細は上記ウェブサイトでご覧いただけます。

PCT 関連資料の最新／更新情報**PCT 規則の履歴**

PCT 規則の履歴は、最後に更新された 2014 年 7 月以降の修正を含むように 2015 年 7 月 1 日時点として更新されました。これは PCT 規則の今までの全ての変更について、条文毎に年代順にまとめられており、次のリンク先からご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regulations_history.pdf

偽の手数料の支払い請求に対する苦情申立てのための新しいガイダンス（英語以外の言語）

WIPO は PCT 出願人、代理人又は発明者に送られる偽の手数料の支払い請求に歯止めをかけるため締約国及び他の機関と連携を密にしておりますが、関係者にも政府又は国内商取引保護協会にて対処するようお勧めしております。当目的のため、このような偽の請求書に対し、PCT ユーザが苦情申立てをする際の参考情報を PCT ウェブサイトに掲載しました。当該情報は英語に加えて現在、中国語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語で利用可能になり、下記リンク先の上部右側にて必要な言語を選択してご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

実務アドバイス**ePCT-Filing（ePCT 出願）を利用して国際出願を提出する際の代理人による出願人への eViewer アクセス権の付与**

Q: ePCT-Filing（ePCT 出願）を利用して PCT 出願を提出予定の代理人です。出願人は手続きが行われ、出願が提出される国の国籍を有する者ですが、当出願人は実際には時差のある別の国に拠点を置いており、会って連絡をとったり、電話連絡をとったりすることさえも難しい状態です。出願前及び国際出願の過程において共同作業が可能で、出願へのオンラインアクセスを出願人に提供できる方法がありますか？これにより出願手続きが透明性のあるものになり、例えば書誌データに関する間違いを出願人が見つけることが可能になると思います。

A: ePCT-Filing を利用して新しい PCT 出願を作成するのでしたら、新しく作成された出願への“eOwner”アクセス権が自動的に付与されますので、WIPO ユーザアカウントを作成し、電子証明書で当該アカウントの認証を得た他のユーザ、又は ePCT システムの“eHandshake”に登録した者へアクセス権を付与することが可能です。出願の確認及び出願手続きの様々な段階での出願人による管理を可能にするため、出願人の参加をご希望でしたら“eViewer”のアクセス権を付与することができます。これにより、当出願人は提出前の PCT 出願の下書きを確認することができ、またそれにより間違いについて連絡を受ければ、必要かつ適切な行動を取ることが可能になります。なお、“eViewer”のアクセス権は国際出願の閲覧を許可しますが、文書又はデータの修正はできず、アクセス権を他者に付与することもできませんので、ご注意ください（しかし、eViewer のユーザは、例えば出願に対する権利を他者に譲渡する場合、自身のアクセス権を削除することが可能です）。

出願の提出前に付与されるアクセス権は出願後も有効です。eViewer のアクセス権を出願人及び発明者に与えることは、間違いの可能性がないか出願を確認可能であり、また提出される文書を閲覧することができるだけでなく、出願の状況を閲覧したり、ePCT からの自動電子メー

ル通知により出願後の進捗の把握が可能になります（eViewer ユーザはそのような電子メール通知を受信します）。例えば、国際事務局（IB）が PCT 様式を発行する度に、又は新しい文書が電子ファイルへ追加される度に（国際調査報告書及び国際調査機関（ISA）の見解書のような関連書類が IB に受理された後すぐに）、通知がなされます。出願後は、ePCT にて国際公開の予定日を確認したり、実際に公開される出願の最初のページをプレビューすることができるため、公開の技術的な準備が完了（通常、公開前 15 日）する前に間違いに気づき訂正が可能になります。さらに、ePCT にて提供されるタイムラインにて、国内段階移行の 30 ヶ月期限の満了日が確認できます。

なお、PCT-SAFE ソフトウェアやその他の ePCT に対応している電子出願ソフトウェアを利用して PCT 出願が提出された場合にも、出願後に、出願人又はその他の関係者へ eViewer のアクセス権を付与することが可能です。

アメリカ合衆国の弁理士である Carl Oppedahl 氏は、ePCT の利用及びクライアントへの eViewer のアクセス権の提供を奨励しており、以下の実用的な例を語っています。

“私たちは最近、発明者はタイにおり、他のクライアント担当者がスイスにいるという PCT 出願を扱いました。ePCT の利用で、彼らは出願前に願書の下書き及び出願本体の下書きを確認することができました。ePCT がなければ、彼らによる確認の恩恵を受けることは難しかったです。”

電子証明書によるユーザアカウントの認証方法に関する詳細は、下記のリンク先にて、“出願人及び第三者のための ePCT ユーザガイド”を参照下さい。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct_wipo_accounts_user_guide.pdf

アクセス権の管理に関する詳細は、以下のリンク先の FAQ の 13 から 18 ページ（“セキュリティ及びアクセス権の管理”）をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct_wipo_accounts_faq.pdf

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2015年12月号 | No. 12/2015

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

国際出願の電子出願及び手続

アイスランド、ノルウェー及びフィリピン：アイスランド特許庁、ノルウェー工業所有権庁及び知的所有権庁（フィリピン）によるePCT-Filing（ePCT出願）の受入れ

受理官庁としてのアイスランド特許庁、ノルウェー工業所有権庁及び知的所有権庁（フィリピン）（RO/IS、RO/NO及びRO/PH）は、以下の日程より、ePCTポータルでのePCT-Filing（ePCT出願）機能を利用した国際出願を受入れることを国際事務局（IB）に通知しました。

RO/NO	2015年12月1日
RO/IS	2016年1月1日
RO/PH	2016年1月4日

RO/NO及びRO/ISに関しては、PCT-SAFE及びEPOオンライン出願への追加となり、それぞれ上述日以降、記録媒体による電子形式での国際出願を受理しません。

電子形式による国際出願の提出に関するRO/NO及びRO/ISの詳細を含む更新された通知は、それぞれ2015年12月3日及び12月10日付けの公示（PCT公報）に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

RO/PHの詳細を含む通知は、まもなく公示（PCT公報）に掲載されます。

PCT出願人の手引 附属書C（NO、IS及びPH）が更新されました。

アゼルバイジャン及びロシア連邦：アゼルバイジャン共和国国家標準化・度量衡・特許委員会及び連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

受理官庁としてのアゼルバイジャン共和国国家標準化・度量衡・特許委員会及び連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）（RO/AZ及びRO/RU）は、以下の日程より、PCT規則89の2.1(d)に基づき、電子形式での国際出願の受理及び手続を開始することをIBに通知しました。

RO/AZ	2015年12月1日
RO/RU	2016年1月1日

当該官庁はePCTポータルでのePCT-Filing機能を利用した国際出願を受入れます。適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は手数料表I(a)に表示されています。

電子形式による国際出願の提出に関するRO/AZの詳細を含む通知は、2015年11月26日付けの公示（PCT公報）に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

またRO/RUに関する詳細の通知は、まもなく公示（PCT公報）に掲載されます。

PCT出願人の手引 附属書C（AZ及びRU）が更新されました。

上述の官庁の受入れにより、ePCT-Filing を受入れる受理官庁は 32¹になりました。

国際事務局の閉庁日

PCT 規則 80.5 に基づく期間の計算に関して、国際事務局（IB）の 2016 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間の閉庁日は以下になります。

全ての土曜日、日曜日及び
2016 年 1 月 1 日
2016 年 3 月 25 日及び 28 日
2016 年 5 月 5 日
2016 年 5 月 16 日
2016 年 9 月 8 日
2016 年 12 月 26 日
2016 年 12 月 30 日

上述日は IB のみの閉庁日であり、国内及び広域官庁は該当しません。他の官庁の 2016 年の閉庁日は下記 PCT ウェブサイトにて閲覧可能です。

<http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml>

PCT 出願のために米国の優先権書類を提出する際の DAS の利用

2015 年 11 月 30 日に出願データシート様式の変更と共に米国規則 37CFR1.14(h)の変更が発効し、米国出願人が米国特許出願のファイルコンテンツ（一件書類）を国外の知的財産官庁へ提供するための許諾を与える手続きが簡素化されました。当該変更の実務上の効果は、不注意により求められる許諾をしないことを減らし、上述日以降に出願された米国特許出願に基づく優先権書類を取得するための WIPO デジタルアクセスサービス（DAS）の利用が容易になることです。これまでは、先の出願に関する出願データシートを作成する際、米国特許商標庁が当該書類を他の官庁へ提供することを許諾するためのチェックボックスにチェックする必要がありました。現在は、当該出願データシートに最初から許諾することが記載され、チェックボックスにチェックすることで許諾を拒否することができます。これにより出願人は、先の出願において許諾をし忘れることが少なくなるでしょう。

¹ ePCT-Filing は現在、次の受理官庁に対して利用可能です：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/AZ, RO/BR, RO/CA, RO/CL, RO/CO, RO/CZ, RO/DK, RO/DZ, RO/EA, RO/EE, RO/EP, RO/FI, RO/HU, RO/IN, RO/IS(2016 年 1 月 1 日から), RO/LV, RO/MX, RO/MY, RO/NO, RO/NZ, RO/PH(2016 年 1 月 4 日から), RO/PL, RO/QA, RO/RU(2016 年 1 月 1 日から), RO/SA, RO/SE, RO/SG, RO/TR 及び RO/ZA

先の米国国内出願に関する優先権書類の要件を満たすために DAS を利用する際には、米国出願番号、米国の出願日及び先の出願の受領通知に表示される 4 桁の確認番号であるアクセスコードを記載し、PCT 願書様式の関係箇所に記入する必要があります（国際事務局に対して先の出願の謄本を電子図書館から取得することを請求）。受理官庁へ謄本を準備し転送してもらう請求は、RO/US に国際出願を提出する米国出願人にとって好ましい選択です。

詳細は以下をご覧ください。

<https://www.federalregister.gov/a/2015-27335>

修正された出願データシートの“許諾又はアクセスを可能にする許諾の拒否”の項目は、先の出願の提出時のみ確認及び手続きされることにご留意下さい。それ以外では、要求される許諾を提出するための様式 PTO/SB/39（又は出願人が作成した同等のもの）が必要です。

PCT 最新情報

- AT：オーストリア（要求する写しの部数）
- AU：オーストラリア（Eメールによる通知、発明者の氏名及びあて名の提出期限、微生物及びその他の生物材料の寄託）
- AZ：アゼルバイジャン（電子出願、国の安全に関する規定、手数料）
- BR：ブラジル（代理人に関する要件）
- GT：グアテマラ（管轄国際調査及び予備審査機関）
- IL：イスラエル（手数料、国際出願の翻訳に関する要件、国内段階移行の特別な要件）
- IS：アイスランド（電子出願）
- KZ：カザフスタン（所在地及びあて名、電話及びファックス番号、インターネットアドレス、保護の種類、手数料）
- LA：ラオス人民民主共和国（管轄国際調査及び予備審査機関）
- MZ：モザンビーク（電話番号、通信手段）
- NO：ノルウェー（電子出願）
- PH：フィリピン（電子出願）
- RU：ロシア連邦（電子出願、手数料）
- SV：エルサルバドル（Eメールアドレス）
- VC：セントビンセントおよびグレナディーン諸島（国内段階移行期限）

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料（スペイン特許商標庁）

予備審査手数料及び国際予備審査に関する他の手数料（スペイン特許商標庁）

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT 作業部会の報告書

2015 年 5 月 26 日から 29 日まで開催された第 8 回 PCT 作業部会の報告書（PCT/WG/8/26）が通信により採択され、現在、同部会の他の文書と共に下記 WIPO ウェブサイトにて閲覧可能です。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=35593

PATENTSCOPE ニュース

国内コレクションの追加：大韓民国

PATENTSCOPE 検索サービスは、韓国語の特許データである大韓民国の国内特許コレクションを追加しました。大韓民国のコレクションは現在、新しい WIPO 標準 ST.96 でのフロントファイルデータを利用した韓国語での書誌データ、検索可能なフルテキスト及び図面から構成され約 340 万の資料を含みます。新しいデータは韓国知的所有権庁 (KIPO) の特許検索システムである KIPRIS で最初に公開された後、1 ヶ月以内に利用可能になります。韓国語が苦手なユーザには当事務局が開発したツール CLIR が韓国語での明細書及び図面の検索を補助します。

大韓民国の本特許データの追加により、PATENTSCOPE 検索システムでの特許文書の合計数は 5000 万件を超え、下記リンク先にて利用可能です。

<http://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

実務アドバイス

国際出願の一部として及び国際調査のための配列表の提出

Q: 配列表を含む PDF 形式で、電子形式で国際出願を提出予定です。国際調査機関は国際調査のため、配列表をテキスト形式で提出するよう要求していますが、国際出願の提出後に配列表を提出することは可能ですか？

A: PCT 規則 5.2(a)によると、“国際出願が一又は二以上のヌクレオチド又はアミノ酸の配列の開示を含む場合には、明細書には、実施細則に定める基準を満たし、かつ、当該基準に従い明細書の別個の部分として表した配列リストを記載する”とあります。参照される当該基準とは、PCT 実施細則の附属書 C (“PCT に基づく国際特許出願におけるヌクレオチド及びアミノ酸の配列表の表示に関する基準”) 及び WIPO 標準 ST.25

(<http://www.wipo.int/standards/en/pdf/03-25-01.pdf> 参照) に規定されています。基準に準拠した配列表は以下、附属書 C/ST.25 配列表とします。附属書 C/ST.25 配列表は、国際段階における全ての PCT 機関 (受理官庁及び国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA))、また同様に国内段階における指定 (又は選択) 官庁において (PCT 規則 13 の 3.3 参照)、出願の審査に使用されます。

国際出願の一部を構成する配列表は、**国際出願の他の部分と同時に提出しなければならず**、明細書の別個の部分として作成する必要があります。配列表が国際出願日以降に提出される場合、通常は国際出願の一部とはならず、国際出願と共に公開されません。しかしながら、特定の状況下で (下記最後から 2 番目の段落を参照)、国際出願への追加が可能です。配列表を国際出願と同時に提出する場合、国際出願の一部として提出する旨を明示する必要があります。ePCT-Filing (ePCT 出願) では“国際調査”タブをご利用下さい。PCT-SAFE ソフトウェアでは、“内訳”ページに配列表の項目を加えるためには“生物”ページの“明細書の配列表”のチェックボックスにチェックを入れて下さい。

PDF の電子形式で国際出願を提出する際、明細書の配列表の部分をテキスト形式で提出することをお勧めします。配列表は国際調査のためテキスト形式で準備する必要がありますし、余分な手数料の支払いを避けるためでもあります。明細書の配列表の部分が PDF 形式で (又は紙で) 提出される場合、配列表を構成するページは国際出願の合計ページ数を決定する際に数えられ、

30枚を超える1枚ごとの手数料がかかるかもしれません。なお、当該手数料はテキスト形式で提出される配列表にはかかりません。

電子形式で提出される国際出願に含まれる配列表は、電子文書形式である必要があり、電子形式で国際出願を提出する目的において、受理官庁により特定された通信手段により提出される必要があります。ePCT-Filing 又は PCT-SAFE を利用して国際出願を提出する際、配列表ファイルの基本的な確認が行われます。当該ソフトウェアは配列が有効であるかの十分な確認は行いませんが、特定の必要なタグが含まれているか確認するため最初の数行をチェックします。

もし配列表が必要な要件を満たしていない、若しくはヌクレオチド又はアミノ酸の配列表が出願で開示されているが、配列表が提出されていない場合には、ISA は国際調査が適切に実施されるように、電子テキスト形式での附属書 C/ST.25 配列表を、指定した期間内に提出するように求める（様式 PCT/ISA/225 の使用）でしょう（PCT 規則 13 の 3.1(a)）。何れの場合にも、配列表は出願時における国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨を記載した陳述書を作成する必要があります。また ISA に対し遅延提出手数料を支払う必要があるかもしれません（PCT 規則 13 の 3.1(c)）。ISA の必要な要件に従わない場合には、国際調査は制限され、すなわち審査官は特定の配列に関する請求の範囲の調査を行わないこともあります（PCT 規則 13 の 3.1(d)）。（国際調査のための配列表に関する要件は、国際予備審査にも適用される旨、ご留意下さい（PCT 規則 13 の 3.2)。）

国際調査のためテキスト形式で提出された配列表が国際出願の一部を構成せず、ISA に直接送付された場合には、ISA は IB へ写しを転送し、IB は出願の一部を構成していなかった旨を記載し、国際出願の公開時に PATENTSCOPE に配列表を掲載します。

配列表がフリーテキストを含む場合には、当該フリーテキストを明細書の主要な部分にも記載する必要があります（PCT 規則 5.2 及び附属書 C パラグラフ 36 参照）。

配列表提出のための基準に関する詳細は附属書 C をご参照下さい。電子形式での配列表の作成専用のソフトウェアが無料でご利用いただけます。例えば、

(1) “PatentIn” は米国特許商標庁の下記ウェブサイトから

<http://www.uspto.gov/web/offices/pac/patin/patentin.htm>

または日本国特許庁の下記ウェブサイトから

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/shutsugan/idensi_txt_de-ta.htm

(2) “BiSSAP” は欧州特許庁のウェブサイトから。詳細は以下をご覧ください。

<http://www.epo.org/applying/online-services/online-filing/auxiliary/bissap.html>

出願の一部として配列表を含まなかった場合、下記の特定の状況において、後に提出された配列表が国際出願の一部になることが可能な場合もあります。

- 必要な条件が満たされている場合（PCT Newsletter 2014 年 12 月号の“実務アドバイス”参照）、PCT 規則 20.6 に基づく引用による補充により含める。しかし、PCT 規則 20.6 が受理官庁及び指定官庁の国内法令に適合しない場合、当該官庁は配列表の引用による補充

は受け入れません（*PCT Newsletter* 2015 年 7-8 月号の“実務アドバイス”参照）。

- もし配列表を引用により補充することができない場合、国際出願を完成するために国際出願日の 2 ヶ月以内に受理官庁へ提出が可能（PCT 規則 20.5(a)(i)）。この場合、配列表の提出日が国際出願日になります。
- 国際予備審査請求をする場合、出願時における国際出願の開示の範囲を超えない場合に限り、PCT 第 34 条に基づく明細書の補正として配列表を提出可能（PCT 規則 13 の 3.1(e)）。

配列表の提出に関する詳細は下記リンク先の *PCT 出願人の手引* 国際段階の paragraph 5.099 から 5.104 及び 7.005 から 7.012、

<http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>

及び、下記リンク先の実施細則の附属書 C をご参照下さい。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai.pdf>

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧